

会報

第169号

◇エッセー

国立大学法人化の論議のただ中で 北海道大学長 丹保 憲仁

■諸会議議事要録

学長懇談会

理事会

第106回総会

第73回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第7常置委員会

第8常置委員会

教員養成特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

特別会計制度協議会

■要望書

国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■資料

第106回総会の確認事項

国立大学協会規則の一部改正（4件）

教育職員養成審議会「「情報」及び「福祉」の「教科に関する科目」に関する意見について

大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）に対する意見

『国立大学における男女共同参画を推進するために』報告書

国立大学協会

平成12年8月

会報

平成12年 8 月 第 169 号

第50卷第 3 号通卷第169号

平成12年 8 月号

国立大学協会

●エッセー

国立大学法人化の論議のただ中で 北海道大学長 丹保 憲仁 ……………7

【事業報告】

諸会議議事要録（平成12年5月～6月）

学長懇談会（5.1）……………17

国立大学の設置形態について

理事会（5.19）……………25

報告

会務報告

各委員会委員長報告

協議

平成11年度国立大学協会歳入歳出決算について

大学入試情報開示に関する検討小委員会の継続設置について

学生納付金等検討小委員会の継続設置について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

「国立大学における男女共同参画を推進するために」について

当面する諸問題について

その他（第106回総会日程／第107回総会等の日時・場所）

第106回総会〔第1日目〕（6.13）……………33

報告

「第8常置委員会」の設置について

「教員養成特別委員会」及び「医学教育特別委員会」の継続設置について

「入試改革に関する検討小委員会」の設置について

「大学入試情報開示に関する検討小委員会」及び「学生納付金等検討小委員会」の継続設置について

会務報告

各委員会委員長報告

協議

第8常置委員会設置に伴う諸規程の改正について

平成11年度国立大学協会歳入歳出決算について

平成12年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

人事院勧告の取扱いに関する要望について

国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書について

報告

大学入試センターからの報告

協 議	
当面する諸問題について	
第106回総会〔第2日目〕（6.14）	50
協 議	
当面する諸問題について	
その他（第107回総会・学長懇談会・国大協創立50周年記念祝賀会 の日時・場所／退任学長挨拶）	
第73回事務連絡会議（6.16）	55
総会付議事項報告	
大学入試センターからの連絡事項	
第1 常置委員会（5.25）	59
財政問題に関する検討の取りまとめについて	
第2 常置委員会（5.16）	60
報告事項	
国立大学の平成14年度入学者選抜の基本方針について	
平成13年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
平成13年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
入試情報開示に関するアンケート調査結果について	
大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）に対する 意見について	
第3 常置委員会（5.12）	67
報告事項	
平成11年度大学等卒業者の就職状況調査の結果について	
男女共同参画に関するWG報告書案について	
継続課題について	
第4 常置委員会（5.11）	71
報告事項	
国立大学協会で受理した要望書の取扱と国立大学教官等の待遇 改善に関する要望について	
人事院勧告の取扱に関する要望について	
国立大学における男女共同参画推進について	
国立大学の独立行政法人化の問題について	
第4 常置委員会（6.22）	75
報告事項	

平成13年度以降の定員削減計画について 設置形態検討特別委員会の審議について	
第7 常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会（6.23）	77
情報公開法について	
著作権問題について	
第8 常置委員会（6.30）	79
大学評価のあり方について	
今後の検討の進め方について	
教員養成特別委員会（6.1）	83
委員長の選出について	
専門委員の委嘱について	
国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について	
今後の委員会の審議事項等について	
その他（教育課程審議会・教育職員養成審議会への意見提出）	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（5.9）	85
国立大学協会50年のあゆみについて	
座談会について	
その他（『国大協五十年史』の題字・装丁）	
特別会計制度協議会（5.18）	87
国立学校特別会計及び関連の諸問題について	
諸 会 合（平成12年5月～6月末までの開催会議）	96
第106回総会国立大学協会事業報告	97
諸会合	
要望その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
【要 望 書】	
国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	102
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	105

【資 料】

第106回総会の確認事項	109
第8常置委員会の設置についての暫定措置について	110
常置委員会の設置および担当事項についての一部改正	110
国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の 一部改正	111
教員委員（常置委員会）の地区別定数についての一部改正	112
教育職員養成審議会『情報』及び「福祉」の「教科に関する 科目』』に関する意見について	113
大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）に対 する意見	115
『国立大学における男女共同参画を推進するために』報告書	119

【そ の 他】

特別委員会の設置等	130
-----------------	-----

編集後記

国立大学法人化の論議のただ中で

北海道大学長 丹保 憲仁

平成9年秋に始まった、国立大学の独立行政法人化の論議は、様々な紆余曲折を経て、平成12年6月の国立大学協会第106回総会で一つの新しい局面を迎えた。独立行政法人通則法の直接適用については反対の態度を堅持するが、国立大学の新しい設置形態について国立大学協会内で主体的に議論し、大学が今よりも自律性を高め、我が国の高等教育がよりよい展開を次の時代に向かって始めることができるよう、文部省の作る「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」に国大協として積極的に参画し、国立大学の意向を十分に反映した自律性を高めた新しい国立大学を作る法律を政府立法として制定する議論に参画することとなった。さらには、高等教育の長期的な政策の決定のために、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定などを課題とする検討の場の設定を提案した。このような論議の流れの中で、様々な事柄が輻輳して存在しているが、それらを一応おいて、これらの議論では、どのようなことを論じなければならないかについて私見の若干を述べてみたい。

- 1) 多くの国立大学は、社会の知的資産の伝承と創成の基礎を担っている日本の知的活動の基本的組織であり、知的社会システムのセーフティネットでもある。従って、短期的な視野では見えない部分を多く持っていて、行政法人通則法の世界には収まり難い。しかしながら、文部省の附属機関としての状態のままでは大転換期にある今日の世界情勢下で、その特性を十全に発揮しようとしても、様々な困難がある。学問の独立性を尊び、組織の自律性を高め迅速に外界に反

応することを可能にするための議論が必要である。

- 2) 諸産業の活動，大学の産学協力，教育産業としての多くの私立大学の活動，大学の先端的研究等は，国立大学の長い基本的教育研究活動の上に築かれた楼閣である。そして，国立大学本体の大部分は，我が国の科学文明システムの基盤組織として絶え間なく地道に働いている。従って，前者はよく見える (transparent) し，評価も比較的容易であるが，後者は短期的にかつ定量的にその価値を評価し難いものが多く，様々な形で国が基盤組織としてその維持と発展に長期的に責任を持つべきものであろう。大学教育，なにかんずく大学院レベルまでを考えた高等教育と研究の展開は様々な形で国費を投入し，教育研究機関の自主性を重んじつつ行われるのが世界多くの先進国の常識である。国費の重点的投入と，教育研究システムの自律性の向上という観点で法人化の議論が意味のあるものになり得るかどうかがこの課題である。
- 3) 大学院重点化等の施策によって，高度の学術研究の成果を創成することを任務としている研究主導型の基幹総合大学院大学は，国際競争の場で日本が学術面でも世界のリーダーであることを示し続ける責任を持つ現代科学技術文明下の社会の枢要な基本組織であろう。また，高度の研究と対になって世界水準の大学院レベルの教育が可能になる。現在よりも人的にも財政的にも強化し，他大学・産業界などとの必要な連携を強めるなどして，組織を高度化する必要がある。従って，法人化の議論は，日本の基幹総合大学の質と自由度を高めるための自律的な努力を，自己責任の下で社会に認知してもらい，その上で国の支

援によって高度化する仕組みとして有用か否かを吟味することが重要な論点となる。現在の国力の下で、科学技術立国の目標を国際競争の場で果たそうとすれば、文理系のバランスの良くとれた、おそらく20校程度の世界水準の基幹総合大学を持つことが、我が国では必要であろう。従って、法人化の議論の論点の一つは、日本の基幹総合大学の質と自律性を国の支援で高め、その一定数を国の重点施策として維持発展させるために有用な仕組みか否かを吟味するものでなければなるまい。

4) 地方の国立総合大学はそれぞれの地域の文化・産業の発達の中核となる枢要な社会組織であり、自律性の向上とその存立の経済的基盤の強化を加えて、それぞれが今よりももっと特徴ある大学として発展し、大型の基幹総合大学と違った特徴のある知的インフラストラクチャーを日本にあまねく繰り広げる責任がある。単科の大学はそれらの一部となっても良いし、個々にその独自性をより鮮明にして、教育を充実したり、国内・国際の学術競争の場に打って出ることよい。各大学が独立して工夫と努力を進める自律機能の強化を、自己責任を前提に社会に認知してもらい、地方自治体などからも必要な支援を適宜適切に求め得る方策を法によって定めることが必要である。それが、法人化という形で成し得るかどうかは今論じられようとしている。画一的な従来の高等教育行政ではなかなか達しがたい事柄である。

5) 独立行政法人通則法が考えている中期計画等の策定に際し、企画立案と執行の流れを分離しようとすることに関連して、国立大学特に基幹総合大学などの

場合を想定すると、主務官庁である文部科学省（企画立案）から大学（実施機関）への一方向の流れで指示と執行が進むことでは、高いレベルを持った独自性に富む多様な大学が出現するとは考えられない。自律性を高めた大学自体が企画立案に対する主体的組織であることに留意しなければならない。そうすると、主務官庁である文部科学省は基本計画等の設定について大学の発議を重んじなければことを進めることが難しく、実体的には大学自体による計画とその文部科学省による包括的了承、その執行過程と大学の立案責任の事後評価といった形で法人（大学）と主務官庁の関係を考えざるを得ないように思う。その際、大学の教育研究活動は行政サービスと全く異なる自律性を尊ぶ非定形的なものであることを考えると、主務官庁による直接評価という通則法の仕組みに単純に依ることは不可能である。教育研究面については、教員・研究者の相互評価を基礎におく第三者評価機関の真摯な活動のもとに判断を進めざるを得ない。さもないと、教育研究の遂行に不可欠な学問の自由が損なわれる恐れがでてくる。きちんとした評価を、被評価者（各大学）の進化に資することを考え、反論の機会を留保して公平・透明に行うためには評価方式と組織に工夫を凝らし、常に深化するシステムを設計する必要がある。官僚的な堅い評価システムを作ったりすると、大学の自律的発展に仇となる恐れすらある。評価結果が社会に受け入れられるためには、大学関係者以外の意見をどのように加えるかについて特段の工夫がいる。柔軟で社会と被評価者の双方に信頼される評価組織と方式を作るために、資質ある人材と、かけねばならない時間と金の確保の問題は大きい。また、多様な大学評価機関（大学基準協会やジャビーなど）やその他の諸団体との関係をどのように適切化して、評価を多面的かつ公開的なものにしてそ

の中立性を担保していくかなど課題は多い。法人化は国立大学の自律的發展のために、制度設計と運用を誤らなければ、行政府の事前関与を少なくして大学自身の主体性と責任を全面に出してゆくことができそうな仕組みであり、国立大学にとって意味のある新展開手段となる可能性を持っている。

- 6) 与党合意の公務員定員の $(10+x)\% \div 25\%$ のストレートな削減は、行政法人になると免れることができそうであるが、中央省庁等改革基本法のいう10年間で10%の削減についての、独立行政法人になった後の扱いがよく判らない。受け身であることを否定できないにしても、定員削減を大きな因子として法人化の時期とからめて考えざるを得ない。法人化後に、中期計画に定員削減を自ら申出させるといったことを考えられてはたまらない。個々の法人の定員管理については、交付金の算定方式との関連で事前に十分に議論しておく必要がある。
- 7) 国立の大学法人が、3～5年の中期計画を策定するときの予算の算定方式はどのようになるのであろうか？ 各年次の概算要求事項となり今と同じ積み上げ方式をとり、文部科学省が財務省に要求するのであろうか？ そのとき、単年度の予算要求と3～5年の要求の関係はどうなるのであろうか？ 積み上げ方式であれば今と変わらず、手間と機構の分離分だけ非効率になる。一括計上方式をとれば、金額算出の論拠が薄くなり、簡単に予算の削減ができるようになってしまう可能性がある。政策として高等教育の予算総額が今よりも大きくなり、他の先進国並（たとえばGDP比で1%以上など）になるような政府や議会の政策目標がたてられることが必要である。その上で、適切な評価に基づいて

分配された様々な資金・交付金などの執行が先進の諸国並に柔軟に現場（大学）にゆだねられることが必要となる。国立の大学法人に対して毎年度措置される運営交付金の効率的運用はどのくらいの柔軟かさを持って行い得るのであろうか。複数年度にわたる運用は望むところであるが、最終年度の剰余金の有効な自律的活用の際して、大学がかなりの裁量幅を持ちうる中期計画であり得るか否かが具体的に問題となろう。

- 8) 法人組織を運用するための、財務・労務・教務の高度な専門家を短期間に内外から獲得したり、汎用型の国の事務官を、短時日で法人が必要とする専門性のたかい職員（エキスパート）に転換することには困難が多い。会計法、国有財産法などの縛りと運用の手続きはどのくらい簡素化されるのであろうか。予算の執行についての自由度と手続きの簡素化はどうなるのかはまだよく判らない。この思い切った改善がないのなら、今の方がよいことになるかも知れない。法人化して、主務官庁とのやりとりや財務省の了承を取るため今までよりも作業量が増す恐れなしとしない。その危険をどのようにして回避できるかが、管理運営の大きな検討点である。
- 9) 独立行政法人の長に与えられる権限（人事・財務）と責任の間のバランスをどのように担保するか、文部科学省と法人の長、法人の長と学部の関係等の内外にわたる検討が必要である。法人の長の権限と責任を支える機構が見えない。大学運営に中心的な役割を果たしている学部長などの部局長は大学運用の重要な鍵であるのにその議論がない。通則法の世界では全く考えられていない。教

育公務員特例法が定めていた教授会とその長としての学部長，さらには学長に次ぐ執行責任を持つ者としての学部長の権限責任を大学の構造に即して論ずる必要がある。また，文部科学省・財務省の関与が今とあまり変わらずに，責任だけが法人にくるようでは困る。判断権限の思い切った大学への移管と，広範な自律的活動を遂行するための有効な大学管理中枢を設計するための制度の確立が重要である。

- 10) 監事の仕事も選任の基準も明解ではない。通則法が考えているように，必要に応じて学長(法人の長)の権限を停止して，監事が法人を指揮するような運びは大学の構造として受け入れ難い。問題が発生すれば，主務官庁が議会等の承認を得た本格的な機構を作って処理を進めるべきで，常置する監事に大学を管理させるといった手軽なことは受け入れ難い提案である。また，監事の任命にあたって大学がなし得る関与が議論される必要がある。
- 11) 大学の法人化の検討に際して，その改廃・統合が必要となるような場合について，民営に至るまでの設置形態の変化をも見越した議論が必要である。改廃は主務官庁と総務庁の判断を中心として行うのであろうから，それらの場合，法人の評価は社会・政治環境条件まで含むのであり，大学・法人の長は責任の取りようもなく，判断すらできなくなる。現在の国立大学が国立の法人であらねばならないことに明確な意味付けが要る。そのためには民営化まで考えたうえで，国が高等教育機関を国費で適切に維持するシステムとして，国立の法人化大学が必要という明確な認識が必要である。税制，大学の認可方式，基本的

予算額と配分法，競争的研究費の額と配分法，教育と研究の評価システム等に関して，国公私立大学にわたる総合的な議論が行われることが緊要に思われる。

- 12) 国立大学は国の他の行政機関と性格が大きく異なり，自律的に教育研究を展開することを基本に置く，国の知的システムの基盤的機関である。また，他の多くの高等教育機関のセーフティネットでもある。独立行政法人の仕組みを用いて国費で賄う法人機構を比較的容易に設計できるとして，大学の自律性をどのように加味して，特例法・調整法などの法律の仕組みを使い，どのような形で何処まで大学の特性を書くことができるのであろうか。大学は長期的視野に立たなければ，中短期の議論ができないことの具体の表現はどうなるのか。現在の多くの特殊法人のように箸の上げ下ろしにまで本省の担当部局の支配が及ぶような仕組みになっては大変である。大学は単なる行政の実施機関ではなく，自体が成立の理由と運用の基本的理念を自蔵していなければならない自律的機関である。国民に対する説明責任は大学自体が負うべきものであり，国民を代表する議会の意志に左右されるのは当然であるが，行政の命令系統に単純に組み入れられるべきではない。その意味で，通則法による独立行政法人の仕組みで扱ってはいけない組織であろうと思う。

- 13) 日本の主要大学が，大学存立の基本である教育・研究の自由と自律の証として国公私立を問わず育ててきた伝統を考えるならば，(a)大学の意志を自律的に具現化する鍵となる人物として，学長(法人の長)は大学の申し出によって大臣が任命することを欠くわけにはいかないであろう。また，(b)主務大臣が各大学

の教育研究のあり方・目標を命ずることができるとは思えないし、またそのようなことがあってはならないと思う。(c)大学の教育研究面の目標・計画ならびに達成度に関する評価は大学人の相互評価を基本とする大学評価・学位授与機構によることが、法人化を論議する場合でも最小限の必要事項ではないかと考える。大学の設置・規模の設定等についての国の意志は国会の審議を通じて当然支配を受けるし、国の機関としての管理運営面での効率化についての主務官庁・総務庁の委員会・審議会の評価を受けることは当然であろう。

- 14) 国立大学が法人化してそれぞれの判断で大学の仕組みを設計する(自律性の向上)ようになると、我が国全体の国公私立を通じての大学群全体について、どうしても必要な分野とその地域分布、さらにはレベル分布などを調和的に設定することが難しくなる。場合によっては自律性を高めることに専念する余り、国立大学(法人)が国全体の高等教育のありようをゆがめてしまう必配すらある。極端に私立大学の多い我が国では、国立大学(法人)が、教育産業としては成り立ちにくい分野を国益にかなうように分担し、国費で維持発展させねばならない。最高度の学術研究とその伝承、競争的には維持し難い基本的学術分野などを国全体としてどのように責任を持つべきかを、適切かつ遅滞なく定めるシステムが大学の自律化を進める反面のこととして必要となる。大学(文化学術)評議会などの常設の高等教育政策審議機構(事務局をもつ)を作り、我が国の高等教育・学術の基本を各界の代表者で論じ、学術監といった総理大臣補佐官級の専任者を置いて、最高度の文教政策の策定から学術研究機構の全体構成、さらには欠けている個々の分野の設定に至る調整までを透明かつ迅速に行う必

要がある。学術会議の展開系の一つとか、NGOとしての国大協の改組とか、高等学術庁への文部省の一部の切り出しとか、この目的を支えるための機構について様々なアイデアが論じられるとよい。

- 15) 1999年当時の有馬文部大臣が大学は独立した法人格を持たなければならないとした意見には賛成である。国立大学が今まで法人格を持ち得なかったことによって、外国の大学との関係や私立大学等との関係で多くのハンデキャップを負わされてきたことは間違いない。しかしながら、独立行政法人の仕組みとの関連で、大学の独自性の拡大に向けて何がどう変わり得るのがよく見えない。責任と権限との関係がどのようになるのか、得られる利得が求められる努力にふさわしいものかも今のところ見えない。大学を含む関係者の意見を広くきき、国会等で詳細な政策的議論をしてほしいものである。日本の国益を考えて、日本の国立大学にどのような自律性と活力を与えるかの議論が先にあるべきで、そのような法人を作り得るのであれば、努力をすることに未来への価値を認めるものである。さもないと、大学の士気は見る見る落ちてしまうように思える。

事業報告

諸会議議事要録

学長懇談会

日時 平成12年5月1日(月) 10:30~16:20
場所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長
(オブザーバー) 国立極地研究所長, 高岡短期大学長

初めに会長から、今回の懇談会開催の理由及び懇談会の性格について次のように述べられた。

文部省は昨年来、平成12年度の早い時期に国立大学の設置形態についての考え方を示したいと云っていたが、諸般の事情からそれが遅れる模様であり、4月に各学長が一堂に会する機会がなくなった。そこで、この際、これまでの状況を報告し、併せて情報交換、意見交換を行いたいと考えた。また、今回は懇談会として開催するので、国大協として何か結論を出すつもりはなく、5月中に文部省が独法化についての考え方をまとめ、国大協に示してることが予想されるので、そのための下準備という意味もあるということをご理解いただいて、活発な意見交換をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、引続き会長から次のとおり昨年11月総会以後就任の学長及び代理出席者、並びに大学共同利用機関等の代表のオブザーバー出席者の紹介があった。

○ 昨年11月総会以後就任の学長

帯広畜産大学	佐々木康之
島根医科大学	下山 誠
香川医科大学	田邊 正忠
佐賀医科大学	杉森 甫

電気通信大学	梶谷 誠
浜松医科大学	寺尾 俊彦

○ 代理出席者

一橋大学	副学長 田崎 宣義
富山大学	副学長 小澤 浩
福井医科大学	副学長 上田 恵一
三重大学	副学長 上野 達彦
北陸先端科学 技術大学院大学	副学長 吉原経太郎
奈良先端科学 技術大学院大学	副学長 鳥居 宏次
広島大学	副学長 生和 秀敏

○ 大学共同利用機関等の代表のオブザーバー出席者

国立極地研究所長	平澤 威男
高岡短期大学長	蠟山 昌一

〔議 事〕

○ 国立大学の設置形態について

(1) 状況報告

会長から、前回総会以後の独立行政法人化問題についての国大協の活動について、配付資料にもとづき次のような報告があった。

〈平成11年12月8日〉

中曽根文部大臣と蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第1常置委員会委員長が懇談し

た。

〈平成11年12月17日〉

国大協と文部省との懇談会で、文部省は「検討の方向」（平成11年9月20日）に沿って中央省庁等改革推進本部及び与党との意見調整を行い、12年度の早い時期に考え方を整理することを表明した。

〈平成12年1月14日〉

第1常置委員会が「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件—アンケート結果の報告—」を取りまとめ各大学に送付した。

〈平成12年2月24日及び3月2日〉

自由民主党文教部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループ（主査：麻生太郎衆議院議員）によるヒアリングに、阿部東北大学長、長尾京都大学長、杉岡九州大学長（以上2月24日）、石一橋大学長、原田広島大学長、田中鹿児島大学長（以上3月2日）が、それぞれ出席し意見陳述した。

〈平成12年3月7日〉

蓮實会長、中嶋副会長、阿部第1常置委員会委員長が、佐藤文部事務次官、佐々木高等教育局長と懇談した。

〈平成12年3月8日〉

理事会が、独立行政法人化問題に関し、財政問題を中心に検討することを第1常置委員会に付託した。

〈平成12年3月16日〉

蓮實会長、中嶋副会長が佐藤文部事務次官立会いで小淵総理と会談した。

〈平成12年3月23日〉

自由民主党文教部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループが取りまとめた「提言 これからの国立大学の在り方につ

いて」（案）を各大学長に送付した。

〈平成12年4月26日〉

蓮實会長、長尾副会長が佐々木高等教育局長と懇談した。

以上の報告に引続き会長から、4月26日に行った佐々木高等教育局長との懇談及びその後得た情報をもとに与党及び文部省の動きについて次のような報告・説明があった。

* 自由民主党の高等教育研究グループの「提言」は、3月30日開催の文教部会・文教制度調査会合同会議に報告・了承されたが、その後、党内の調整を経て、4月27日、党行政改革推進本部幹事会（本部長；武藤嘉文前総務庁長官）で一部修正の上（修正内容は不明）これが了承された。今後、この修正案は5月9日に開催が予定される文教部会・文教制度調査会合同会議に改めて付議され、了承される見通しである。

そうなった段階で、文部省は、元国立大学長等を含む、いわゆる賢人会議に意見を聞いた上、文部省としての考え方をまとめ、6月総会前に臨時の学長会議を開催してこれを提示したいという意向のようである。そして、その場合の時期は、衆議院の解散日とされる6月2日以前で、かつ文部省幹部の人事異動のことなどを考え合わせると、5月下旬になる可能性が強い。

国大協としては、学長会議の後、6月の定例総会において、文部省の考え方に対する態度表明をしたいと考えているが、事態の推移によっては臨時総会をもつ可能性もあることをお含みおきいただきたい。

* 国大協がしかるべき法人格をもった場合、平成13年度から始まる定員削減との関係はど

うなるかについては、今のところ総務庁から文部省に具体的な話はきていないということである。なお、法人化の方向を決定すれば定員削減を除外されるのではないかと期待がかけられたこともあったが、それは現在は考えられず、国立大学でいるかぎり既定の10%削減は機械的に適用される可能性が高いということである。

ついで、阿部第1常置委員会委員長から、第1常置委員会における財政問題等の検討状況について次のような説明があった。

目下、拡大小委員会で、仮に独立行政法人化した場合の財政問題を課題に検討を進めている。財政問題については、先の第1常置委員会の「中間まとめ」では十分検討されていなかったところであり、文部省の「検討の方向」でも今後検討するとされた部分が多かったところであるが、本委員会のこれまでの検討で、独立行政法人の財政制度について、さまざまな問題点が浮きぼりになっている。たとえば、財政システムについて、国でもなく民間でもない第三の形態のシステムが考えられているが、それは既存の多くの関連法規と抵触し、大学にはなじまない面があることが分かってきた。引続き検討を進めるが、特に重要な問題となるのは、高等教育に対する公的資金の欧米並み投入の保障及び外部資金の調達、運営公付金や中期計画の定義などであり、これらを含めて第1常置委員会としてのまとめを6月総会に向けて検討しているところである。

次に、2月24日開催の自民党高等教育研究グループのヒアリングに出席した、長尾京都大学長、杉岡九州大学長、阿部東北大学長の各大学

長から大要次のような報告があった。

ヒアリングでは、初めに3人の学長から、大学の現状と問題点、高等教育のあるべき姿について述べ、そのあと議員から、施設整備、教官の任期制、産学協同等について質問があり、それに答えたが、国立大学の設置形態についての直接的な質問はなかった。麻生主査は、高等教育行政ということではなく、高等教育政策を考えていきたい、一律的に行財政のスリム化を大学にあてはめるのはよくない、独立行政法人は大学にはなじまない、国立大学法人を創らなければならないと言っていた。それが麻生案の骨子になっているのではないかとヒアリングでは、その他、国立大学の改革の状況について議論したが、全体としては、大学に法人格を持たせるという意向のようであった。

ついで、3月2日のヒアリングの模様について、出席した原田広島大学長に代って生和副学長、田中鹿児島大学長から大要次のような報告があった。

ヒアリングでは、世間からは国立大学の改革がみえないとの問いに対し、広島大学における教官の任期制や予算配分、18歳の新卒者中心の依存体質からの脱却など、現在進めている改革の状況について説明するとともに、高等教育の将来像を欠いた市場論理先行の国立大学独法化の問題点を指摘した。また、独法化について意見を求められたので、地方大学の存在意義について縷々説明し、独法化は市場競争原理の適用にはかならず、市場原理での地方大学の破壊は長期的にみて日本の高等教育全体の衰退を来すことになるので独法化には賛成できないと主張した。さらに、国立大学が現状のままでのいいのか、独法化すれば、たとえば教官の給与も自由化される利点があるのではないかと問いに對

しては、10年前と比べて大学改革が進んでいる状況を具体例を挙げて説明し、また、給与の自由化は地方大学等財源が乏しいところでは却って教官の引き抜きにあい、メリットにはならないと反論した。

次に、大学共同利用機関所長懇談会の平澤座長から次のような説明があった。

大学共同利用機関でも、独法化を視野に入れつつ大学共同利用機関のあるべき姿について検討を進めている。その一環として、このほど報告書「高等教育・学術研究の将来像を考えるにあたって大学共同利用機関が具備すべき要件」を取りまとめた。大学共同利用機関は、研究者に対し開かれた運営体制であらねばならない。当然、大学と連携協力した共同研究が重要な任務だが、独自に大型プロジェクト研究ももっている。しかし、大学共同利用機関はそれを実施するための自主財源がまったくなく、なんといっても公的財源の保障が不可欠である。そういう点での違いはあるが、今後、国立大学と同一歩調のもとに独法化問題について対応していきたい。

引続き、蠟山高岡短期大学長から、国立短期大学長としても独法化の動きを注意をもってみており、国立大学と同じ屋根の下にあると認識している旨述べられた。

以上の報告があったのち、会長から、昨年秋の総会で、「国大協としては、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することには反対」ということを確認しているので、その枠内で自由にご意見を頂戴したい旨述べられた。

ついで、主として次のような質疑応答及び意

見交換が行われた。

- 麻生案には、大学の統合・再編について言及があるが、ヒアリングでのニュアンス及びこれが出てきた背景は何か伺いたい。
- 麻生グループの議員が当大学を視察に来た際、統合・再編の将来構想があるかとの質問があり、これに対し、その考えはなく県内唯一の国立大学として個性化を追求していくと答えたら、納得されたのか、それ以上質問はなかった。
- 麻生案が出て以後、自民党内の議論で「調整法」というものが浮上しているということが一部の新聞で報道された。ただ、それがどういう性格のものであるかは不明である。
- 麻生案が5月9日に開催予定の自民党文教部会・文教制度調査会合同会議で了承されたら、文部省は、これについて賢人会議や現職学長の意見を聞いて検討するということがあるが、その予定はどうか伺いたい。
- 現職学長の意見を聞くということは文部省から聞いていない。文部省は賢人会議の意見を聞いて5月下旬に文部省としての考え方を整理し、それを学長会議で示すことになるのではないか。それから、4月28日の新聞報道で、文部省が独法化の方針を固めたとの記事が載っていたが、あれは自民党の中の行政改革推進本部が麻生案の方針を了承したということだと思う。
- 麻生案の修正案（5月9日合同会議了承）では、独法化が1年早まっているように思うが、そういう方向になっているのか。
- 文部省からは、平成15年までに決着をつけるという方針に変わりないと聞いている。
- 国会議員との懇談の席上議員から、通則法をそのまま大学に適用するのは問題があるこ

とは分かったが、大学の特性を配慮した上で法人格を持たせることも不可という理由が理解できないと言われた。それに対して、我々は独法化は財政難克服の発想から出てきたものであり、政府が国立大学の財政を将来的にどのようにしようというのかが見えないから不安がある。政府が国立大学の予算を欧米並の水準にするということを宣言すれば、我々の対応はもっと違ってくる。多くの地方大学は、独法化したら財政面から破綻することを心配している、と説明した。今度、臨時学長会議があれば、文部省の考えを表明してほしい。

- 財政面に関し国立大学だけ取り上げての要望は、私立大学との関係があって難しく、高等教育全体の形で要望せざるを得ない。
- 国立大学は国の政策としてこれが全国的に配置されたものである。国立大学がその設置形態を変えたとしても、私立大学とは区別して教育政策・財政支出が考えられるべきである。
- 第1常置委員会で目下、財政問題を検討中であるが、通則法のもとでの会計制度では、たとえば、財政投融资、施設費、補正予算の確保、特別会計の維持ができるのか、複式簿記が教育研究を行う大学になじむのか、など疑問点が多い。地方大学は、法人化した場合特に財政面で不安が強い。私の大学では、予算に対する自己収入率は約50%であり、これは欧米の大学の平均的な比率と同程度である。かぎられた予算で地方大学が努力していること、その中身についても国民に理解していただける方法を考えていく必要がある。
- 「中間報告」等で示した国大協の意見は、その後の文部省の「検討の方向」にも、また、

「麻生案」にもかなりの部分が取り入れられた。現在、第1常置委員会で検討願っている財政問題についても、いずれ文部省に示す必要があると思うが、それをどの段階で行えばよいか。

- 確かに、「検討の方向」には、国大協あるいは第1常置委員会からの要望や問題指摘した点はかなり取り入れられているが、財政の部分の殆どは検討を先送りしていて、我々の不安は払拭されていない。財政問題についても先手を打つことが必要と思うので、そこは動きをみつつ、機敏に対応したい。
- 「検討の方向」は中央省庁等改革推進本部ではあまり評価されていないという。それは、大学と文部省の考え方が一致しているならばともかく、大学側がこれを認めていないと見做されているためのものである。我々は文部省が「検討の方向」が出た後、これがどのように詰められるのか見守っていたが、何も動きが見られぬまま今日まで来た。それが今ようやく動き出した。5月下旬にあるかもしれない学長会議で、文部省がどのように出てくるかわからないが、あるいは大学が法人格をもつということについて、文部省から、一緒に考えてほしいという要請があるかもしれない。その場合、どう考えて対応すればよいかご意見を伺いたい。
- 今、クリティカルポイントに至ったと思う。文部省の基本的な考え方は、5月、6月にかけて各大学に、国立大学が法人格をもつということ認めて貰い、そのあと1、2年かけて具体的な制度設計をしたいということだと思うが、私は以前から、何よりもまず、国立大学の将来像を検討し、その上で独法化の問題を考えるべきであって、独法化するのであ

ればどうすればよいかということで議論が進んでいくのは納得できないと言ってきた。独法化はこれがどんな形になったにしても大学に適したものにはならないと思っているので、独法化に賛成できないという立場は今も変わらない。

- 自民党の行政改革関係の会議で、地方大学は整理すべしという意見があったということだが、それは国立大学のことをよく知らずに判断されていないであろうか。行政改革を推進する中枢に対しても、国立大学が努力している実情を説明し、よく理解していただくことが必要だ。
- 公式には会っていないが、非公式には与党のいろいろな方と会っている。
- 国大協は、従来、通則法のもとでの独法化に反対ということで一致している。文部省は「検討の方向」で、基本的には通則法をベースにした独法化を考えていたが、今回の「麻生案」では、必ずしも通則法によらない法人化の方向が示された。私自身の意見は、大学にとって最も大事な自主性、自律性は、現在の設置形態でしか護れないと考えているが、国大協として法人化を受けるかどうかははっきり意見を出すべき時にきていると思っている。
- 通則法による中期計画の方式は大学の自主性を損なわせると思う。「麻生案」は、大学の自主性は尊重されるべきであるを書いてあるが、その具体的な点が何も書いてない。第1常置委員会では中期計画のことに関しても検討してほしい。
- 通則法のもとでの基本的な枠組みを越えた形にならなければ法人化に反対するということであれば、それは結局、今の国立大学の形をそのまま維持するしか選択肢はないという

ことになる。50年にわたる新制国立大学の歴史的評価はあると思うが、今日制度疲労を起こしている。私の大学では、いまだに発足時の割拠主義が根強く、それが改革の妨げになっている。それを打開するには、法人化して大学を極限状態にして考えていくしかないのではないか。

- 国会の公聴会に出席し、大学の円滑な意思決定を阻害する今の教授会自治の欠点を述べた。私の大学でも、発足時から目指していた大学の役割は終り、新しい役割を見つけていく必要性を痛感しており、今まで通りの設置形態に止まっているかぎり世界の大学に伍していけないと思っている。あるべき設置形態が議論されてしかるべきである。また、これまで大学の自主性、自律性というのはディフェンシブに考えられてきたが、社会との関係の中でその中身を十分議論し、新しい展開が考えられるべきであり、この際、国立大学は大きく脱皮する必要がある。
- 国立大学の設置形態の話は10年前から出ており、独法化問題についても我々の対応が遅れたことは事実である。独法化問題が浮上したときに、大学審議会を盾に、大学改革を進めることが優先だとして切り抜けようとしたが、政治家は、答申は行政改革の視点が薄弱だとして評価されなかった。しかし「麻生案」を一部修正する形で5月9日には文教部会・文教制度調査会合同会議で法人化についての自民党の方針が出る段階に至った。国大協として必要な行動をとるにしても、政府与党等関係方面と折衝するのは文部省であるから、文部省とは対峙しつつも共闘し、我々の意見がより多く通るようにしていかないといけない。

- 仮に独法化するというのであれば、「中間報告」の次のステップを各大学で考え、また同種の大学で考えを持ち寄り、自分の大学の制度設計を考えていくほか方法はない。
- 今は、かつての大学紛争の時と同じく緊急事態である。独法化に展望があるとはいえないが、今の国立大学のままでは展望は持てない。話し合わなければ何も問題は解決しない。「麻生案」について、文部省と話を進めるべきである。
- 独法化の問題は、通則法の特例措置から、特例法、そして調整法という形で一見前進しているようにありながら、各大学が嫌がっているのは、その運びが性急過ぎるということも一つあると思う。「麻生案」は、ある程度大学を理解しているようではあるが、まだギャップや疑問がある。たとえば、戦後新制国立大学の護送船団方式にしても、画一的教育にしても、それらは国の政策としてとられたものであった。地方国立大学はそれぞれ地方都市の重要な機能を担っており、簡単に統廃合などできない。そういうことがあまり理解されていないのではないか。これまでに大学改革は相当進んできているのは明白だ。だから、我々は、独法化を基本とした外からの改革でよいのか、大学の制度設計を大きく変えるには、十分時間をかけてほしいということを強く言うべきである。
- 「麻生案」では、たとえば職員の身分を公務員型にする点、特別会計制度の維持の点等について欠落があるが、これらは行政レベルで詰められていくことになるのではないか。そうすると、その他の点も含めてまだ我々の意見を反映させる余地はあると思う。
- 文部省から相談があったときの対応だが、国大協の考え方をある程度詰めてから議論しないと文部省にリードされる懸念があり、また、外部からは条件闘争と見られかねない。第1常置委員会で財政問題などを検討中であり、理論武装した上で話し合うべきである。そのためには少し時間が必要である。
- 賢人会議その他で我々の考え方を主張することは結構だが、それは個人的意見であっては困る。国大協の中は独法化について異なる意見があるから、そこを踏まえて議論に臨んでいただきたい。独法化を前提とした議論であれば、却って混乱を招く。
- 文部省が独法化を前提として話し合いたいということであれば、それは会長として拒否する。国大協としては、各大学が共通した意見のみ示すことしかできないと考える。各大学がそれぞれの意見を出すことは結構である。ご意見があった理論武装の点については、第1常置委員会の審議を見守りたい。
- 昨年、第1常置委員会が学長宛に行った「大学が具備すべき基本的要件」についてのアンケート結果については報告をいただいたが、そのまとめはまだいただけていない。ぜひ結論をまとめ、それにもとづき必要な政策提言をすべきである。
- 文部省が5月下旬に臨時の学長会議を招集し、独法化についての文部省の考え方を示した場合、そこでは議論をするだけに止め、国大協としての結論を出すとするれば、それは総会の場で行いたい。
- 今この段階で文部省側と話し合いを始めるべきである。現行の国立大学のまま残るも、法人化するも、どちらにも不安はある。しかし、法人化されようと、されまいと、評価機関による大学評価が始まろうとしている中

で、法人化の内容が不透明だから困るというだけでは済まされない。具体的な仕組みの提案がなされる中で話し合いを進めなければならない。但し、それは法人化を前提とするものではなく、どういう条件の下であれば法人化の途も選べるかということである。話し合いは、個人の資格で賢人会議を通して意見を言うのではなく、文部省と正式に話し合う場が必要である。それがまた文部省のバックアップにもなる。

- 通則法のもとでの独法化には反対であるということを我々は決めた。特例措置とか調整法なども論理的には通則法の傘の中に入っているのではないか。そういう提案をしてくる文部省に国大協として会うことは慎重に願いたい。まったく新しいスキームで考える議論であるなら話は別である。
- 国大協は、通則法のもとでの独法化に反対ということで一致しているが、それは通則法のままでは反対であると理解しており、通則法のもとではすべて不可とは理解していない。通則法とは別個な法人か、それとも通則法の特例措置かといった判断はあろうが、それは選択可能かということも念頭において議論しなければならない。
- 「中間報告」で提言した国立大学法人法は通則法の枠内という考えであった。通則法とはまったく別の形の法人法をつくった場合、独立行政法人に認められている運営交付金などの点で難しく、勝算も立ちにくいので、「中間報告」も通則法にかかった形で法人化を考える立場に立っている。
- 通則法そのままは反対だが、通則法そのままを1とすれば、その中身をどれほど0に近づけるかであり、それは我々のこれからの努

力にかかっている。「中間報告」は、仮に独法化した場合の問題点等の指摘が中心であり、結論的なことは書いていない。

- 国立大学が法人格をもつということについて全体を見通して考えている人はいない。通則法のもとで変更できない部分があり、運用でやっていくしかない部分もある。
- 通則法のもとでは反対ということについて、その解釈をはっきりすべきである。
- 通則法のもとでは反対との点について、解釈を詰めると、法人化には一切反対ということ、法人格をもってもよいとに分かれる。これまで、そこは敢えて曖昧にしてきた。当面は、第1常置委員会での検討を見守り、国大協として意思表示することは6月定例総会までしないことにしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられた。

本日は種々ご意見を伺った。法人格を取得してもよいという大学でも、通則法そのままでは反対であり、通則法とは関わりなく法人化そのものに反対という大学もある。この二つの考え方を内包しつつこれまでやってきたが、これをいま無理に変えることはできないし、また、このことを外に向って敢えて言わないつもりである。5月下旬に臨時の学長会議が開かれるものと考え、それまでに第1常置委員会で財政問題等について検討願ひ、そこで文部省と話し合ったらよいと思う。また、各大学では、地元出身議員等と接触し大きな線は外さない範囲で各大学の立場を主張し、独法化問題の理解を深められるようお願いしたい。

以上をもって本日の学長懇談会を終了した。

理 事 会

日 時 平成12年5月19日(金) 13:30~16:15

場 所 東京ガーデンパレス「華の間」

出席者 蓮實会長

中嶋, 長尾各副会長

丹保, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 内藤, 石, 佐藤, 松尾, 廣中, 齋藤, 杉岡,
江口, 二神各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から, 当初予定の理事会開催日を, 急遽繰り上げたことについての経過説明があったのち, 本理事会は6月13日, 14日の両日開催される総会に付議する国大協の平成11年度決算など幾つかの案件をご審議願うほか, 各委員会の審議状況等についてご報告願ひ, その後, 時間をかけて当面する諸問題についてご議論いただきたくご協力願ひたい旨述べられた。

引き続き, 会長から, 定足数の確認が求められ, 次いで事務局から出席状況及び定足数の説明があり, 引き続いて会長から, 本会議は成立しているので, 議事に入らせていただきたい旨述べられ, 議事に入った。

I 報 告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会以降のものについて, その要点を伊藤事務局長から報告していただく旨述べられたのち, 同局長から配付資料3「会務報告」に基づき報告があった。

次いで会長から, 同報告のうち「特別会計制度協議会について」は, おって, 具体的報告をしたい旨, 補足説明があった。

2. 各委員会委員長報告

会長から, これより各委員会の報告をお願いするが, 時間の関係もあり要点のみを簡潔にお願いしたい。また, 協議題となっている部分については, その時点でご説明願ひたい旨述べられたのち, 各委員長から, 前回理事会以降の各委員会の審議状況等について, 次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

委員長から, 次のように述べられた。

本委員会は, 3月29日に開催し, その後, 第1常置委員会拡大小委員会を4回程度開催した。財務問題を中心に議論を進めている段階である。出来得れば5月25日の第1常置委員会で大まかなまとめをしたいと考えている。すなわち来年4月から独立行政法人化へ移行する機関等が多数予定されているが, 未だ財務関係の基本設計が全く出来ていない状況にある。従って, それらの状況等も踏まえ, その意味では概括的な第一次報告の形で, かつ教育・研究上の特殊性を盛り込んだものにした。また, 7月以降の動きについては, 適当な時期に, この財務問題を引き続き検討していく必要があると思われる。更に, この問題に関連し, 国立学校財務センターにおいても同様なテーマで検討がされ

ており、本日午前の第1常置委員会へ、同財務センター大崎所長にお越しいただき、仮に国立大学が独法化した場合における財務に関する諸問題について、同所長から説明願うとともに意見交換等を行った。

なお、配付資料4の九州地区国立大学長からの「今後の対応についての要望」は、5月25日の第1常置委員会で各委員にお配りする予定のものである。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

本委員会は、5月16日に開催し、次の事項等について審議を行った。

1) 国立大学の平成14年度入学者選抜の基本方針について

国立大学の入学者選抜については、平成14年度も引き続き「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し、この旨総会に提案することとした。

2) 平成13年度国立大学入学者選抜における留意事項について

国立大学の学生募集要項等の作成の参考に資するため、例年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成13年度版の原案を審議し、了承された。

3) 平成13年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

東京大学、東京芸術大学、及び鹿屋体育大学から、「実施要領、実施細目」に定められた実施日程に対し例外的な措置を講じたい旨の協議があり、それぞれ了承された。

4) 入試情報開示に関する問題について

本日配付の資料6「入試情報開示の実施状況表」を参照願いたい。これは本委員会の下に設置された「大学入試情報開示に関する検討小委

員会」が中心となって、全国立大学を対象にアンケート調査を実施し、まとめたものである。については、報道機関等から、同資料の公開要請があった場合の取扱いについて、ご審議願いたい。

引き続き、協議の結果、第2常置委員会委員長に一任することで、了承された。

5) 大学審議会「大学入試の改善について」

(中間まとめ)に対する意見(案)について
大学審議会から「大学入試の改善について」(中間まとめ)に対する意見の聴取があり、これを受けて、本委員会で審議した結果、本日配付の資料5のとおり、まとめた。については、この(案)に関しご意見等をいただきたく、おって、ご審議願いたい。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

委員長から、次のように述べられた。

4月14日に作業委員会を、5月12日に本委員会を開催した。両日とも主に男女共同参画推進に関する報告の内容等について検討を行った。そのまとめである報告書は既に理事会メンバーにお届けしてあると思うが、本日の協議題でもあり、その時点で、配付資料10「国立大学における男女共同参画を推進するために(報告書案)」に基づき具体の説明を申し上げたい。なお、本委員会では文部省学生課の斎藤専門官及び関課長補佐に出席願ひ、平成11年度大学等卒業者の就職状況調査(4月1日現在)について報告を受けた。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

委員長から、次のように述べられた。

5月11日に本委員会を開催した。主な議題は「国立大学教官等の待遇改善に関する要望につ

いて」であるが、これは本日の協議題でもあり、その時点で、配付資料11に基づき説明を申し上げたい。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

委員長から、次のように述べられた。

前回理事会以降、本委員会は開催していないが、この間における多少の動きがあったのでご報告申し上げたい。

一つは日米共同短期留学プログラムである。現在、両国の関係大学間において学生交流協定の締結が進められている。そのうち日本からの短期留学生の受入れに関し、米国側から、今年度の受入れは中止したい旨の突発的な申し出をしてきた大学もあったが、それ以外は順調に進展している。なお、米国からの受入れについては本年9月頃から開始される予定である。また、第2陣の日本の参加5大学については、既に、米国大学協会から状況説明等を受けており、各大学でもその準備が進められているところである。

もう一つは、日豪学術交流協定である。これは国大協と全豪州大学長協会の間で結ばれたもので、おおむね学術交流の促進及び学生の交換留学等に関する協定内容となっている。しかし、豪州側より、学生の交換留学については稼働していない状況にあることから、協定条文の一部見直し等について再度の提案があった。今のところ、この提案に対して、本委員会では検討をしていないが、今後、検討したうえで、理事会にお諮りしたいと考えている。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、4月18日に開催した。一つは、

第6常置委員会の下に設置された「学生納付金等検討小委員会」が、本年5月31日をもって設置期間が終了することに伴い、同小委員会の存続に関し検討を行った。その結果、従来からの経緯等も踏まえ、引き続き設置することが望ましいとの結論に達し、配付資料9のとおり申請することとした。おって、ご審議願いたい。

二点目は、当日の会議に文部省大学課から合田大学課長、永山視学官にお越しいただき、独法化問題について、自民党の教育改革実施本部・高等教育研究グループ（主査：麻生太郎）が提言した「これからの国立大学の在り方について」をもとに現在の進捗状況及び財政問題等について説明願うとともに質疑応答を行った。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

前回理事会以降、本委員会は開催していないので、特に報告することはない。

(8) 第8常置委員会（松尾委員長）

委員長から、次のように述べられた。

先に会長から述べられたように、本日、第8常置委員会を開催する予定であったが、諸般の事情により延期することにした。現在、改めて日程調整をしているが6月下旬頃に開催する予定である。従って、6月総会前に行うことは出来ないが、第1回目の会合としては、国大協としての大学評価に対する取り組みの基本的なスタンスや既に大学評価に関する特別委員会ワーキング・グループ等が提言したこと等も踏まつつ、更に、議論を深めていきたいと考えている。ついては、この課題に関連し情報交換的な意味合いから関係機関等の担当者にお越しただく場合もあり得るが、その際の出欠の判断は何処であるのかお聞かせ願いたい。

次いで、会長から、当該事項に関しては各委員会判断で対処願いたい旨述べられた。

(9) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本特別委員会は、4月27日に開催した。一つは、本委員会が、本年3月31日をもって設置期間が終了することに伴い、先の理事会で同委員会の継続に関し、承認いただいたところである。これを受けて、新委員長の選出を行った。協議の結果、鈴木前委員長（東京医科歯科大学長）が引き続き委員長に選出された。もう一つは、当日の会議に文部省医学教育課から布村医学教育課長、浅野課長補佐に出席願ひ、布村課長から臨床研修を必修義務とする法律改正案等について説明を受けた。しかし、この法案は今国会に提出されたが、成立の可否は不明である。さらに医学教育を取り巻く諸課題のうち、委員長から米国の医学教育制度の現状説明を行うとともに医学部入試に生物を課することについての議論も行った。

(10) 教員養成特別委員会

会長から、次のように述べられた。

本日、岡本委員長は欠席である。連絡によれば、前回理事会以降、委員会を開催していないので報告することはないとのことである。

(11) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会（佐藤委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回理事会以降、何回かの委員会を開催しているが、主に「50年のあゆみ」の記述部分を中心に編集作業を進めているところである。ただ、この作業を進めるなかで、もう

一步踏み込んだ内容を付け加えるのがよいとの議論から、30年史以降の20年間分について、その間における会長経験者を中心とした座談会を設けることが決まり、去る5月17日に座談会を開催した。出席者は森、吉川、井村各元会長及び阿部前会長である。なお、有馬元会長にもお願いしたが、国会開催中とのことで出席できなかったため、紙上参加をお願いする予定である。本委員会からは佐藤・兵藤の両学長が出席し、司会をさせていただいた。

なお、特別寄稿については、現段階において、2～3名の方を除き、原稿をお寄せいただいている。

II 協 議

1. 平成11年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、平成11年度国立大学協会歳入歳出決算についてお諮りしたい旨述べられたのち、伊藤事務局長から同歳入歳出決算（資料7）に基づき説明があり、協議の結果、原案どおり承認され、これを6月総会に付議することで了承された。

2. 大学入試情報開示に関する検討小委員会の継続設置について

杉岡委員長から、大学入試情報開示に関する検討小委員会の継続設置について「資料8」に基づき、継続設置の理由、審議課題、設置期間、委員候補者等について提案説明があった。

次いで、会長から、同検討小委員会の継続設置の件については、会則上、常務理事会の議を経て理事会で決定するが、常務理事会の開催がなかったため、本理事会でご審議願いたい旨述べ

べられ、協議の結果、異議なく承認された。

次いで、杉岡委員長から、緊急提案として、大学審議会「大学入試の改善について」に関連して、大学入試に関する基本的な考え方を国大協としても積極的に検討しておく必要があり、そのためにも本委員会の下に新たな検討小委員会を設置願いたく、お諮りする次第である旨諮られた。

引き続いて、会長から、これも常務理事会マターであるが、本理事会でご審議願いたい旨述べられ、協議の結果、異議なく承認された。

3. 学生納付金等検討小委員会の継続設置について

鈴木委員長から、学生納付金等検討小委員会の継続設置について「資料9」に基づき、継続設置の理由、審議課題、設置期間、委員候補者等について提案説明があった。

次いで、会長から、同検討小委員会の継続設置の件については、会則上、常務理事会の議を経て理事会で決定するが、常務理事会の開催がなかったため、本理事会でご審議願いたい旨述べられ、協議の結果、異議なく承認された。

4. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

梶井委員長から、国立大学教官等の待遇改善に関する要望については、例年各関係方面へ要望しているところであるが、今年度も要望書(案)を「資料11」のとおり作成したので、ご審議願いたい。なお、昨年と異なる点は、管理職手当の適用対象の拡大を図ることとして、大学院の研究科等の専攻長について現行の学部における学科長と同様に職務の位置づけを明確化するとともに同手当の支給対象とするよう要望を

新たに付け加えさせていただいた。

また、図書系職員から専門職制度に関連して、要望書のなかに図書館職員の名称を付記する要望もあることから、この取扱いについて、6月総会までに第4常置委員会作業委員会を開催し、検討する予定にしている。従って、その結果によっては要望書の文面が多少変更することもあり得るので、そのあたりも含め、ご審議願いたい旨述べられ、協議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議することで了承された。

次いで、会長から、例年行われている「人事院勧告の取扱いに関する要望」については、8月の勧告を見た上で対処したいので、会長と第4常置委員会委員長に一任願いたい旨述べられ了承された。

5. 「国立大学における男女共同参画を推進するために」について

会長から、この問題は第3常置委員会と第4常置委員会が共同で検討を進めているところであるが、佐藤第3常置委員長および梶井第4常置委員長から、それぞれ説明願いたい旨述べられ、まず、佐藤委員長から、次のように説明があった。

前回の理事会(3月8日)で報告書案を提示し、ご意見等を伺ったところであるが、その後、お寄せいただいた意見等も踏まえ、去る3月30日にこの問題を検討するためにワーキング・グループを開催し、最終案の取りまとめを行った。これを受けて、5月11日に第4常置委員会を、5月12日に第3常置委員会をそれぞれ開催し検討を行った。その結果、第3常置委員会では、目標達成数値が厳しいとの意見もあったが、大筋として原案どおり了承された。本案件の取扱

いについては、本日の理事会でご承認いただき、総会には報告の形で提出したいと考えているが、これらも含めご審議願いたい。なお、男女共同参画に関するワーキング・グループは、3月30日をもって解散したこととしたい。

次いで、梶井委員長から、第4常置委員会においても同様に原案どおり了承された旨、説明があった。

次いで、会長から、報告書案および本案件の取扱いに関し、併せてご審議願いたい旨述べられ、審議の結果、異議なく承認された。

6. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

独立行政法人化問題については、既に、ご承知のとおり、5月26日（金）に文部省が主催する国立大学長・大学共同利用機関長等会議（以下「学長等会議」という。）が開催されることになっている。

これは独立行政法人化に関する文部省の考えを提示する機会の場合として設定されるものであるが、その前提として、3月30日に自民党の麻生私案なるものが出され、その後、さまざまな経緯をたどり、5月11日に自由民主党政務調査会から「これからの国立大学の在り方について」の提言が出された。文部省は、この提言を重く受けとめ、文部大臣のもとに設置された有識者による「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を5月16日、24日に開催、この提言を踏まえて審議のうえ、文部省の方針案を作成し、これを学長等会議において提示説明することになっている。また、昨日、例年春秋に行われている文部省と国大協による特別会計制度協議会が開催され、その席で文部省側から定員削減問題および独法化問題に

ついて説明があった。特に、独法化問題に関連し、今回の自民党提言を受けた形での具体の検討を進めるにあたって、国大協ではなく国立大学の協力を得ながら平成13年度中に独法化の制度設計をし、態勢の整った大学から、移行する可能性もあり得るとのことで、従って、制度設計のための委員会を懇談会の下に設置し、国立大学からも委員に加わっていただき、意見をお聞かせ願いたいとの話であった。

なお、今回の学長等会議については、前回のようにならざる一方、文部省の一方的な説明で終わるのではなく、質疑応答等の機会を設けてもらいたい旨、申し入れてある。

については、今回の学長等会議に際し、どのような対応で臨むか、また、国大協が独法化の問題について、文部省提案の検討に加わり、国大協としてこの点は譲れないと意見をいうことは、これまでを独立行政法人化を仮のものとして考え、通則法のもとでは反対とってきた態度・方針を変更することになるのでこの点も含め、併せてご審議願いたい。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 個別に話しても意見にならない。国大協として意見をまとめて出さないとパワーにならない。会長、第1常置委員長が代表として意見を述べるべきである。
- 学長等会議でどこまで意見を述べるかは微妙であり、国大協として、これまでの方針を転換することまで述べるのはどうか、それは総会を開き議論したあとで述べるべきであり、学長等会議では、説明を聞き、提案に対する不明点、疑問点、不安点等について質問し、意見を述べるべきである。
- いかなる設置形態をとっても必要と思われる

- る第1常置委員会のアンケート結果のまとめを提言し、文部省として制度設計してくれということが重要と思う。
- 政務調査会の案は、まだ国立大学について偏見がある。その点を明言すべきである。今までは相手の案が見えなかったが、今回は政務調査会の案が示されたので、問題点を強く指摘すべきである。
 - 麻生案は我々の線に近かったが、修正されている。文部省の案を前向きに捕らえつつ学長選考の点などが困るというべきである。
 - 文部省として、どのような制度設計を考えているかを学長等会議で聞き、我々の方針が入っていれば、これから細かい点を詰めていくことにすべきである。
 - 麻生案から政務調査会の案までの修正を前進と見るか、後退と見るかは両面があり、同じ項目についても解釈の仕方によって両方にとれると思う。
 - 資料として九州地区の意見を配付してあるが、政務調査会案は、麻生案より後退している。国大協の考え方との矛盾点をはっきりさせ、国大協の考え方を伝えるべきである。
 - 学長選考の問題や国の大きな責任という関与も文部省と国大協の力でよりよいものにしていくほかない。学長選考についても学長とは何か、開かれた大学として、教官のみでの選考でよいか答える必要がある。
 - 見方にもよるが、政務調査会案は、麻生案から見ると前進も後退もあるが、社会全体から見ても受け入れられる考え方で国立大学協会としても受け入れられるものではないか。
 - 麻生案より政務調査会案は、大臣の目標設定など国大協が一貫して反対してきたものが入っており、後退している。
 - 方針転換は、特例法により、通則法が変質したと我々が認識できるかの問題である。特例措置が調整法となったのは大きい変化であり、文部省にはっきり調整法と言わせ、これが今後、特例措置に逆戻りしないようにしなければならない。
 - 政務調査会案が示され、ポールは文部省に戻ったが中央省庁等改革推進本部など行革グループに逆戻りされる恐れもあるので、最終の姿が見えるまでは不安であり、学長等会議で定性的に賛成というのは難しい。今後、最終的に悪い形なら反対ということを留保しておいてもよいのではないか。
 - 制度設計の委員会に国立大学の意見を反映させることについて、国立大学の教官が個別に委員として参加することだけでなく、国大協として組織を背負った形での意見が出せるようにすべきである。6月の総会で方針が了承されたら制度設計の委員会に第1常置委員会で対応しサポートしていくべきである。
 - まだ政務調査会の案も、今後、政府の中央省庁等改革推進本部や国会などの難関があり、文部省としては、精一杯努力しているのだと思う。文部省が行革関係とこれから折衝していくのに、大学にとって重要な点を実現するよう国大協は後押ししなければならない。
 - これまでの態度方針を変更するには、皆がその認識をもつ必要があり、その点をどうするかについて、学長等会議でそのことまでというのは適切でない。総会で十分議論し決定すべきである。
 - いままでは仮のものとして議論してきた。政務調査会の案では学長選考のところなど大きな争点があり、各大学の実情もマチマチで

あるが、最低限のコンセンサスの線を第1常置委員会で詰めて出すべきである。

- 方針変更に賛成であるが、各大学で温度差があると思う。反対は反対が良いが、総会で国大協が一枚岩で割れないでいくことを確認する必要がある。各大学が全く反対の方向を向いていたのでは足元を見られる。
- 自分は方針変更反対であるが、場合によっては臨時総会を開いてでも十分議論し、国大協としての意思を決定するべきである。
- 各大学長が個別に自民党議員等に働きかけるのはよいが、国大協が直接このことについて、一政党の自民党と折衝するのは得策ではないので、文部省を通して行うことし、これまでのように反対なので対応しないというのではなく、文部省案は考慮に値するものとして、我々が一枚岩で必要な改革を迫っていくこととしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から、次のように述べられ、了承された。

本日は、貴重なるご意見をいただき感謝申し上げます。今日の意見等も踏まえ、来る5月26日の学長等会議における対応および今後の方策等について、しかるべき学長とも相談のうえ、決めさせていただきたいので、ご一任願いたい。

III その他

1. 第106回総会の日程について

会長から、来る6月13日、14日両日開催の第106回総会の日程を「資料13」のとおりとしてよろしいか諮られ、了承された。

2. 第107回総会並びに国大協創立50周年記念祝賀会の日時・場所等について

会長から、本年11月の総会並びに国大協創立50周年記念祝賀会の日時・場所を「資料14」のとおり予定したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第106回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成12年 6月13日(火) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 平澤国立極地研究所長(大学共同利用機関代表)
蠟山高岡短期大学長

初めに、蓮實会長から開会の挨拶に続き次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、各委員長から審議状況のご報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議いただきたい。前回の学長懇談会(5月1日開催)以降、独法化問題に関して事態が動いており、これについて本日、明日を使って建設的なご意見を頂戴いただければ幸いと思っている。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻大学入試センターの丸山所長にご出席いただくことにしているので、ご了承願いたい。

○ 会議資料の確認

事務局長から、今総会の配付資料について説明があった。

○ 日程について

事務局長から、今回総会の日程について「資料3」にもとづき説明があった。

○ オブザーバー出席について

会長から、オブザーバーとして出席の、大学共同利用機関代表の平澤威男国立極地研究所長、及び国立短期大学代表の蠟山昌一高岡短期大学長の紹介があった。

I 報 告

1. 「第8常置委員会」の設置について

会長から次のとおり報告があった。

この4月から大学評価・学位授与機構の発足に伴い、国大協においても評価に関する問題について継続的に対応しうるよう、昨年11月開催の第105回総会で、この4月から第8常置委員会を設置することが決められ、3月8日開催の理事会において「資料4」のとおり委員構成が承認されたので報告する。また、これに伴い、大学評価に関する特別委員会は3月31日で解散したので、併せて報告する。

なお、第8常置委員会の設置に伴う諸規則の改正について、後程お諮りしたい。

2. 「教員養成特別委員会」及び「医学教育特別委員会」の継続設置について

会長から次のとおり報告があった。

3月31日をもって設置期間が満了の「教員養成特別委員会」及び「医学教育特別委員会」について、3月8日開催の理事会において「資料5」のとおり継続設置が承認されたのでご報告する。

3. 「入試改革に関する検討小委員会」の設置について

会長から次のとおり報告があった。

5月19日開催の理事会において、杉岡第2常置委員会委員長から第2常置委員会のもとに「入試改革に関する検討小委員会」を設置することについて申出があり、承認された。

なお、委員会構成等については「資料6」の

とおりである。

4. 「大学入試情報開示に関する検討小委員会」及び「学生納付金等検討小委員会」の継続設置について

会長から次のとおり報告があった。

この5月31日をもって設置期間が満了する第2常置委員会の「大学入試情報開示に関する検討小委員会」及び第6常置委員会の「学生納付金等検討小委員会」について、5月19日開催の理事会において「資料7」のとおり継続設置が承認されたので報告する。

5. 会務報告

事務局長から、前回総会以後の会務報告事項について「資料8」にもとづき、次の報告があった。

(1) 記者会見

11月18日総会終了後、蓮實会長、中嶋、長尾両副会長、阿部第1常置委員会委員長が第105回総会について記者会見を行い、「国立大学協会会長談話」を配付した。(会報第167号)

(2) 教員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について(審議経過報告)」に対する意見提出

教員養成審議会から「養成と採用・研修との連携の円滑化について(審議経過報告)」について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、11月18日、意見を提出した。(会報第167号)

(3) 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(中間報告)に対する意見提出

中央教育審議会から「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(中間報告)について意見を求められ、第2常置委員会を中心に関

係する委員会で検討を行い、11月22日、意見を提出した。(会報第167号)

(4) 国立大学の学生納付金について要望

12月2日、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省に赴き、細田主計官と面談し、要望を行うと共に、大蔵省並びに文部省の関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第167号)

(5) 文部大臣との懇談

12月8日、蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第1常置委員会委員長が文部省において中曽根文部大臣と懇談した。

(6) 放送大学での科目の開講について要望

12月10日、内藤第5常置委員会委員長が吉川放送大学長と面談し、放送大学での科目の開講について要望を行った。(会報第167号)

(7) 文部省と国大協との懇談会

12月17日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、阿部東北大学長並びに特別会計制度協議会の板橋、菅原、大澤、伊藤の各専門委員、文部省から佐藤事務次官、佐々木高等教育局長、工藤学術国際局長ほか関係者が出席し、国立大学を巡る諸課題、国立大学教官等の民間企業役員兼業問題等について懇談した。

(8) 全国高等学校長協会との懇談

12月22日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から杉岡第2常置委員会委員長、板垣、小柳、廣瀬、奥田の各委員、山極専門委員、全国高等学校長協会から岡本会長、吉野大学入試対策委員会委員長ほか4名が出席し、大学入試にかかわる諸問題について懇談した。

(9) 「国家公務員倫理法の運用にあたっての留意点の整理について」の意見提出

国家公務員倫理法の運用にあたっての留意点について、1月6日開催の第7常置委員会における検討結果を整理し、1月24日、丹保第7常置委員会委員長から文部省大臣官房加茂川人事課長へ意見を提出した。(資料15)

(10) 全国大学高専職員組合(全大教)との面談

全大教からの申し入れにより、2月1日、梶井第4常置委員会委員長が三宅副委員長ほか2名と会い、待遇改善等に関する要望への対応、独立行政法人化問題等について面談した。

(11) 文部省との懇談

3月7日、蓮實会長、中嶋副会長、阿部第1常置委員会委員長が文部省佐藤事務次官並びに佐々木高等教育局長と懇談した。

(12) 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」に対する意見提出

教育課程審議会から「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、3月13日、意見を提出した。(会報第168号)

(13) 独立行政法人化問題に対する当面の対応について

3月14日、独立行政法人化問題に対する当面の対応について、3月8日開催の理事会における議論を踏まえ、第1常置委員会への検討作業の付託にあたっての国大協理事会の考え方を整理し、各大学長に文書で報告した。

(14) 首相との会談

3月16日、蓮實会長、中嶋副会長が、文部省佐藤事務次官の立会いで小淵首相と会談した。3月23日、「首相との会談」の要旨並びに自民党

文教部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループの「提言 これからの国立大学の在り方について(案)」を各大学に送付した。

(15) 文部省との懇談

4月26日、蓮實会長、長尾副会長が、佐々木高等教育局長と懇談した。

(16) 学長懇談会の開催

5月1日、神田学士会館において学長懇談会が開催され、国立大学の設置形態の問題についての最近の状況に関する情報交換と自由討議が行われた。

(17) 特別会計制度協議会について

5月18日、虎の門パストラルにおいて特別会計制度協議会が開催され、蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、阿部東北大学長並びに板橋、渡橋、大澤、伊藤の各専門委員が出席し、平成13年度国立学校特別会計予算の取扱い並びに当面する問題について協議した。

(18) 教育職員養成審議会「『情報』及び『福祉』の「教科に関する科目」に関する意見提出

教育職員養成審議会から「『情報』及び『福祉』の「教科に関する科目」に関する意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、5月18日、意見を提出した。(資料17)

(19) 大学審議会「大学入試の改善について」(中間まとめ)について意見提出

大学審議会から「大学入試の改善について」(中間まとめ)について意見を求められ、第2常置委員会に依頼し、5月25日、意見を提出した。(資料13)

(20) 記者会見

5月26日、文部省主催の国立大学長・大学共同利用機関長等会議終了後、文部記者会からの

要請により、蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第1常置委員会委員長が文部大臣説明について記者会見を行った。

6. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料11」として配付してあるので、それをご参照いただきたい。なお、協議題になっている部分については、後刻協議の時に説明いただくことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長からおおむね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

本委員会の審議状況全般については配付資料をご覧ください。主な事項としては、①昨年11月総会の付託を受けて、各大学長及び大学共同利用機関代表者宛「高等教育・学術研究の将来像を考える上で大学が具備すべき基本的要件」についてアンケート調査を行い、この結果を取りまとめた。アンケートの結果、各大学の共通点を多くみたということではないかと思っている。

②3月8日開催の理事会からの付託を受けて、大学の特性、大学の教育研究の立場から検討を行い、「財政問題に関する検討結果について（第1次報告）」を取りまとめた。現在、中央省庁等改革推進本部で独立行政法人化における財政構造について検討が進められていて、まだその内容は固まってないが、少なくとも平成13年度概算要求の時点では明確になっているであろうと聞いている。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

前回総会以後、本委員会を4月11日及び5月16日に開催した。

<4月11日>

①文部省から、大学審議会における「大学入試センター試験の在り方等について」の検討状況について説明を受け、審議会の審議に反映すべく意見の取りまとめを行った。

②文部省から、平成13年度入学者から適用する「大学院入学者選抜実施要項」改正案について説明を聞き、改正の趣旨を了承した。

<5月16日>

①文部省から、「日本留学のための新たな試験について（中間報告）」についての説明と平成14年度からの実施を目途に準備を進めたい旨の報告があった。

②大学入試センターから、平成12年度大学入試センター試験実施結果、平成13年度大学入試センター試験の利用大学の状況、大学入試センター試験実施要項、平成14年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について報告があった。

③国立大学の平成14年度入学者選抜の基本方針について協議し、平成13年度と同様に平成14年度も引続き「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し、この旨総会に提案することとした。

④各大学の学生募集要項等の作成の参考に資するため例年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成13年度版の原案（変更は年度の表記のみ）について審議し、決定した。

⑤平成13年度第2次試験実施に係る協議（東京大学、東京芸術大学及び鹿屋体育大学の3大学から「実施要領、実施細目」に定められた実施日程に対し例外的な措置を講じたい）につい

て、いずれも了承した。

⑥各大学の入試情報開示の実施状況について照会し、これを取りまとめるとともに問題点について協議した。入試情報開示の実施状況の調査結果は、「資料14」のとおりである。

⑦大学審議会が取りまとめた「大学入試の改善について」（中間まとめ）について意見を求められたので、これについて検討を行って意見を「資料13」のとおり取りまとめ、第2常置委員会委員長名をもって同審議会に提出した。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

前回総会以後、4月14日に作業委員会、5月12日に本委員会を開催した。

①文部省から、平成11年度大学等卒業者の就職状況の報告があった。その中味は省略するが、全体に就職率など前年度を下回る結果となった。

②第3常置委員会と第4常置委員会合同の「男女共同参画に関するワーキング・グループ」が作成した報告書（『国立大学における男女共同参画を推進するために』）について、第3常置委員会として検討し、了承した。なお、これについては後刻ご報告する。

③継続審議事項のうち、学生生活、学部教育に関し情報交換、意見交換を行った。一つには、「大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議」（座長：廣中山口大学長）の審議状況について、文部省から説明を聞いた。また、身体障害者の学習環境の整備を図る必要から、各大学における身体障害者の学習状況と各大学の対応について調査を行うこととした。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

前回総会以後、5月11日に本委員会を、1月

28日及び6月5日に作業委員会を開催した。

審議内容の詳細は「資料11」をご覧ください。主な事項は、①男女共同参画に関するワーキング・グループが作成した報告書（『国立大学における男女共同参画を推進するために』）を第4常置委員会として検討し、了承した。②国立大学教官等の待遇改善に関わり、国大協で受理した要望書の取扱いについて議論した。その中味については協議題に関係するので、そこで説明したい。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

前回総会以後、2月14日に本委員会を開催した。

①去る1月20日に神戸でUMAP国際理事会が開催され、その際、オーストラリアから、UMAP憲章の改正、アジア太平洋大学ネットワークの提案があったが、本委員会としては、いずれについても、UMAP自体がまだ十分に動いてない段階では時期尚早であり慎重に対応したいと考えている。また、同じくオーストラリアから、過去締結した日豪学術交流協定が殆ど機能していないので、この趣旨にもとづき相互の交流を活発化させたいとの申入れがあった。

②ドイツの大学との短期留学プログラムとして新たに10名の枠が確保できたので、来年9月からスタートさせることにした。

③この秋に日仏学長会議を予定しているが、それに備えてこの際、国大協英文パンフレットの改訂版をつくることとした。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

前回総会以後、4月18日に本委員会を開催した。

文部省の合田大学課長、永山視学官から、独

法化問題に関し、自民党文教部会・文教制度調査会教育改革実施本部高等教育研究グループが取りまとめ、3月30日に部会・調査会に提出した提言「これからの国立大学の在り方について」について説明があったのち、これに対する文部省の考え方について説明があった。その要旨は、「国立大学の特性に則した一定の特例措置を前提に検討されているという意味では、昨年9月に文部省が「検討の方向」として示した内容とおおむね合致するものと考えている。ただ、学長の選考方法、教授会を中心とする従来の大学自治、教員人事のあり方等について厳しい批判があり、さらに大学の統合・再編を進めるべきとの指摘があり、これらの点について何らかの改善が見られない場合には、仮に国立大学の特性に則した設置形態が実現したとしても、もう一段改革を迫られる要素も含んでいると考えられる」ということであった。また、独法化した場合の財政制度については、制度の細部がまったく未定であるが、いずれにしても国から予算が交付される仕組みは変わらないとして、国家財政の現状、国立学校特別会計制度の設置趣旨とその現状、特別会計制度の弾力化の限界、自己収入も含めた新しい収入源の創出の必要等について説明があった。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

前回総会以後、1月6日に本委員会を開催し、主として「国家公務員倫理法」に関し審議を行った。

昨年8月に公布の国家公務員倫理法は、本年4月1日から施行されるが、これに伴う関係法令等の準備状況について文部省から説明を聞いた。その上で協議した結果、教育研究における教官の自主的活動を阻害することにならないよ

うな法の運用を要望することとし、各委員の意見を集約したうえ「資料15」の「国家公務員倫理法の運用に当たっての留意点の整理について」を取りまとめ、これを1月24日、第7常置委員会委員長名をもって文部省人事課長宛提出した。

今後の検討課題としては、来年4月に施行されることになっている情報公開法の問題がある。これについては、昨年6月総会に「検討経過報告」を提示した後、検討を中断していたが、ここにきて文部省に動きが出てきたようである。そこで、近く委員会を開催し、文部省の関係官から状況説明を聞き、対応を検討することになっている。

(8) 第8常置委員会（松尾委員長）

会長から報告があったとおり、3月8日開催の理事会で第8常置委員会の委員構成が承認された。当初、本総会前に第1回の会議を開催するつもりで5月19日を予定したところ、ご承知のとおり、急遽5月26日に学長等会議が開催されることになったため、この日に理事会を開催することになり、これに伴い本委員会を総会終了後の6月30日に変更して開催することとなった。大学評価・学位授与機構、大学基準協会、あるいは各大学において、評価に関し種々の問題が提起されている中で、国大協常置委員会としての役割、スタンス、議論の進め方等が重要になってくるので、各位のご協力をお願いしたい。

(9) 男女共同参画に関するワーキング・グループ（佐藤第3常置委員長）

本ワーキング・グループは、第3常置委員会と第4常置委員会からそれぞれ4名ずつの計8

名で構成され、座長は丹羽奈良女子大学長である。

もともこのワーキング・グループが発足した契機は、女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から会長宛に要望書が提出されたことにある。その要望を踏まえ、ワーキング・グループをつくり、国立大学全体として男女共同参画の問題にどう取り組んでいくか、広い視野から検討を進めた。そして、最初の報告書案を3月8日開催の理事会に提示して意見を求め、その意見等をも踏まえて、字句修正と資料の補充等を行い、これを第3常置委員会及び第4常置委員会に諮らうえ、5月19日開催の理事会に付議し最終的に承認された。それが、配付の「国立大学における男女共同参画を推進するために」である。

報告書は、第1部が現状の分析、第2部が提言という構成である。現状、国立大学における女性教員の比率は、6.6%であり、これは公立大学(14.0%)、私立大学(12.2%)に比べて低い状況にある。こういう状況を改善するため国立大学として取り組むべき課題を11項目にわたり提言している。その一つに、女性教員増加のためにポジティブ・アクションを採用し、現在博士課程に在籍している男女比率を勘案して、2010年までに国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると提言している。また、国立大学以外の、日本学術会議会員、各種審議会委員、各学会役員等への女性参加にポジティブ・アクションの採用等を積極的に進めるべきということも謳っている。

ついで、丹羽ワーキング・グループ座長から、補足説明があり、また、会長から、各大学とも男女共同参画の推進に有効な方策をとっていた

だけるようお願いしたい旨要請があった。

(10) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

去る3月8日開催の理事会において、3月末で設置期限となる本特別委員会の継続設置が承認され、4月27日に委員会を開催した。

①本委員会の継続設置に伴う委員長の選出を行い鈴木東京医科歯科大学長を再選した。

②文部省から、現在の医学教育をめぐる諸問題について説明を聞き、意見交換を行った。

従来、法律上努力義務と規定されている卒後臨床研修を義務化(医師2年、歯科医師1年)する改正法律案は、このほど国会の解散に伴い廃案となったが、この秋の国会に再上程される見通しである。卒後臨床研修の義務化にあたっては、研修医が給与も含めて研修に専念できる十分な環境整備が必要であり、その実現を図るよう文部省と厚生省に求めたい。

卒後臨床研修の義務化の背景には、卒前の臨床実習教育、病院の医療事故、安全管理教育、医師倫理、コミュニケーション能力等の問題があることが指摘されており、これらの背景から、文部省はこの3月に「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を発足させ、医学部・歯学部のカリキュラム改革に資する研究を始めた。

また、学士の編入学制度が国立大学医学部・歯学部を中心にその枠を広げつつあり、その入試やカリキュラム等について、メディカルスクール構想をも視野に入れ検討が進んでいる。

③委員長から、学士入学の問題に関わり米国の医学教育制度、医学部入試等について説明し、意見交換を行った。

④医学部・歯学部入学者は、高校で「生物」の履修が必要であり、本委員会では、そのため

には大学入試センター試験及び個別試験に「生物」を課すべきであるという方向を打ち出したが、未だ実現をみていない。全国医学部長会議でもこの趣旨に異論はないので、各方面に働きかけてこれの実現を期したい。

(11) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

去る3月8日開催の理事会において、3月末で設置期限となる本特別委員会の継続設置が承認された。

前回総会以後、本委員会を2回（3月2日、6月1日）、作業委員会を2回（昨年12月24日、6月1日）開催した。

①本委員会の継続設置に伴う委員長の選出を行い岡本東京学芸大学長を再選した。

②教育課程審議会から書面による意見を求められた「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価あり方について」に対する意見を取りまとめ、3月13日付け会長名をもって同審議会会長へ提出した。（会報第168号参照）

③昨年6月総会に第1次報告を提出し、その後追加調査等と考察を加えて『大学における教員養成—今後の教員養成と教育学部のあり方について—調査結果と考察』を取りまとめるとともに、これを各学長、教育学部長等へ送付した。

④教育職員養成審議会から意見を求められた「『情報』及び『福祉』の『教科に関する科目』」に対する意見を取りまとめ、5月18日付け会長名をもって同審議会に提出した。（「資料17」参照）

⑤今期の委員会で検討すべき課題について、独立行政法人化との関連も見据えつつ、作業委員会で整理している。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会（佐藤委員長）

前回総会以後、3回（1月14日、3月30日、5月9日）委員会を開き、主として『国立大学協会五十年史』の編纂作業を行った。

その作業過程において、特別寄稿に「独立行政法人化問題について」を加えることとし、この執筆を第1常置委員会委員長の阿部東北大学長に依頼した。

さらに、「五十年のあゆみ」の記事を補完する意味から、最近20年間の元・前国大協会長による座談会の記録も掲載することとした。その座談会は5月17日に開かれた。

この結果、『国立大学協会五十年史』は、「年表」、「あゆみ」、「座談会」、「特別寄稿」及び「資料」という構成になり、ほぼ編纂の最終段階に入った。

以上の委員会報告について、男女共同参画の推進に関し、大学の施設をそこに勤務する教職員の子供の保育のための施設として貸与することは現行規定では難しいので、この面で国大協から文部省に働きかけてほしい旨要望があった。

これについて会長から、この件については第3常置委員会委員長が関係の委員会と協力して検討いただきたい旨要請があった。

II 協 議

1. 第8常置委員会設置に伴う諸規程の改正について

事務局長から、初めに3月8日開催の理事会で承認された「第8常置委員会の設置についての暫定措置について」（「資料19」）についての説

明に引続き、「常置委員会の設置および担当事項についての一部改正」(案) (「資料20」), 「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正」(案) (「資料21」), 「教員委員(常置委員会)の地区別定数についての一部改正」(案) について説明があった。

ついで、会長から、「資料20」、「資料21」及び「資料22」について諮られた。

その結果、いずれも異議なく、承認された。

2. 平成11年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成11年度国立大学協会歳入歳出決算」(「資料23」)に基づき説明があったのち、引続き監事の兵藤埼玉大学長から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があった。

ついで、会長から、本決算については、去る5月19日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 平成12年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成12年度国立大学協会歳入歳出予算」(案) (「資料24」)に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月8日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

4. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

梶井第4常置委員会委員長から、次のように説明提案があった。

例年どおり国立大学教官等の待遇改善に関する

要望を行うこととし、前回要望書作成以後国大協に提出された、待遇改善に関する要望事項について検討し、新たな要望を付け加えてこの原案を「資料25」のとおり作成した。前年度との変更点は、「大学院研究科等の専攻長又は専攻主任について、学部における学科長と同様、管理職手当の支給を措置すること」、「農場・演習林の職員に対して、その勤務の特殊性に鑑み、農業散布手当の新設及び山上等作業手当の適用範囲の拡大を図ること」を新たに加えたほか、専門職制度の拡大の要望に関わって、専門職に図書館職員を含めたことである。

ついで、会長から、要望書案について諮られた結果、異議なく承認された。

5. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から、次のように提案があった。

例年、人事院勧告が出た段階で、勧告の完全実施を要望する形で要望書を提出してきたが、昨年はマイナス勧告であったこともあって要望書を提出しなかった。今年の勧告がどうなるかわからないが、いずれ出る勧告の内容をみた上で対応を考えたいので、その扱いについては、会長及び第4常置委員会委員長に一任いただきたい。

この提案について会長から諮られた結果、異議なく了承された。

6. 国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書について

梶井第4常置委員会委員長から、次のように説明提案があった。

ここへきて、平成13年度以降の国家公務員定員削減計画についての動きが急になっているた

め、総務庁ほか関係方面に要望すべく、急遽要望書案を作成した。その中身は別紙配付のとおりであり、具体的要望事項としては、①教官及び看護婦については、削減の対象母数から除外されたい、②教育・研究の遂行に欠くことのできない教育研究支援職員のみならず、事務系職員についても教育研究支援職員として明確に位置付けて教官に準ずるご配慮を願いたい、の2点である。

この説明提案について、①に関し、附属学校も削減対象に含まれるので、教官、看護婦と併せて明示してほしい旨要望があったが、この取扱いについては、会長と梶井委員長に一任することとし、要望書案は承認された。

III 報 告

1. 大学入試センターからの報告

初めに、丸山所長から次のように述べられた。

大学入試センターの任務は、いつにかかって良質の試験問題をつくることにあるが、多くの国立大学から多くの教官の方々に作題委員としてご協力いただいていることに対し厚くお礼申し上げます。ご承知のとおり、4月28日に大学審議会から「大学入試の改善について」（中間まとめ）が公表されたが、その中でセンター試験の改善についても提言がなされている。当センターとしては、大学及び高校等のご意見を伺いながらできるかぎりこれに応じていきたいと思っている。このうち、センター試験成績の本人開示については、センター試験実施要項の規定を改正し、平成13年度入学者選抜から各大学の判断によりそれぞれ開示できるようにした。また、平成14年度からは、センターから直接受験者本人に通知することにしている。ただ、要望の強

い、個別試験出願前の開示については、現行の試験日程では不可能なので、取り敢えず、全試験日程が終了する4月以降ということにしたいので、ご了解いただきたい。

なお、当センターは来年4月から独立行政法人になるが、今後ともご支援ご協力を賜ようお願いしたい。

ついで、森管理部長から、平成12年度大学入試センター試験の実施結果及び平成13年度大学入試センター試験等について、配付資料に基づき次のような報告があった。

①平成12年度大学入試センター試験実施結果の概要；18歳人口が減少しているにも拘わらず、志願者数約1,900人、受験者数約1,400人それぞれ増加した。これは現役志願率の増が18歳人口の減を上回った結果とみている。また、各科目の平均点は「資料1」の6頁のとおりであるが、得点調整に関わる地歴、公民、理科の各科目間の得点差で最も大きかったのは「物理I B」（55.91点）と「生物I B」（70.12点）の間の約14点であった。

②「平成13年度大学入学者選抜実施要項」；平成12年5月23日付高等教育局長名をもって各大学長宛送付された。

③「平成13年度大学入学者選抜大学入試センター実施要項」；試験実施期日が平成13年1月20日（土）、21日（日）となるほか、従来各大学にのみ提供していた大学入試センター試験の個人別成績を、「当該大学の判断で受験者本人に開示することは差し支えない」とした。なお、開示時期は、入学者選抜試験期日終了以降とし、4月16日以降ということになる。

④平成13年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項；主な変更点は、試験期日等の日程と、出願資格に係り、「プレーメン国際

日本学園」が在外教育施設の指定を解除されたことに伴い、これを削除したことである。

⑤大学入試センター試験を新たに利用する大学；私立大学24大学，公立大学6大学，計30大学が平成13年度入学者選抜から新たに大学入試センター試験を利用する。これにより，利用大学は全体で433大学になった。なお，私立大学は266大学であり，全体の55.9%である。

⑥平成13年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程；平成13年度大学入試センター試験について，高等学校を対象とした説明協議会及び各利用大学を対象とした入試担当者連絡協議会をそれぞれ7月から8月にかけて各地区で開催する。

⑦平成14年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱；平成14年度大学入試センター試験の実施期日は，平成14年1月19日（土），20日（日）の両日である。

⑧平成14年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出願教科・科目の出題方法等；平成13年度とまったく同内容である。

IV 協 議

1. 当面する諸問題について

(1) 各地区学長会議の状況報告

各地区学長会議の状況報告については，その殆どは独立行政法人化問題（以下「独法化問題」という）に関わっているため，独法化問題の協議に先立ち，各当番大学から，前回総会以後今総会までの間の状況について，概要次のような報告があった。

1) 北海道地区（佐々木帯広畜産大学長）

去る5月29日に開催した。協議事項は，①国

立大学の設置形態の在り方について，②授業料免除選考の弾力化についてである。

①については，文部大臣説明（5月26日）で，独法化について検討に値する方向が示されたと理解したので，国大協として文部省の検討に関与することは妥当であり，大学にとって相応しい制度設計，法人像がつけられるよう努めるべきであろうということになった。また，道内大学間の連携について，地理的条件という難しさはあるが公立大学の法人化の方向も出ていることから，公立大学を含めた大学間の連携を図ることとした。

②については，奨学金も含めて議論し，経済的支援からだけでなく，奨励の観点から特に学力優秀な学生について優遇してはどうか，奨学金を貸与制だけでなく給費制も必要ではないかといった意見があった。

2) 東北地区（阿部東北大学長）

去る5月22日開催した。協議事項は，①独法化問題について，②学部教育（含む教養教育）方法の改善についてである。

①については，最近の独法化の動向を中心に情報交換，意見交換を行ったが，特に結論は出していない。

②については，最近いわれている学生の学力低下の問題，高校学習指導要領の改訂に伴い西暦2006（平成18）年度以降新教育課程のもとで学修した学生が入学してくることでもたらされる問題と，その対応策について意見交換を行った。

3) 近畿地区（西塚神戸大学長）

去る5月25日開催した。協議事項は，①国立大学の独法化問題について，②大学改革の状況についてであるが，主として①についての協議が中心であった。

開催日が大臣説明の前日であり、詳しい点は不明であったが、自民党政務調査会の「提言」をもとに種々協議のうえ地区15大学学長の意見を集約し、6月6日付で蓮實会長宛提出した。その内容は配付資料のとおりであり、基本的には、昨年10月15日、本地区学長会議で取りまとめたものと変りない。いずれにしても、文部省が設置を予定している調査検討会議に国大協がいかにコミットできるか、あるいはコミットするかということに尽きると考えている。

4) 中国・四国地区(近藤香川大学長)

去る6月1日及び6月2日の両日にわたり開催し、専ら、独法化問題について協議した。一つは、文部省から杉野大学改革推進室長を招き、昨年9月20日の「検討の方向」以来5月26日の文部大臣説明に至る経緯を中心に説明を受けたのち、質疑応答を行った。また、独法化問題への対応について協議し、①国立大学がこれまで以上に地域社会に対する役割や貢献を果たすことができるよう独立行政法人の制度設計が行われる必要、②そのような制度設計が可能になるよう文部省の調査検討会議に国立大学のメンバーが適切に選ばれる必要、③調査検討会議の議論の内容が各国立大学長に速やかに知らされ、国立大学協会の意見が同会議に反映されるようなシステムをつくる必要、の3点にまとめ、これらの趣旨の実現に国大協として努力すべきである、ということになった。

5) 九州地区(江田鹿屋体育学長)

去る5月9日に開催した。協議事項は、①国立大学の独法化問題について、②管理運営組織と学長のリーダーシップについてである。

①については、自民党文教部会・文教制度調査会合同会議の「提言」(5月9日付)をもとに意見交換を行った。その結果、国大協において

早急に検討すべきことを会長及び第1常置委員会委員長宛に要望書として提出することになった。その内容は、①提言に示された内容では国立大学の自主性、自律性が阻害されることが尚強いこと、②国立大学に対する公的資金の格段の充実が確実に実現すること、③地方国立大学が果たしてきた役割、国立大学が基礎研究等の継承、発展に果たしてきた役割、それらの重要性に一層配慮すること、であり、必要があれば、自民党ほか各方面に要望・アピールすることを付記した。

以上の報告について、会長から次のように述べられた。

九州地区学長会議の報告にあった、国大協として自民党などにしかるべき活動をすべきとの要望に関しては、去る5月19日開催の理事会でも申し上げたが、今回の自民党の提言は、あくまでも一政党のそれであり、これに対して国大協あるいは会長として公式の態度表明は差し控えるべきと思ひ、具体的に活動は行わなかったし、今後も行うつもりはないことをご理解いただきたい。過日、会長、副会長とで故小淵首相に会ったのは、自民党総裁としてではなく内閣総理大臣としてであり、今後も政党の提言、発言等に関し、会長として公式に意見表明を行うことは考えていない。ただし、学長個々のご意見を禁ずるものではなく、むしろ奨励をしたいと思っている。

引き続き、阿部第1常置委員会委員長から、第1常置委員会にも九州地区学長会議から同様の要望をいただいたが、先の理事会での会長発言に対して特に反対はなかったと理解したので、委員会(5月25日開催)でも同趣旨の説明をした旨述べられた。

(2) 独立行政法人化問題について

会長から、独法化問題に関しご意見を会長宛いただいているが、学長個人としていただいた田中鹿児島大学長のご意見を学長ご自身からご披露願いたい旨述べられ、同学長から、同学長がまとめた「国立大学独立行政法人化についての問題提起」について朗読し説明があった。

引続き会長から、田中学長から3点にわたる問題提起をいただいたが、これを一つの契機として、独法化問題についてご意見をいただきました旨述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

○ 昨年9月20日に文部省が提示した「検討の方向」では、今後、大学の特性を踏まえた特例措置について検討し、平成12年度のできるだけ早い時期までに講ずべき特例措置等の具体的方向について結論を得たい、とされたが、5月26日の文部大臣説明の中にはその形跡は読み取れなかった。それに対して、5月11日の自民党政務調査会の提言には、より競争的環境、選別・淘汰、再編・統合といった強い表現が随所に認められる。それで、今後、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」(以下「賢人会議」という)の下に設置される「調査検討会議」での具体的な制度設計についての検討が自民党の提言の影響を強く受ける形で進まないか懸念される。国大協として文部省と同じテーブルにつき、調査検討会議に参加するか否かは、会長が5月26日の記者会見で表明されたとおり、総会で決めることかと思うが、テーブルにつくということであれば、これまで国大協がとってきた「通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対する」ということとの整合性が明確にされなければならない。それがなくままテーブル

につくことは適切でない。

- 平成9年11月総会で「現在の独立行政法人案を国立大学に適用することに反対」を決議しており、その決議の重さを十分認識した上で「調査検討会議」に参加すべきと思う。だから、そこへの参加は国大協としての意見を反映させられるように国大協の組織を代表する形でなければならないと思う。
- 5月26日の文部大臣説明後の質疑応答で、佐々木高等教育局長から、独立行政法人へ移行する場合は99大学すべて一緒であるとの答弁があったが、今後の検討で大学にとって不都合な方向が出てきた場合には反対し、降りる途をとるという大学の独自性はあり得ると考えている。田中学長が言われている「調査検討の結果、独法化が極めて不適切なところが出てきた場合には、その時点で国大協として複数の制度設計について意見を表明する」というのも、そういう意味と理解する。
- 田中委員の意見に賛成であり、①国大協として、通則法の下での独法化に反対を堅持して貰いたい、②国大協と文部省が対等に議論すべきであるから、それが「賢人会議」の下に置かれる「調査検討会議」というのは不満である、③学長アンケートの結果で明らかになった、我々が求めている基本的な線が容れられない場合は、引き下がるべきである。
- 文部省と同じテーブルにつくかどうかの是非は「通則法の下での独法化反対」という縛りを解き放てるのかどうかということにかかっていると思う。文部省は、昨年の「検討の方向」では、特例措置と言っていたのを、今回の文部大臣説明では、それを調整法あるいは特例法ということを打ち出した。これは一歩前進だと思う。“法”が入ったことで、「通

則法の下で反対」というくびきは相当解かれたのではないか。調整法、特例法が通則法の中か外かは解釈の問題だと思う。今でも教官は国家公務員でありながら教特法で守られており、それと同様に通則法の中に調整法あるいは特例法が入ったとしても独法化することの意味は十分あると思っている。また、詳細な制度設計がないのにテーブルにつくのは問題だという意見があるが、予算を保障し学長選考等における大学の自主性が十分尊重されるということであれば、テーブルにつくかどうかを決断するに足る材料は与えられていると思う。

- 文部大臣説明の中には、確かに大学は自主性・自律性をもつ必要ということとは述べられているが、それを保障する制度については何も触れられていない。だから、国大協として衆知を集めて識見の高いところを示すべきである。また、文部省と対等に話し合いができる形をとれるようにして貰いたい。
- 今回の文部大臣説明も自民党の提言も、いずれも細部の点が表示されておらず、最終的にどういう方向になるか不明なのが気懸りである。我々には、第1常置委員会がまとめた「中間報告」という大方のコンセンサスが得られたものがあるので、これを詰め、国大協としてこれだけは堅持すべきという基本的事項をまとめるべきである。それがあれば、誰がテーブルについても国大協の意見を主張することができる。そこを多くの学長が危惧しているのだと思う。

ここで、会長から次のように報告があり、諮られた。

5月26日の文部大臣説明を受けて、数日前に

佐々木高等教育局長から、文部省が賢人会議の下に設置を予定している「調査検討会議」の考え方が提示された。

それによると、調査検討会議について、法人の①基本、②目標・計画、評価、③人事システム、④財務・会計、の4つの検討グループを設ける。各グループ15名程度の委員構成とし、それぞれのグループの委員は国立大学長3名、大学共同利用機関長1名、有識者（公立大学長、私立大学長、経済界、言論界）5名、研究者等5名、国立大学事務局長1名とする。別途、グループ間の調整にあたる連絡会議を設ける、等である。また、今後のスケジュールについては、4つのグループを6月から7月にかけてつくり、平成13年度をかけて検討を進め、平成14年3月を目途に最終的なまとめを行いたいということである。

そこで、この文部省からの提案についてどう対応するかご意見を頂戴したい。絶対にテーブルにつくべきでないか、しかるべき条件のもとで可能か、あるいは何らかの方向転換において可能なのか、そこをお考えいただきたい。

なお、議論を進めるについて、①国立大学、大学共同利用機関及び国立短期大学すべてに共通するものとする、②既に法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することには反対であるということを前提とするということにさせていただきたい。

この会長からの提案について特に異議なく、主として次のような意見交換が行われた。

- 文部省と同じテーブルにつくことが即独法化容認にならないと理解してよろしいか、確認したい。
- 国大協として文部省と同じテーブルにつくということは、国大協が通則法のもとで国立

大学を独法化するということを国大協の総意として認めたということではないということ、を、ここで確認したい。

- 選択肢は二つある。一つはテーブルにつくことだが、その場合、個人の立場で参加するか、国大協が参加者を推薦し国大協として積極的にテーブルにつくかである。もう一つは、テーブルにはつかずに、国大協独自に検討を進め、文部省の制度設計ができる前に国大協の案を文部省に提案することである。後者は環境も難しく非常なエネルギーが伴うことを覚悟しなければならない。制度設計は現場を十分知らなければできない。しかし、制度設計に向けて調査検討会議がつくられようとしており、現実にはテーブルにつかざるを得ないのではないか。
- 詳細な設計が分からないままテーブルにつくことにネガティブな意見もあるが、文部省としては制度設計の検討を調査検討会議に委ねるといふのだから、中身がないのは当然である。国大協は通則法を国立大学にそのまま適用することには反対という態度であり、文部省は調整法あるいは特例法という考え方をとっているから、相互了解のベースはあるといふよいのではないか。テーブルにつくについて、国立大学の制度設計に関わる問題を国大協と文部省だけで協議することは政治的に考えて難しい。やはり、有識者を含めた調査検討会議の場に参加するのが常識的ではないか。そして、そこへの参加は、国大協として推薦した常置委員会の委員長なり委員の立場で参加する方がよい。その方が国大協としてのまとまりがとりやすいのではないか。
- 調査検討会議に我々の意見がどの程度反映できるかわからないが、それ以外に場はない

から参加すべきと考える。ただ、そこへの参加が国大協を代表してということであると、発言が自ずと限定されるから、個人の資格として出ていかざるを得ないのではないか。

- 文部大臣説明は、「通則法にもとづく独立行政法人の制度設計」という言い方をされている。通則法にもとづくとなると、通則法の下では反対と言っている国大協の考え方とは相容れないということになるように思うが、どうか。
- それは矛盾していないと思っている。たとえば、国家公務員法と教育公務員特例法との関係でいえば、あとからできた方が強いと解釈されている。したがって、仮に国立大学法人法が特例としてできた場合には、この方が通則法よりも強いということになるので、疑問の点は問題ないと思う。国立大学法人法ができた暁には、国立大学を通則法の下で法人化したことにはならないという解釈をとらなければ、今後動けないと思っている。
- 調査検討会議は、国立大学関係の委員が全体の半分程度であるから、どこまで我々の側の意見が反映できるか樂觀できない。だから、国大協としての意見をまとめ、それを調査検討会議にぶつけていくことが大事である。そのためにも調査検討会議の各グループに対応する形で、国大協の中でも議論を並行させてやっていく必要があるのではないか。
- 文部省の調査検討会議の検討に拘わらず、国大協の中に、国大協の考え方をまとめる特別委員会をつくらざるを得ないと思っている。同時に、仮にテーブルにつくとしたら、国大協の強い意思を反映し得る形で参加するようになりたいと思っている。
- テーブルにつかない方がよいとは思わない

が、手直しをすれば独法化は悪いものではないからどうかというコンテキストの中で、文部省の提案を受ける形で調査検討会議に参加することには内心忸怩たる感がある。もっと別のテーブルは叶わないものか、少なくとも国大協が主体的にいろいろ意見が言えるようなテーブルを逆提案することは不可能か考えてみる必要があるのではないか。

- 文部省が提案する調査検討会議は賢人会議の下部に置かれており、国大協関係の委員も少なく、不満である。国大協と文部省が対等に協議ができ、国大協の意見が十分反映されるようなテーブルであるべきである。
- 21世紀の日本の高等教育をどうするかという基本的なコンセプトが独法化問題の一連の経過の中で忘れられていないか。文部省が提案する調査検討会議の4つのグループの枠組みにのるかどろかは別にして、これが、たとえば基本を検討するグループで議論されてしかるべきと思う。それがないまま制度設計のみが議論されるとすれば残念である。ぜひ検討してほしい。
- 調査検討会議に国大協のメンバーが多いと、社会から、国大協がイニシアチブをとっていると見做され、そこで得られた結論も、国立大学の保身のためのものととられかねない。その意味では、国立大学以外のメンバーが相当数入ったところで我々の主張を述べていく方がよい。また、国大協の中にはいろいろな意見があるからといって学長が個々に入るのではなく、国大協として参加していくということを明確にすべきと思う。
- これまでの経験から、この種の委員会運営は文部省のペースになりがちであり、テーブルにつく場合、よほどしっかりとした意見を

もって対応していく必要がある。

- 調査検討会議の上にある賢人会議が、調査検討会議が出す結論を覆す可能性があるのかどうか、賢人会議と調査検討会議との関係はどうなのであろうか。
- 賢人会議は文部大臣の私的諮問機関であり、この賢人会議の下に調査検討会議が位置づけられることは確かである。各検討グループからの結論が連絡会議を経て賢人会議に上がり、そこで最終的に決めた上、答申として文部大臣に上がっていくという形式になる。グループの結論を賢人会議が手直しすることは形式的にはあり得るが、そこは力関係によることかと思っている。
- 昨年の今ごろから比べると、状況は我々にとって良くなってきているように思う。決して甘くはないではあろうが、国大協として調査検討会議に参加し、これを足がかりにしてさらによい方向に前進させたい。調査検討会議のいずれのグループで扱うのが適当か分からないが、諸外国に比べて遅れている大学等への寄付に係る税控除制の整備といった周辺部分についても検討してほしい。そうでないと、法人格を持ってその良さが十分発揮できないおそれがある。
- 調査検討会議及び連絡会議に会長、副会長が積極的に関与された方がよいように思う。それと、国大協内部にカウンターパートとして特別委員会をつくることに賛成する。
- 法人化の問題はこれからが本当の勝負になろう。「通則法をそのままの形で適用することに反対」という立場をより強力なものにするためにでなければ、テーブルにつく理由はない。文部省は、調査検討会議の検討結果をまわって、平成14年3月を目途に最終的な結論を

出すということだが、国大協がこの問題に先手を打ってやっていくには、どのような組織が必要かである。また、文部省が最終結着を政治日程というところに持ち込ませないようにするために我々はどれだけ努力し優位に立てるかだと思う。

- 制度設計に関わって会計制度の問題については、「検討の方向」においても、文部大臣説明においても、大学の特性に配慮しつつ原則企業会計制度を適用するということが、どこまで大学に適合する形に手直しすることができるか。企業会計は、数値に基づき運用状況の効率を評価し、次の中期目標・計画の予算に反映するという機能をもつので、使い方によっては大学の運営がコントロールされかねない危険性ははらんでいる。調査検討会議あるいは国大協の特別委員会で財政問題を検討するについては、この点も踏まえて検討いただきたい。
- テーブルにつくということは、国立大学が今の設置形態から脱するのだという意思をもって参加するのではないと、結局は積極的な意見を出せないのではないか。そこは敢えてはっきりさせない形でテーブルにつくというのか。
- 通則法のもとでの国立大学の法人化に反対を堅持しつつ現在の通則法をどれほど調整法あるいは特例法といったものによって教育研究の自由度の幅を広げていけるかということを目的に我々はテーブルにつくことだと思っている。国立大学法人法という方向が全会一致に近い形で支持があれば別だが、ご意見を伺っているかぎりそのような判断ができないので、国大協として一つの大きな方向を共有しているという形を崩さないことが大事であ

ると考えている。

- 少子化の中で、日本の大学が入学定員割れを含め立ち行かなくなる状況が出てくれば、社会が国立大学を見る眼は一層厳しくなる。そういう中で、自民党の提言が出て、一つの方向が示された。これは一つの評価基準ということになり、しかも政治的リアリズムを考えると、提言は無視できないと思う。「通則法をそのまま適用しない」ということにおいては、国大協も、文部省も、自民党も一致しているので、この現実の上に思い切った決断をせざるを得ないのではないか。その決断ができないままテーブルに加わっていくとすれば混乱が起きないか、また社会的批判が国大協に向ってこないか危惧する。
- 自民党案の中で調整法（又は特例法）の形で法律上明確に規定すべきとされているのは、①評議会、教授会、運営諮問会議など大学の管理運営の基本組織、②教育研究の中期目標・計画（主務大臣は中期目標を決めるときは大学の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない）、③教育研究の評価（主務省の評価委員会は、教育研究に関しては大学評価・学位授与機構の評価を尊重する）、④学長人事（その任命・解任は大学の申出にもとづいて文部大臣が行う）、⑤名称（「国立大学法人」など大学に相応しい名称とする）の5点である。しかし、第1常置委員会での検討をとってみても調整法なり特例法がこの5つ以外にも必要になってくるように思われる。以上のような意見交換が行われたのち、会長から次のように述べられた。
文部省の提案に対する対応について種々ご意見をいただいた。テーブルにつくということの意味は、法人格をもつという結論を予めつくっ

てテーブルにつくわけではないが、どのような法人格をもつことが大学にとって相応しいか、それがどのようなものであるべきかを考えるためにテーブルにつくということが前提になるか

と思う。

明日は、意見を収束させる方向で議論を進めたい。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

第106回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成12年6月14日(水) 10:00~15:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学所長(大学共同利用機関代表)

蠟山高岡短期大学長

I 協 議

1. 当面する諸問題について

(1) 独立行政法人化問題について

会長から次のように述べられた。

昨日に引続き法人化の問題についてご意見を伺い、議論を収斂させていただきたいと思うが、その前に、法人化問題から離れて私の考えを3点申し述べたい。

その一つは、現在制度改革の問題を議論しているが、制度を変えることなく実現可能な改革もある。たとえば、男女共同参画の問題もその一つである。これを各大学が真剣に受け止め、女性の教育者、研究者の国立大学への任用を高める方法を各学長にとっていただきたい。

第2点は、教養教育の問題である。学生が初めに大学を大学として認識するのは1年生の教育においてである。新しく大学に入ってきた学生が大学への信頼と興味をもち、大学がそれに十分応え得るよう教養教育の充実に大学は一層エネルギーを注いでいただきたい。なお、これについては、昨年特別委員会がまとめた報告(「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役

割について)などもご参照いただきたい。

第3点は、学生への視点の大切さということである。大学は、現在、周囲の状況からとかく防御的になり、その構成員を教授あるいは教授会構成員であるかのような錯覚に陥りがちだが、我々の最大の務めは学生に対する教育にあり、その上で研究があるのであって、教育の質の向上をなおざりにして大学の変革はあり得ないと思っている。当然のことではあるが、学生への教育が十分いき届いているかどうかという視点を大事にお考えいただきたい。

以上のように述べられ、引続き会長から独法化問題について次のように述べられた。

昨日来の議論を通じていくつか問題が浮かびあがり、それに対する対応として、対外的に必要なことと、国大協内部で必要なことがある。そこで、我々は外に向かって何を言い、同時に我々お互いのコンセンサスとして認めあうことが必要か、私なりの考えを披露し、ご意見を伺いたい。その上でこれを文章化し、午後、改めてお話ししたいと考えている。

引続き会長から、その趣旨、①既に法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに反対するという姿勢

は維持されており、今後も堅持されよう、②国立大学の設置形態を検討するため、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」（仮称）を新たに設置する、③上記①及び②を踏まえ国大協は、文部省に設置が予定される「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に出席する用意がある、④高等教育政策の必要性に鑑み、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定に向けた議論の場を設定すべきである旨の説明があった。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 特別委員会を発足させて、内外に向って政策提言を行うということについては、独法化問題が起こって以来待ち望んでいたことであり、賛成したい。また、学術文化基本計画の策定ということも実現を望むが、実際にどういう場を考えられているのか。
- 一つは文部省に対して提言したい。あと、科学技術会議の議員のほか、理解ある政治家など各方面に働きかけ、実現できる方向にもっていきたい。
- 調査検討会議に国大協から会長、副会長、常置委員会委員長が入っていった方が国大協の意見をより有効にできるとの判断があるのか。
- 会長、副会長が調査検討会議に入るべきかどうかは議論のわかれるところと思うが、調査検討会議に対してかなり強い国大協の意見を反映する形での人事が行われるのが望ましい。
- 国大協の中の意見には幅があるから、調査検討会議へ参加する国大協からの委員については、当然、地域等のバランスを考慮する必要があると思うが、会長がそこに入っていくのはどうかと思う。

- 会長提案の4点について基本的に賛成する。ただ、国大協の調査検討会議への参加ということでは、国大協は調査検討会議の重要な構成員だが国大協がマジョリティとなって圧力団体化するのは好ましくない。その点、会長は、連絡会議に関わるのはよいとしても、調査検討会議とは距離をおいた方がよいと思う。また、調査検討会議への関わり方であるが、たとえば、昨日話があった会計制度、税制の問題にしても、地財法の問題にしても独法化のファンダメンタルをつくるのに極めて重要であり、これらの問題は特別委員会で議論し、調査検討会議に投げる形をとった方が有効と思う。文部省に対してだけでなく、大蔵省、自治省、総務庁等の関係官庁を相手に渡り合えるように理論武装を特別委員会に期待したい。それから、文部省が重要な節目を政治日程との関係で動いたことに対しては、今後のこともあるので、強い不満の意を表わすべきと思う。
- 4つの提案の①、②、④は賛成であり、③も基本的には国大協が関与するので賛成だが、文部省案では、各グループ15名の委員のうち国大協からは学長が3名と少ない。文部省の提案をそのまま受けるのか。
- 文部省提案はまだ固まったものではなく、変更の余地はあり得るし、提案をそのまま受け入れることは考えていない。ただ、国大協が参加しないかぎり調査検討会議は実質的に機能しない。
- 調査検討会議に国大協が参加し文部省をサポートすることが大事である。その意味でも国大協に特別委員会を設置することに賛成であるが、その場合、特別委員会と調査検討会議との関係が難しいのではないか。こちら側

- の意見が先方に十分伝わるよう、両者の委員をリンクさせる必要がある。
- 国大協が包括的に高等教育、学術文化政策について問題提起をしていくことは大事なことと思っているが、その趣旨からすると、新たに設置する特別委員会の性格はもう少しふくらませて考える必要があるのではないかと、名称だけから見ると少し狭いように感じる。
 - 会長が調査検討会議に加わることに反対ではないが、可能であれば、むしろ賢人会議に出席いただくことが望ましいのではないかと。
 - 調査検討会議に会長や副会長が入るのは疑問がある。仮に会長が4つのグループのいずれかに加わると国大協の意見が分散されるおそれがある。また、調査検討会議である程度納得できる結論を得たとしても、その後総務庁、大蔵省等との調整があり、それがそのまま法案として通るかどうかが疑問である。そうであれば、会長は、調査検討会議からは離れた立場でいた方がよいと思う。
 - 特別委員会及び調査検討会議等の審議の状況について各大学にどのような形で情報を流していただけるか。
 - まだ相談していないが、Eメール等により、少なくとも特別委員会の記録は速やかに送れるようにしたい。形式的には理事会への報告を経たのちということになるが、今は非常時なので、理事会を待たずに、これを行うようにしたいと考えている。
 - 独法化問題の議論を聞いていると、地域性、規模、歴史の違い等大学はバラエティに富んでおり、考え方もそれぞれ違う。そういうことからすると、調査検討会議の委員構成は、バランスに配慮しつつもう少し多く学長が入るのがよいのではないかと。
 - 特別委員会での議論は、調査検討会議の4つのグループに対応した形をとって進めていくことになるのか。
 - 調査検討会議の4つのグループは、それぞれ与えられた課題についてだけ検討するので、全体的な視点というものを絶えず意識され行動していただくことが大事であるから、各グループに参加される方が特別委員会にも入っていただく仕組みが必要と思っている。
 - 調査検討会議への参加に関しては、会長、副会長はこれに入らない方が組織論的な整合性がとれるように思う。ただ、全体の調整を行う場である連絡会議の方に会長、副会長などが国大協の代表者として関与する余地はあろう。
 - 連絡会議に副会長が入り、賢人会議に会長が入るのがよいのではないかと。
 - 賢人会議は最終決定機関であり、そこに会長がいると、そこで決定されたことに関して国大協が縛られるおそれがないわけではない。それは、ここで結論を出さずに、よりよい選択をするよう考えてみたい。
 - 「設置形態検討特別委員会」の重要性を内外に示すためにも、これの委員長を会長にやっていただけないか。
 - なるべく出席するつもりだが、会長が特別委員会の委員長になることは避けるべきだと思う。
 - 「設置形態検討特別委員会」(仮称)の委員構成については次のように考えている。○両副会長を正副委員長とする、○第1, 第8, 第4, 第6各常置委員会からそれぞれ委員長及び委員1人, 第2, 第3, 第5, 第7各常置委員会はそれぞれ委員長。ただし、委員長が出席できない場合は予め指定した常置委員

会の代表が代って出席する、○会長が必要と認められた者。

- 調査検討会議で国大協の意見を通すためには、学長委員は文部省案の3人ではなく5人程度入る必要があるのではないかと。また、ここに参加する委員の地域バランスを考えるのは文部省ではなく、国大協がこれを考えて派遣する形をとってもらいたい。
- 国立大学の学長としては3人という限度があると思うが、研究者等のところで少なくとも3人は国大協の関係者が入っていた方がいいものと思っている。また、委員を考える際の地域のバランスということに関しては、常置委員会委員長判断にお任せすることではいけないか。
- 国大協から調査検討会議の各グループに参加している委員が特別委員会のメンバーであるように配慮いただきたい。
- 調査検討会議の4つのグループで、それぞれの課題をもって法人制度の具体的な内容を検討していくことになるが、個別に詰めていくだけでは不十分で、これらをいかに調整し全体的に有機的な組織設計をつくるかが大事であり、その意味で連絡会議の役割は大きいと思う。その連絡会議に会長あるいは副会長が入って、グループの全体の内容を矛盾なく、国立大学の将来にとって望ましい形になるよう調整していくことが必要ではないか。文部省に対しても、連絡会議を単なる調整にとどまらず、実質的内容をもった内容にすべきということをお願いしている。

——昼食休憩ののち、会議を再開——

会長から次のように述べられた。

昨日及び本日午前中いただいたご意見を踏ま

え、本総会として全会一致で確認したいことを文章化し、お手許に配付した。これについてご意見をいただき、必要な修正を施したうえで決議したい。その上で、設置形態検討特別委員会の委員構成等についてお諮りしたい。

以上のように述べられたのち、配付の文章について審議が行われた。

その結果、一部字句修正のうえ次のとおり承認された。

国立大学協会は、第106回総会において、次の4点を全会一致で確認した

- 1 5月26日の文部大臣の「説明」以後も、国立大学協会は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。すなわち、すでに法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。
- 2 教育、研究の質のさらなる向上によって、国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の接続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を国立大学協会内部に新たに設置し、この委員会を中心に、文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行う。
- 3 上記の二点を踏まえ、かつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、国立大学協会として、文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く

反映させるための努力を行う用意がある。

- 4 一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的な展望のもとに議論されねばならず、それには、国際的動向をもふまえた恒常的な政策決定の機構が必要である。国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

次に、会長から、特別委員会の設置について次のように諮られた。

会則によれば、特別委員会の設置については、常務理事会の議を経て理事会で決定することになっているが、この際、理事会を省略し、総会において新たに特別委員会の設置について決定いただきたい。

- 特別委員会の名称は「設置形態検討特別委員会」とする。
- 委員会に、正副委員長を設けることとし、委員長に長尾副会長、副委員長に中嶋副会長を任命する。(特別委員会の設置に際し当初の長は会長が氏名することとなっている〈第24条〉)
- 委員は、第1、第8、第4、第6の各常置委員会から、それぞれ委員長及び委員1名、それ以外の第2、第3、第5、第7の各常置委員会から委員長をもって充てる。
但し、第2、第3、第5、第7各常置委員会については、委員長が出席できない場合には、予め当該常置委員会をして指定した代理の委員が出席できるものとする。
- 上記委員のほか、会長が指名する委員若干名を置く。

この提案について異議なく、承認された。

引続き会長から、特別委員会の設置に関わって次のように述べられた。

これまで、法人化問題全般を第1常置委員会に付託していたが、設置形態検討特別委員会を設置したことに伴い、同委員会の任務が若干変ることになるが、ご了承いただきたい。また、文部省の調査検討会議に4つのグループができるので、各グループに対応する形で、法人の基本に関しては第1常置委員会に、目標・計画、評価に関しては第8常置委員会に、人事システムに関しては第4常置委員会に、財務・会計に関しては第6常置委員会に、それぞれ担当をお願いしたい。なお、調査検討会議の各グループに国大協から出席される委員に、特別委員会からの調整、方向の指示が伝わるようにそれぞれの常置委員会と特別委員会との関係を緊密に保っていただきたい。

II その他

1. 第107回総会・学長懇談会・国大協創立50周年記念祝賀会の日時・場所について

会長から、次回総会・学長懇談会・国大協創立50周年記念祝賀会の日時・場所を「資料29」のとおり予定しているので、よろしく願いしたい旨述べられた。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回11月の総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

江崎陽一郎（宮城教育大学長）

江田 昌佑（鹿屋体育大学長）

以上をもって第106回総会を閉会した。

第73回事務連絡会議

日時 平成12年6月16日(金) 11:00~12:00
場所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学事務局長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

伊藤事務局長から、次のとおり述べ開会した。

例年、本会議の冒頭に会長のご挨拶があるが、本日、会長は、梶井第4常置委員長及び大学共同利用機関所長懇談会代表並びに国立高等専門学校協会会長とともに、配付してある定員削減に関する要望書を持参して総務庁を訪問し、総務庁長官に要望をしており、ご挨拶ができないのでご了承いただきたい。また例年は午後文部省からの連絡事項があるが、本日午後は文部省主催の事務局長会議が開催され、文部省からの事務連絡は行われないのでご了承いただきたい。

ついで野島次長から、配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会付議事項報告

伊藤事務局長から、次のとおり説明があった。

(1) 総会第1日目午前中、定例の議題である各委員会委員長の報告と協議のほか、下記の事項の報告及び協議が行われた。(詳細は、前掲の第106回総会議事録をご参照ください。)

① 報告事項

- 「第8常置委員会」の設置について
- 「教員養成特別委員会」、「医学教育特別委員会」、「大学入試情報開示に関する検討小委員会」、「学生納付金等検討小委員会」の継続設置について
- 「入試改革に関する検討小委員会」の設置について

○ 会務報告

② 協議事項

- 第8常置委員会の設置に伴う諸規程の改正について
- 平成11年度国立大学協会歳入歳出決算について
- 平成12年度国立大学協会歳入歳出予算について
- 国立大学教育等の待遇改善に関する要望について

(2) 総会第1日目午後及び第2日目は当面の諸問題として、「国立大学の独立行政法人化」(以下「独法化」という。)の問題について討議が行われたが、定例の各地区学長会議でも次のとおりこの問題が審議されているので、その状況も含めてご説明する。

- 北海道地区学長会議は5月29日に開かれ、「国立大学の設置形態の在り方」と「授業料免除選考の弾力化」について審議し、5月26日の学長会議で示された文部省の「独法化」についての説明内容は検討に値するので、国大協は文部省に協力していくべきであるという意見がまとめられた。
- 東北地区学長会議は、5月22日に開かれ、「独法化問題」と「学部教育(含む教養教育)方法の改善について」審議したが、とくに結論は無かった。
- 近畿地区学長会議は、5月25日に開かれ、「独法化」と「大学改革」について審議した。

その結果、配付資料のとおり6項目の提言がまとめられた。そこには①調整法の内容について、②教育研究の目標や計画について、③評価について、④人事について、⑤運営について、⑥財政についての意見がまとめられている。

- 中国・四国地区学長会議は、6月1日に開かれ、「独法化」問題について審議した。その結果、配付資料のとおり、①国立大学が地域に貢献しうる制度設計の必要性、②文部省に設置される調査検討会議の委員構成の在り方、③調査検討会議への国大協の意見反映のシステムについて意見をまとめた。
- 九州地区学長会議は、5月9日開かれ、「独法化」問題について審議し、自民党の高等教育研究グループで作成し、政務調査会で承された「提言 これからの国立大学の在り方について」では、①大学の自主性、自律性が阻害されるおそれがなお強い、②大学に対する公的資金の格段の充実が確実に実現するようにしてほしい、③地方国立大学の果たしてきた役割について配慮を求めるといふ3項目の意見をまとめ会長に提出し、これを自民党等各方面に訴えて欲しいと要望した。

また鹿児島大学長から、配付資料のとおり、「独法化」問題について、①昨年9月に文部省が示した「検討の方向」以来、制度の具体的内容について新しい材料は提出されていない、したがって現時点では、これまでの国大協の立場（通則法の下での独法化に反対）を変えるべきではない、②調査検討ならば、参加するのにやぶさかではない、③調査検討の結果、独法化が有効でない

いところ、また極めて不適切なところが出てきた場合には、その時点で国大協として複数の制度設計について意見を表明する、という意見が提出されている。

- 総会では、自民党の「提言 これからの国立大学の在り方について」について、国大協としての意見を自民党に訴えて欲しいとの要望があったが、会長から、一政党の案で政府の案ではなく、公式に国大協として意見を表明するのは避けた方がよいと思う、また文部省に設置される調査検討会議には、①法人の基本、②法人の目標・計画・評価、③法人の人事システム、④法人の財務会計のグループが設けられ、各グループの委員は国立大学長も含め15人程度とする予定である旨説明があった。

以上のうち、各学長により活発な意見交換が行われた。その主な意見は概ね次のとおりである。

- 自民党の政務調査会了承の提言は、昨年9月に文部省の示した「独法化の検討の方向」より、中期目標、評価、学長人事などの点で後退している危険性を感じる。また大学の「積極的な再編統合の推進」が露骨に示されている。
- 通則法に反対とのこれまでの立場を保ちながら、文部省の調査検討会議に参加することの整合性をどのように図るのか、その点の解答なしに会議に参加するのはいかがなものか。
- 現段階では、独法化についての詳細な制度設計が示されていない。また国大協の中で主体的に意見がまとまっていないので、調査検討会議に参加すべきではない。
- 調査検討会議に参加する場合には、国大

協が組織として参加すべきで文部省の1本釣りの個別な人選による参加はよくない。

- 学長会議での大臣の話は、国の方針として文部省の考え方を示したもので、徹底交戦すべきものではない。詳細な制度設計はないが、自民党の提言の中にも独法化の基本的骨格は見えてきており、会議に参加して国立大学にとってより良い制度設計をする工夫に力を発揮すべきである。
- 現場を知っている国大協が検討に参加せず、文部省だけで独法化について立案させるのは無責任で現実的ではない。
- 国立大学の関係者のみで議論しても自己弁護策と社会から見られる。公的な国立大学以外の者も加わる場で意見を述べるのが望ましい。
- 賢人会議の下にある調査検討会議に参加するのでは、文部省と対等の立場で検討するとは言いえない。別のテーブルを設定すべきではないか。

以上のうち、会長から、この総会で文部省の会議に参加することについて、全会一致で決めたいので、別紙「第106回総会の確認事項」とおりの確認したい旨述べ、意見交換が行われたのち、承認され、総会終了後、記者会見で確認事項が公表された。

確認事項の大要は、次の4点である。

- ① 国大協は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。
- ② 国大協に「設置形態検討特別委員会」を設置し、内外の各方面への政策提言を行う。
- ③ 文部省に設置される「独法化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの

討議の方向に国立大学の意向を強く反映させるための努力を行う用意がある。

- ④ 国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

なお、この文面について、通則法に反対の態度を維持しながら、文部省の調査検討会議に参加するのは、譬え一部ではあっても、自民党の提言等、当初とは異なる状況が出てきたからである点を理由として説明に加えるべきであるとの意見、及び設置形態検討特別委員会の審議状況を各大学に速やかに知らせるようにしてもらいたいとの意見があった。

- (3) その他、総会では、次のような報告等があった。

- 男女共同参画に関するワーキング・グループの報告書で、今後各国立大学でご努力願うよう「2010年までに国立大学の女性教員比率を20%に引上げることを達成目標として設定することかが適切」であるとの提言が行われている。
- 第1常置委員会では、独法化が現実化したときにどのような問題点があるかを現時点の情報をもとに検討し、「財政問題に関する検討結果」をまとめた。今後状況の進展に伴いこの資料を見直しされることになると思われる。
- 50周年記念行事準備委員会では、今秋の総会時に本協会創立50周年の記念祝賀会を開催し、また国大協50年史を編纂するための作業をしている。局長各位にも祝賀会にはご参加をお願いしたい。

II 大学入試センターからの連絡事項

井上副所長から、次のとおり大学入試センター（以下「センター」という。）試験について説明があった。

- 本年1月実施した平成12年度のセンター試験は得点調整もなく無事終了した。今回の受験志願者数は、581,958人で前年比約1,900人増、受験者数は532,797人で前年比約1,400人増となっている。少子化の進む中であるが、受験者数の増があったのは、現役の志願者数が増加したからであると思われる。
- 試験の平均点で見ると、物理I Bと生物I Bの間で14点余りの差が生じたが、得点調整の対象にはならなかった。
- 平成13年度のセンター試験は、平成13年1月20日、21日に実施する。また平成14年度のセンター試験は、平成14年1月19日、20日実施の予定である。
- 平成13年度のセンター試験から、各大学は提供されたセンター試験の個人別成績を当該大学の判断により受験者本人に開示することは差支えないこととした。ただし開示の時期は試験の終わった4月16日以降とすることと

となった。センターでは、大学審議会答申等の提言を受けて、センター試験の成績の本人開示について、平成14年度以降はセンターで成績開示を行うよう具体的検討を進めており、案ができれば国大協にもご相談したい。

なお、各大学の個別試験の前にセンター試験の成績開示を求める要望が強いが、現試験日程の中では難しい面がある。

- 新たに平成13年度から、私立24大学、公立6大学がセンター試験の成績を利用することになり、これにより国立95大学及び私立大学266大学、公立72大学がセンター試験の成績を利用することになった。
- センター試験の作題委員を各国立大学の教官を中心にお願いしているが、その負担は大きいので、作題委員の教官の教育・研究活動への支援や業績評価について各国立大学でのご配慮をお願いしたい。
- センターは、来年4月から独立行政法人として発足するための準備を現在進めているが、これまで同様センター試験が円滑に実施されるよう各大学のご支援をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成12年5月25日(木) 10:00~12:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保, 北原, 貴志, 赤岩, 町田, 小早川, 示村, 廣中, 山本, 森満, 田中各委員

宮脇, 宮腰, 伊藤, 板橋各専門委員

(オブザーバー)堀田凱樹国立遺伝学研究所長

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 明日の国立大学長・大学共同利用機関長等会議を前にした, 独立行政法人化問題に関する文部省等の動きについて報告があった。

〔議事〕

◎ 財政問題に関する検討の取りまとめについて

委員長から, 前回委員会(3月29日開催)以後拡大小委員会を4回(4月13日, 4月20日, 5月10日及び5月19日)開催し, 仮に独立行政法人化を想定した場合に国立大学に相応しい財政形態をいかに創設するかを課題に検討を行い, その結果を別紙のとおり「財政問題に関する検討結果について」(第1次報告)(案)とし

て取りまとめたので, これについてご審議いただきたい旨述べられた。

ついで, 小委員会の宮腰委員から, 配付資料にもとづき「財政問題についての論点」等について説明があったのち, 逐条的に審議が行われた。

その結果, 字句等について若干修正意見が出されたが, 委員長に修正を一任し, 委員長の許で所要の修正を施したのち, 各国立大学長及び大学共同利用機関代表宛に委員長名をもって送付することが了承された。

なお, 委員長から, 九州地区国立大学長会議から5月9日付けをもって蓮實会長及び阿部第1常置委員会委員長宛提出があった, 独法化問題についての要望書の紹介があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成12年5月16日(火) 17:00~19:00
場所 学術総合センター(東京一ツ橋) 2階会議室
出席者 杉岡委員長
厚谷, 小柳, 江崎, 吉田, 板垣, 服部, 森本, 廣瀬, 辻野, 守屋, 吉川, 奥田, 野村各委員
長谷部, 荒井, 前田各専門委員
(大学入試情報開示に関する検討小委員会) 笹田委員
(文部省) 芝田留学生課長, 野家大学入試室長
(大学入試センター) 丸山所長, 法月事業部長
(説明者) 日野東京大学入試課長, 新井東京芸術大学入学主幹, 清野九州大学入試課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 学長交代に伴い5月1日付で新たに委員に就任された寺尾俊彦浜松医科大学長(本日欠席)の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

1) 野家大学入試室長から, ①現在, 文部省では, 「平成13年度大学入学者選抜実施要項」を取りまとめているところであり, 5月末にはこれを各大学に通知したい, ②今回の「実施要項」には, 先に大学審議会が公表した「大学入学者選抜についての中間まとめ」に新しく盛り込まれた考え方は加えられてない。しかし, ③従来, 中央教育審議会で提案されている, 大学入試センター試験の資格試験的取扱いや受験科目についての考え方等について見直しを行っている, 等の説明があった。

2) 日本留学のための新たな試験について
芝田留学生課長から, 次のような説明があった。

昭和58年に留学生受入れ10万人計画が始まって以来, 21世紀初頭達成を目指して進めてきた

が, それが困難な状況にある。本年4月に開催されたG8教育大臣会合で, 今後10年間で学生, 教官, 行政官等の国際的な流動性の倍増ということがコンセンサスを得ており, 文部省として引続き, この目標の早期達成に努めていきたい。文部省では, 10万人計画を達成する上で, 留学生試験制度そのものの改革が必要と考えており, このため, 中嶋東京外国語大学長を座長に調査研究協力者会議を設けて「日本留学のための新たな試験」について検討を進めていただいた結果, このほどこの「中間報告」がまとまった。

学部留学の場合, 通常は, 日本に来てから日本語や基礎科目を学習し, その上で私費外国人留学生統一試験, 日本語能力試験のほか当該大学独自の試験を受けて入学するというプロセスをとっているが, 外国人留学生にとっては, ①2種類の試験を受けなければならない, ②日本語能力試験については海外各地で行われているが, 統一試験についてはタイとマレーシアで行われている以外は日本国内に限られている, ③現行の日本語能力試験は, 一般的な日本語能力の測定と, 大学で教育を受けるに必要な日本語能力の測定の両面を有し, 必ずしも大学教育を

受けるに必要な能力を十分に測定し得ない、④試験の実施が年1回にかぎられている、等の問題があって、日本留学のハードルになっているという指摘が予てあった。これについて「中間報告」は、学部について、①現行の2種類の試験（私費外国人留学生統一試験、日本語能力試験）を統合した「新たな試験」を開発し、日本語及び基礎学力（理系は数学と理科、文系は数学と総合科目）を評価する、②英語については実施せず、必要に応じて各大学でTOEFL等の活用を図る、③特定の教科・科目のみの受験を認める、④平成14年度の実施を目途に準備を進める、⑤試験の年2回実施や試験結果の複数年利用等について検討する、等の提言をいただいた。

文部省としては、「新たな試験」について、来年はトライアルを小規模に行った上、平成14年度から年2回（6月と11月又は12月）、アジアを中心に留学生の多い地域10カ所程度で実施する方針である。なお、協力者会議では、今後の留学生政策の方向として、日本語を学んでなくても、基礎学力があれば、海外で条件付で入学許可を出し、日本に来て1年間日本語を勉強して、ある程度の能力に達した段階で正式に入学を認めることや、基礎学力の試験について英語による出題ということなどが議論されている。ぜひ「新たな試験」を各大学で利用され、留学生受入れ拡大に繋げていただけるようご配慮をお願いしたい。

(2) 大学入試センターからの報告

丸山所長から次のように述べられた。

大学審議会から、大学入試センター試験の改善について積極的な提言をいただいているが、大学入試センターとしては、これらに関して大

学及び高校側のご意見を伺い、できるかぎり応えていきたいと思っている。このうち、大学入試センター試験の試験成績の開示については、コンピュータソフトの開発、その他で時間がかかり来年度は間に合わないが、平成14年度から試験終了後受験者本人に通知することとし、現在具体的な措置について検討しているところである。なお、事前開示（個別学力試験出願前の通知）については、現行の試験日程では不可能なので、取り敢えず、事後開示から始めることとしたい。

ところで、来年4月から大学入試センターは独立行政法人に設置形態は変るが、実際の業務自体はこれまでと変更はない。今後とも各大学のご協力を賜るようお願いしたい。

ついで、法月事業部長から、平成12年度大学入試センター試験の実施結果及び平成13年度大学入試センター試験等について、配付資料にもとづき次のような報告があった。

- 平成12年度大学入試センター試験の志願者数及び受験者数については、前年度に比べて志願者数が約1,900人、受験者数が約1,400人それぞれ増加した。
- 受験率は、センター試験が始まった平成2年以来漸減傾向が続いており、今回は91.55%であった。この原因としては、推薦入学等が年々増えてきている中で、受験生がセンター試験出願後に推薦入学が決定したとか、センター試験に出願したが最終的にセンター試験を利用しない私立大学を受験したということが推測される。
- 各教科の受験状況は、おおむね前年度と同様の傾向であるが、理科の物理ⅠBと生物ⅠBの受験者数については、これまで物理ⅠB

の方が生物IBよりも多かったが、今回僅かながら生物IBの方が増えた。

- 平成13年度大学入学者選抜から、公立大学6大学、私立大学24大学、計30大学が新たにセンター試験を利用することになった。
- 「平成13年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」については、近く各大学宛通知するが、特に今回新たに加えたこととしては、従来、大学入試センター試験の個人別成績は各大学に対してのみ提供し受験者本人には開示しないことになっていたのを、当該大学の判断で受験者本人に開示することは差し支えないこととしたことである。なお、開示時期は、入学者選抜試験期日終了後の4月16日以降になる。これ以外は、日付の変更程度である。
- 「受験案内」の主な変更点は、出願資格に係り、「ブレーメン国際日本学園」が在外教育施設の指定を解除されたことに伴い、これを削除したことである。
- 平成14年度のセンター試験の出願教科・科目の出題方法等については、近日中に各大学に通知するが、中身は平成13年度とまったく変更はない。

2. 国立大学の平成14年度入学者選抜の基本方針について

委員長から、国立大学の平成14年度入学者選抜についての基本方針について諮られ、協議の結果、平成13年度に引続き「分離分割方式」により行う方針とし、この旨来る5月19日開催の理事会に付議のうえ6月13日、14日開催の総会に提出することが了承された。

3. 平成13年度国立大学入学者選抜における留意事項について

事務局から、配付の「平成13年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)は、年度の表記以外中身については前年度とまったく変更がない旨説明があった。

これについて審議が行われた結果、異議なく、これが了承された。

4. 平成13年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

入学者選抜についての平成13年度実施要領に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとされる場合には、予め第2常置委員会に協議することになっており、これに基づき東京大学、東京芸術大学及び鹿屋体育大学の3大学からそれぞれ協議があったので、ご審議いただきたい。

ついで、初めに東京大学の協議について、日野東京大学入試課長から次のような説明があった。

本学では、前期日程試験と後期日程試験の併願率が高い(最近3年間の平均では80.1%)ことから、併願者が前期日程試験に合格した場合には、その者を後期日程試験の第1段階選抜を不合格として取り扱うことにより受験機会をより確保する方針をとっている。このため、後期日程の第1段階選抜結果発表日を前期日程試験の合格発表日(平成13年3月10日(土))と同日とすることについて協議したい。

委員長から、この協議について諮られた結果、異議なく、これが了承された。

引続き、東京芸術大学の協議について、新井東京芸術大学入学主幹から次のような説明があ

った。

本学の前期日程で実施する音楽学部の試験は、3回行う実技試験に12日間を要するので、この合格者発表日を3月13日に繰り下げたい。また、後期日程で実施する美術学部の試験は、2回行う実技検査に15日間を要するので、この試験開始日を3月5日とすることについて協議したい。

委員長から、この協議について諮られた結果、異議なく、これが了承された。

次に鹿屋体育大学の協議について、委員長から配付資料に基づき次のような説明があった。

同大学では、高度の体育実技試験を課しており、仮に前期・後期に分けても、前期日程で他大学を受験して不合格になった者が後期日程で同大学を受験して合格することは極めて困難であり、前期・後期に分けずに試験を行っても受験機会を狭めることにならないので、前期日程のみで実施することについて協議したいということである。

この協議について諮られた結果、異議なく、これが了承された。

5. 入試情報開示に関するアンケート調査結果について

委員長から、本委員会に先立ち、大学入試情報開示に関する検討小委員会を開催し、過日各大学宛に行った、入試情報開示の実施状況についてのアンケート調査結果の整理と検討を行ったので、同小委員会の笹田委員からご報告いただきたい旨述べられた。

ついで笹田小委員会委員から、配付資料にもとづき、全国立大学(大学院大学を除く95大学)の入試情報開示の実施状況(平成12年度入試より開示を実施する情報、13年度入試より開示を

実施することを目途とする情報)及び自由記述により寄せられた意見等の報告・説明があり、引続き次のように説明があった。

報告したとおり、13年度入試より開示を実施することを目途とする情報については、検討中と回答された大学の割合が高かったが、おそらく、今年秋口頃までには多くの大学で開示の方向で決まってくるものと思われる。それから、記述回答の中では、「基本的な考え方」において不開示情報の一つとした「答案」について、「今後、情報開示が進む中で、いつまでも開示しないで済むものか」という指摘、各大学の入試情報開示が、最も詳細に開示した大学の方向に収斂されることにならないよう、「基本的な考え方」を一步進めて、国立大学の入試情報開示に一定の統一性をもたせるよう検討してほしい、との要望などがあった。

ご承知のとおり、来年4月から施行される情報公開法は、教育情報及び医療情報については公開対象から除かれており、また、個人情報の本人開示については規定に盛りされていない。したがって、各大学が行っている、あるいは行おうとしている本人開示については、あくまでも大学が自主的に設けた制度であり、その意味では「答案」を不開示としていることに問題はないといえる。ただ、規定していなくてもやれるではないかという意見も少数意見としてあることはあり、開示しないことに不服の申立てということもあり得る。その場合は、総理府に置かれる審査会の審問ということになり、その判定に不満があれば裁判所の判断を仰ぐことになる。入試情報開示については、当然各大学の自主的判断にもとづいて行うことであるが、「基本的考え方」の中で、各大学の実施状況を見つつ、平成15年度入試の前に入試情報の開示のあり方

について改めて総合的に検討を行うこととして
いるところである。

以上のような説明があったのち、委員長から
次のように諮られた。

このアンケート調査の集計結果を5月19日開
催の理事会に付議のうえ各大学に報告すると
ともに、公表することとしたい。

また、入試情報開示に関する検討小委員会は、
この5月末日で2年間の設置期限が切れるが、
問題点等の検討が必要になると思われるので、
さらに2年間設置を継続することとしてよろし
いか。お認めいただければ、5月19日開催の理
事会にこの旨申請いたしたい。

この委員長からの提案について、いずれも異
議なく、了承された。

6. 大学審議会「大学入試の改善について」(中 間まとめ)に対する意見について

委員長より、大学審議会から、同審議会が取
りまとめた「大学入試の改善について」(中間ま
とめ)について、国大協に意見を求められ、荒
井専門委員に依頼しこれの原案を作成いただいた
ので、ご審議いただきたい旨述べられた。

引続き同専門委員から、前回いただいたご意
見を踏まえ、たたき台の案を作成し、それを本
委員会に先立ち専門委員の間で検討のうえ原案
をまとめた旨述べられ、配付資料『大学審議会
「大学入試の改善について」(中間まとめ)に対
する意見(案)』について説明があった。

ついで、同意見(案)について逐条的に審議
が行われた。その際あった主な意見は次のよう
である。

- センター試験の試験科目には、2単位科目
と4単位科目が同列に置かれていて、同じ得
点スケールになっているのは問題がある。た

例えば、国語Ⅰ(2単位)と国語Ⅰ・Ⅱ(4
単位)では、それぞれ教育内容の範囲が異な
り、難易度も違うのに、同じ科目として出題
されているのは、センター試験が到達度評価
であるということの中で許容されてきたこと
であるが、試験制度としては不公平さをもっ
ているという指摘は予てからあるところであ
る。ここは制度的に整合あるものにならな
ければならない。

- 各大学がアドミッション・ポリシーをもつ
ことが求められている。そこで、大学が個別
にセンター試験について資格基準を決めてや
ろうとしても、試験問題を見ることなく事前
に、厳密に基準点を示すことは困難である。
また、少子化が進行する中では、大学として
資格基準を設定しても、その基準を満たす学
生が少なく定員割れになるということも十分
起こり得る。既に短大から4年制に切り替え
た私立大学で大幅な定員割れが起きている。
審議会の資格試験的利用という提言は、
そういうことを十分考えられたものかどう
か。
- センター試験を資格試験的にした場合、そ
の基準を低い水準に設定すれば、結果的に個
別試験でのみ合否判定を行うことになり、選
抜試験としての意味がなくなってしまう。
- センター試験の資格試験的利用について、
これが非現実的であるという意見(案)に異
論はない。むしろ、審議会の提言は大いに疑
問だという記述を入れてほしい。
- 試験の得点成績は、試験問題の難易度、受
験した集団の学力水準によって動く。米国で
は、それをプリテストによって試験問題のレ
ベルを一定に保つ方法がとられているが、日
本の入試では、試験問題は初出でなければい

けないという考えがあり、そのため事後調整という方法にならざるを得ない。しかし、それは現在のように1回の試験であれば何とか調整は可能であるが、2回にすると、実質的に有効性をもたない調整になってしまう。そういうことから、審議会の提言は、複数回実施の前提として、資格試験的な利用ということで、大きな段階別な評価によって、試験問題の難易や受験生の学力変化ということを捨象しているのだと思う。センター試験の技術的な問題をそのままに複数回実施というのは説得性に欠ける。

- 「やり直しのきく入試」が提言されているが、現に私立大学では一つの大学で何回でも受験できるし、国公立大学も含めて受験機会は大いに確保されている。それなのに、なぜ今これが提言されたのか分からない。本来、入試というのは競争的なものではないか。大学審議会のもう一方の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」は、競争的環境の中で個性が輝く大学ということが提言されているのだから、「やり直しのきく入試」というのは自己矛盾のように思える。
- 「中間まとめ」は、個別試験を含めたさまざまな提言がなされているが、それはすべてセンター試験ありきが前提になっている。これまででもそうであったが、答申が出て、それにもとづいて大学は入試のやり方を変えてきた。今回もまた答申によって入試を変えていかなければならないのか。別な言い方をすれば、また縛られることになるのか。国立大学の護送船団方式を見直す議論が強い中で、本当は、国立大学の入試についても規制緩和の方向をとる方が、むしろ答申の趣旨に合うのではないか。

- 実態として、これだけ大学が大衆化してきているときに、これに対応した適切な入試の改革論がなかなか出てこなかった。それが、ようやく今回の「中間まとめ」で、従来の審議会答申からみると、かなり大胆に踏み込んだ提言が出てきた。これに対し、国立大学が自分のところはどのようなテリトリーとして入試を考えていくのかをはっきり出さなければいけない時期にきたのだと思う。今回は、「中間まとめ」に対する意見ということでまとめられるが、この秋口に答申が出る予定なので、それに対し、国立大学の入試のあり方について検討し、考え方をまとめる必要があるのではないか。以前、入試将来ビジョン検討小委員会で報告書を作成したが、ある種の哲学論に止まったので、具体的に個別課題まで踏み込んだ提言を出していく必要があると思う。
- 総合的な試験の導入が提言された背景としては、ゆとりある教育の一環として総合科目が導入されたことにあると思うが、ゆとり教育をどうするかということがまだ定まっていない状況の中で、これを導入することは疑問だ。
- センター試験の中に総合科目を設定すると、大学の中には、この1科目で入学者の選抜をすることが出てくる。本来、3科目なら3科目、5科目なら5科目の試験を課せば、総合試験で測れるものは殆どカバーできるが、受験生の負担は軽いから、そこに志願者が多くくる。今までの試験科目の削減は、そういう形で広がってきたところが多分にある。総合問題は、学力評価の補完的なものでしかないはずのものが、入試の軽量化をさらに進める懸念があり、また、総合学習をどうするかということに対する規定要素にもなる

おそれがある。

- 総合科目というのは、豊かな人間性の涵養ということにあるとすれば、それを試験で測れるものか。
- リスニング・テストについては、多くの専門家が指摘しているように、センター試験として全国一斉に実施するには多くの点で支障がある。これが必要ということであれば、個別試験で行うべきである。
- 入試に携わる教官が使うエネルギーは大変なものである。教官が負うトータルの任務の中で、どれほど入試にエネルギーを注ぐべきか、効率の視点も考慮してほしい。
- 入学時には、大学が設定した基準をクリアするだけの学力をもっていさえすれば、あとは育てることが大事なのであって、それをきめ細かく点検することが本当にすぐれた入試なのか。それに費やされるエネルギーや、また経費の点からも大学が果たすべき役割の中で、適正規模としての入試はどの程度なのかということを、大学として考えることはそれほどエゴではないと思う。
- 入試業務において、特に規模の小さい大学では、現在でも事務職員は手一杯の仕事をしており、センター試験を複数回実施すること

は物理的に困難だ。また、意見案で指摘しているとおりに、足りないところを大学院生で補うことは責任の問題からいって適当でない。

- センター試験の資格試験的取扱いにしても、複数回実施にしても、国立大学の入試としてどれだけのメリットがあるかが見えない。それがはっきりすれば大学として努力する。
- センター試験そのものに制度的矛盾がある。何かを改革すれば、それに伴って新たな欠点が出てくる。問題を一つずつ議論していたら、混乱してくるだけではないか。国大協は、抜本的な高等教育政策の中での入試のあり方そのものを議論していかないと、矛盾の拡大に手を貸すだけにならないか。

以上のような意見交換ののち、委員長から次のように諮られ、了承された。

ご審議いただいた結果、基本的に意見（案）がご了承いただけたものと思う。いただいたご意見を踏まえ若干の字句修正等があるかと思うが、その扱いについては委員長に一任いただけないか。お認めいただければ、これを5月19日開催の理事会に付議することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成12年5月12日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本, 安永, 大澤, 平野, 丹羽, 山田(代理:植村奈良先端大学院大学情報科学研究科長), 鮎川, 村田, 杉森, 森田各委員

豊岡, 森泉, 岩元各専門委員

(文部省) 関学生課課長補佐, 齊藤就職指導専門官

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任された杉浦 甫佐賀医科大学長及び専門委員に就任された森泉豊栄東京工業大学教授の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があり、了承された。

- ① 中央教育審議会の「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」(中間報告)の書面ヒヤリングについての意見を作業委員と相談して作成し、第2常置委員会委員長に昨年11月15日に提出した。
- ② 昨年11月12日に就職問題懇談会が開催され、また12月6日に就職採用情報交換連絡会が開催されて平成12年度大学、短大、高等専門学校卒業予定者にかかる就職について「申合わせ」と企業に対する「要請」並びに平成12年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の「倫理憲章」及び企業に対する「要望」の文案を確定し、公表した。
- ③ 平成11年12月2日に名古屋大学で開催された平成11年度第2回就職指導ガイダンスに委員長が出席し、講演した。また、平成12年4月21日に東京大学で開催された平成12年度第

1回就職指導ガイダンスにも委員長が出席した。

- ④ 平成12年2月7日に会長からの第8常置委員会の委員推薦依頼に応え、本委員会より大澤健郎委員(上越教育大学長)を推薦した。

2. 平成11年度大学等卒業者の就職状況調査の結果について

齊藤専門官から、次のとおり説明があった。

本年4月1日現在の大学等卒業者の就職希望率は62.7%で前年比5.6%減少している。厳しい不況の中で学部卒業時点での就職を諦め大学院等へ進学する者が増加しているのではないかと考えられる。就職率は大学で91.1%で前年比0.9%減少し、男女別で見ると、男子は91.9%で1.3%減少、女子は89.5%で0.3%増となっている。分野別では文系90.7%で0.6%減、理系92.6%で2.2%減少となっている。また地域別就職率では、中部地区93.9%で1.1%増、九州地区83.7%で0.6%減少等となっている。この結果から推計すると大学男子約1万6千人、大学女子約1万4千人、短大卒約2万人が就職できない状況にある。については各大学でも引き続き、学生が自らの個性を発揮して就職しうるような教育と就職先の開拓、きめ細かな就職指導等についてご努力頂くようお願いしたい。

ついで、各委員により、就職を希望しない者

の進路、就職希望率低下の原因、大学院生の就職状況調査、通年採用等が増加する中での本調査の意味等について、質疑応答と意見交換を行った。

3. 男女共同参画に関するWG報告書案について

委員長から、次のとおり説明があった。

平成11年5月に女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から、「大学等の研究機関における研究者の性別構成の公正化について」の要望を受け、第3常置委員会と第4常置委員会合同で、男女共同参画に関するWGを設置し、大学等における男女共同参画の推進、女性の処遇改善などについて審議してきた。その結果、別紙報告書を作成した。

報告書は、国立大学における男女共同参画の現状について統計的分析を行い、日本の大学が男女共同参画の面で立ち遅れている現状を指摘し、このような状況を改善するために「国立大学における女性教員比率を2010年までに20%に引き上げることを達成目標とすることが適切であると思われる」とし、そのために「教員公募システムの確立とポジティブ・アクションの採用」など、国立大学が具体的にすべき方策を12項目にわたり提言している。この報告書案については先日第4常置委員会でもご審議いただいたが、その際は女性教官の比率を高めるためには、女性の応募者が少ない現状をまず無くすような基盤を作ることが先決であるとの意見があったほかは、とくに大きい意見はなく、文案は原案のまま了承された。本委員会で報告書案についてご審議願ったうえ理事会に付議し報告書として確定した上で、総会に配付し報告することとしたい。

ついで丹羽委員から、添付資料について補足説明があったのち、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 女性の非常勤講師の多いのはどの分野かが判る資料が欲しい。それが判ると非常勤講師問題の解決になる。国立大学での非常勤講師依存率が大きいのは問題である。
- セクハラは、女性から男性に対し行われる場合もある。性別を問わず職場の力関係に基づき性的強要・差別を無くすという視点で考えるべきである。
- 女性教官は単身赴任が育児のことなどもあり難しい面があり、その辺りを工夫しないと女性教官の比率を上げ目標を達成することは難しい感じがする。
- 目標達成のためにも女性教官が子供連れで赴任できるよう育児施設の工夫・整備が必要である。保育所の問題は女性教官にとっては大きい要望のある問題である。
- ポジティブ・アクションという言葉が使用されているが、この言葉は、米国では法的拘束力を持つものとして使われているが、この提言はそのような意味を持つのか、あるいは努力目標なのか。また提言は、「2010年までに国立大学の女性教官比率を20%に引き上げることを達成目標として設定」となっているが、20%は各国立大学個々の目標なのか、国立大学全体の目標なのか、前者であるとする各国立大学の反発も予想されるが、そこを乗り越えないと目標達成は難しい。その点をきちんと示すべきである。
- この提言が法的拘束力を持つかどうかは判らないが、提言は目標達成度の評価を行うことまで含めて提言しており、男女共同参画社会基本法では、「国が積極的改善措置を含む男

女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する義務を有する」ことが規定されている。また目標の数字は、将来の研究者の予備軍である博士課程の女子学生の比率が現在23%であることを勘案して決められたもので、国立大学全体でともかく20%ということであった。

- 各大学が評議会で人事の方針を定めることになっているが、その中で女性教官の比率を達成目標として定めるようになれば良い。

以上の意見交換ののち、委員長から、次のとおり述べ承された。

本日ご意見を伺ったが、さらにご意見があれば後刻お寄せいただきたい。特に大きな修正意見がなければ、文案は原案どおりとし、ご意見は口頭で理事会、総会で紹介することとし、理事会で審議、決定したあと、総会で報告することとしたい。

4. 継続課題について

委員長から、次のとおり説明があった。

前回の委員会でもご説明したが、本委員会の検討課題として、「教養教育と専門教育」、「学部教育と大学院教育」等のほか、以前からの継続課題として「放送大学との単位互換の際の放送大学の授業料免除」、「SCSの活用促進のための技術者の確保」、「学生の健康管理特に留学生の健康管理」、「メンタルヘルス」、「奨学金制度とくに育英会の大学院生の奨学金と学術振興会特別研究員の給付との格差是正」、「就職問題とインターシップ制度の促進」、「学寮とくに大学院生寮と女子寮の整備、学寮の管理」、「身体障害学生の学習環境の整備とくに実態調査とボランティア組織について」等が課題とされている。文部省でも学生生活の充実に関する調査研究協

力者会議（以下「協力者会議」という。）で、同様な問題を検討しているので、その状況もお聞きして審議したい。

ついで、斉藤専門官から、次のような説明があった。

協力者会議は昨年7月発足し、これまで8回の会議を開き、社会の変化に伴い多様な学生が入学してくる中で、学生に適切に対応し、学生が豊かな学生生活を送れるための充実方策を審議している。これまで大学における学生相談、学生指導、就職指導、学生の職業意識の変化、今後の学生指導の在り方、学生の福利厚生施設、正課外活動、学生の希望や意向の反映方法等についてヒヤリングを行い、現在論点整理案が出されており、学生の指導体制の充実を目指して教職員の意識改革と連携活用、学生の相談窓口の体制、就職指導の在り方、インターンシップ、不登校、小人数教育、サークル施設、学寮など幅広く議論し、入学した学生に高い付加価値をつけて卒業させることが大学の責任であることを再認識するとともに、そのためにいろいろ大学改革をしていかなければならない中で、今後の改革方策として何があるかを議論している。

7月頃には報告が纏められる予定であるが、文部省としては報告を受け可能なところから実現できるよう努力していきたい。

以上ののち、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 自分の大学にも視力、聴力の障害学生がいる。教官が努力し、学生のボランティア・グループを組織し、そのグループが障害学生の学習を支援している。それらの学生はボランティア活動が自分の良い経験になることでもあるが、一方アルバイトにも行けなくなる。ボランティアの学生の支援無しには障害学生

は学習できないのであり、大学としてボランティアの学生を少しでも多くするため努力する必要がある。ボランティアの学生に対する支援策、例えばティ칭ング・アシスタントの枠を拡大するなど財政的支援が今後必要である。

- 障害学生に対する学習支援の施設・器具等の整備面は各大学である程度実現しているが、人的・労力的支援は学生のボランティアに頼らざるを得ない現状がある。
- 限られた予算の中でどこまで支援、整備できるかの問題であるとともに、ボランティアということをもどのように理解するかの問題でもある。インターンシップの学生に給料を払うのかどうかの問題と同様で、どこまでお金をかけることができるか、かけるべきか検討課題である。
- 障害学生の学習環境整備の問題はまず実情を把握しないと問題は解決しない。
- 学生の健康管理について、結核が再燃しており、留学生が中心となって結核の感染が広がった大学がいくつかあるが、その場合の対応策が各大学さまさまで困っている。

例えば医学部の学生が臨床実習に臨む前の健康診断費用は、自治体の補助を受けられる大学と受けられない大学がある。またC型肝炎の予防接種費用は学生の自己負担や校費負

担であるし、教育学部の学生が教育実習に臨む前の健康診断の費用は校費負担である。これらを統一されるようお願いしたい。全国大学の状況は把握していないが、厚生省の結核非常事態宣言を受けて、医学部を中心に学生の健康管理を強化する必要がある。

また、大学院生が増加しているが、それが依頼心が強く幼稚化しており、教官の業績向上のため、研究面での督励をうけストレスが強まり自殺者が増加しているといった問題も起きている。その問題の解決には、保健管理センターだけが問題に取り組むのではなく、各教官のメンタルヘルスについての認識を高めていただき保健管理センターと共同で対処することが重要であり、各教官の意識改革をお願いしたい。

- 保健管理センター長の大学内での位置付けを確立し、センター長が大学全体の状況を知り得るようにしなければならない。

以上のうち、委員長から、次のとおり述べ了承された。

継続課題については、文部省の協力者会議の報告が7月に出されるので、その状況も見ながら、作業委員会で今後の進め方について検討して委員会にお諮りしていきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成12年5月11日(木) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

富田, 佐々木, 海妻, 仲井, 井本, 大久保, 川本, 下山各委員

中沢, 早川, 菊池各専門委員

(文部省) 谷本人事課給与班主査, 阿部給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

委員長から、新たに委員に就任された佐々木康之帯広畜産大学長及び下山 誠島根医科大学長並びに専門委員に就任された齊藤彬夫東京工業大学教授及び菊池俊昭東京大学総務部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から、本年2月1日及び5月9日、全国大学・高専教職員組合からの要望により、委員長が同組合の三宅副委員長等数名と面談し、国立大学の独立行政法人化の問題や図書館職員の待遇改善の問題について話し合った旨報告があった。

2. 国立大学協会で受理した要望書の取扱と国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

(1) 大学院重点化した大学の研究科の専攻長についての管理職手当及び連合大学院研究科代議員の管理職手当について

委員長から、次のとおり説明があった。

1月28日に作業委員会を開催した。その際8大学工学部長会議からの要望である大学院を重点化した大学の大学院研究科の専攻長に管理職手当(俸給の特別調整額)を付けてもらいたいとの要望を検討したが、その場合は学科長の管

理職としての負担は減少しているはずであるから、学科長の管理職手当を振り替えて付けるべきであろうとの意見が出て結論は保留となった。しかしその後大学院を重点化した大学から、学科長の管理職手当を専攻長に振替えて管理職手当を支給してもらいたいとの要望があったので、本日大学院を重点化した大学等からご意見を伺い審議したい。なお大学院を重点化した大学の専攻長に管理職手当を付けるならば、均衡上、独立大学院研究科の専攻長にも管理職手当を付けるべきであるとも考えられるのでこの点も含めてご議論願いたい。

また全国連合農学研究科長会議等から出されている連合大学院研究科の代議員に管理職手当を付けてもらいたいとの要望についても作業委員会で検討したが、それは旅費等で考慮すべきであり、管理職手当で措置する問題ではないとのことで保留となったので、これらの点についてもご審議願いたい。

ついで早川専門委員から、次のとおり説明があった。

自分の大学では全学部の大学院重点化が完了し、教官は大学院研究科に所属することになり、管理職手当を専攻長に付けることはできないかとの要望があったので、本日の委員会で検討されるよう委員長に要望した。しかし、同じ学問分野でも学部の学科数と研究科の専攻数は異なり、将来計画もからみ学科長の管理職手当を廃

止して専攻長に管理職手当を付けるとすると、手当を受ける人数が増える部局と減る部局があり、学科長の管理職手当はそのままとして新規に専攻長に管理職手当を付けて欲しいという意見と学科長に対する管理職手当を専攻長に振り替えても良いとする二つの意見がある。

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 自分の大学は大学院重点化したが、管理職手当を学科長にするか、専攻長にするかの点は部局により異なり、足並みは揃っていないと思う。専攻長は学科長の倍の人数がおり、予算面を考えると専攻長に管理職手当を付けるのは難しいのではないかと。
- 学科組織は、今後大学科制の方向に向かうと思うので、専攻長に管理職手当を付けてもらうのが、基本的方向ではないかと。
- 大学院重点化した大学では、教官の所属も学科から研究科に変わっており、学科長と専攻長双方に管理職手当を付けるのは説明がつかない。
- 大学院重点化した大学で、どちらに管理職手当を付けるべきか決断する必要がある。また専攻長に管理職手当を支給するためには、まずその根拠を省令上に定めるよう要望する必要がある、そのためにはまず各大学の規則で専攻長の役割・設置など種々に規定しているのを改正し、専攻長の概念を統一する必要がある。
- 独立大学院研究科には、学科組織がなく、その専攻長には、管理職手当が出されるべきだと思う。
- 独立研究科の専攻長に管理職手当を付けるならば、連合大学院研究科の代議員に対する管理職手当について、代議員のうち専攻長的

役割を担う専攻代表の代議員にのみ管理職手当を付けることが考えられるのではないかと。

以上意見交換ののち、専攻長設置の根拠規定を省令に盛り込むこと及び専攻長に管理職手当を支給することについて、作業委員会で文面を検討し、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中に盛り込み、総会に付議することが了承された。

(2) 夜間主コース担当教職員に対する特殊勤務手当の要望について

谷本主査より、次のとおり報告があった。

夜間主コース担当教官に対する特殊勤務手当の要望については、昼間担当の教官に比べ、夜間主コース担当教官の業務負担がどの程度多いのか、その勤務実態を詳細に把握するため夜間教育実施大学事務局長会議で、夜間主コース担当教官等の勤務実態調査を配付資料のとおりの様式で実施することになった。この他夜間学部、夜間大学院、昼夜開講制大学院の担当教官の勤務実態についても調査表を作成し、6月に各大学に送付し、9月に調査結果をまとめる予定である。

その結果、夜間主コース担当教官の業務負担の過多がはっきりすれば来年度の概算要求に夜間主担当教官等の給与上の特別措置を盛り込み要求したい。

なお、この説明に対し、医学部や理工系の昼間大学院などの教官も深夜まで教育や研究をしている。この実態と夜間主コース担当教官との実態にどのような差があるのか、そして夜間主コース担当教官に対する特殊勤務手当の要望をすることをどのように理解したらよいのか、夜間主コース等の調査だけでは昼間担当教官との差は掴めないとの意見があった。

(3) その他国大協で受理した待遇改善の要望について

以上のほか、平成11年度に国大協に対し、国立大学工学部長会議、農学系学部長会議等から、提出された要望のうち、大型機器の運転等技能免許職員の処遇改善、危険な作業に対する特殊勤務手当の要望、技術系職員の研修旅費、民間から採用される教員の俸給基準の改善、図書館職員の待遇改善などの要望について、意見交換が行われ、これらの要望について、本年度各関係方面に提出を予定している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中に盛り込むかどうか、盛り込む場合の文面をどのようにするか作業委員会で検討したうえ、総会に付議することが了承された。

3. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

昨年は、人事院勧告の厳しい内容を考慮し、標記要望書の提出を行わなかった。今年度の人事院勧告も厳しい内容が予想されるが、標記要望書を提出するか、その内容をどのようにするかについては、8月に出される人事院勧告の内容を見て考えたい。ついてはこの点を総会で会長及び委員長に一任されるようお願いするのでご了承願いたい。

4. 国立大学における男女共同参画推進について

委員長から、次のとおり、説明があった。

「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)」からの要望を契機として、第3常置委員会と第4常置委員会共同で「男女共同参画に関するワーキング・グループ」が設置され、

国立大学における男女共同参画の推進について審議した。その結果、配付資料のとおり報告書案が作成されたのでご審議願いたい。本委員会及び第3常置委員会の審議を経て、理事会で審議し報告書として確定し、総会に配付報告する予定である。

報告書は、男女共同参画の進んでいるアメリカ(1995年、高等教育における女性教員比率39.6%)との比較によって、日本の大学が男女共同参画の面で著しく立ち遅れている実情(平成10年、国立大学の女性教員比率6.6%)を指摘し、大学自体における男女共同参画を推進するために、現在、研究者の養成機関である大学院博士課程の女子学生数の比率が21.6%であることを考慮し、「2010年までに国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切である」と提言している。そしてそのために以下のような事項について具体的方策を提言している。

- 大学における男女共同参画推進のための姿勢と方針を学長声明、教官選考規程等で明確に表明
- ジェンダー研究関連講座の開設などカリキュラム及び研究におけるジェンダー学の拡大充実
- 大学における女性の雇用及び教育関連の実情把握のための調査資料の整備と男女共同参画推進機関の設置
- 女性教員増加のための教員公募システムの確立と情報の広範な流布及び採用・昇進人事に当たって、男女構成のバランスを考慮したポジティブ・アクションの採用並びに具体的な達成目標の設定と達成の評価
- 理工系、その他特に女性の少ない分野への女性の参画推進とその分野への女子学生の進

学奨励

- 事実上常勤化している非常勤職員の常勤の教員としての採用等非常勤職員の処遇改善及び研究上有益な情報へのアクセス拡大、共同プロジェクトへの参加など研究環境の改善
- 共同研究などへの女性研究者の参加促進等のためのポジティブ・アクションの採用及び学内の意思決定の場や学内の組織・ポストにおける女性の比率増加等、研究における男女共同参画の推進、女性研究者の研究環境の改善
- 性的差別を受けた場合の不服申立制度・機関の設置
- セクシャル・ハラスメントの防止と問題への対応
- 育児環境の整備、介護との両立支援について
　　について、各委員により、次のような意見があった。
- 教官を公募しても女性の応募者が少ない。女性の教員比率を問題にする以前に、女性の若手研究者が育っていく環境を整備し、女性が教官公募に多数応募できるような環境をつくるのが大事である。現在でも教官選考は、

業績・人物を評価しており、女性だから採用しないということはしていない。女性は応募者が少ないので結果的に採用数も少なくなってしまうのである。

- 国立大学の大学院博士課程の女子学生は、21.6%いるのに国立大学の女性の教員比率が6.6%というのが問題であり、その原因は何かを考える必要がある。
- 達成目標の20%は良いことと思うが、2010年までに実現は難しいという感じがする。しかしこれは大学が男女共同参画基本法等の趣旨にどのように積極的に応えるかの問題であり、目標をたて努力していくのが良い。
　　以上のうち、報告書案について、文面修正の意見は特になく、原案どおり了承された。

5. 国立大学の独立行政法人化の問題について

各委員により、国立大学の独立行政法人化の問題に関する自由民主党麻生グループの提案及び新聞報道をもとに、独立行政法人化した場合の職員の身分、処遇などの問題について意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成12年6月22日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

富田, 佐々木(代理:川端帯広畜産大学図書館長), 椎貝, 仲井, 矢谷, 井本, 大久保, 川本, 下山, 近藤各委員

中沢, 斉藤, 早川, 菊池各専門委員

(文部省)大学課永山視学官, 三浦国立大学第1係長, 人事課戸松任用計画官, 山本任用第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があり、了承された。

- (1) 国立大学の独立行政法人化(以下「独法化」という。)の問題に関連し、6月の総会で設置が承認された設置形態検討特別委員会(以下「特別委員会」という。)及び文部省に設置される国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議(以下「調査検討会議」という。)には、それぞれ○法人の基本, ○目標・計画・評価, ○人事システム, ○財務会計の問題を検討する四つのグループが設けられることになったが、特別委員会の長尾委員長から、特別委員会と調査検討会議の委員は同一人が兼ねるものとして、本委員会より特別委員会委員(学長委員2人)、調査検討会議委員(学長委員3人)及び特別委員会と調査検討会議の専門委員となる国立大学教官1人を推薦するよう依頼があった。そこで本委員会からは委員長の判断で、梶井委員長(東京農工大学長)、海妻委員(岩手大学長)、隆島委員(東京水産大学長)を推薦し、調査検討会議委員には3人が就任し、特別委員会委員には、委員全体の地域バランス等を考慮し、梶井委員長と海

妻委員が就任することとなった。また専門委員には若杉隆平横浜国立大学副学長を推薦したのでご了承願いたい。

これらの委員はそれぞれ特別委員会人事システム専門委員会及び調査検討会議人事制度委員会に属して検討をお願いすることになるが、そのほかこの人事システム専門委員会及び人事制度委員会には長尾委員長が推薦した東京大学の森田朗教授、京都大学の西川伸一教授が加わることになっている。

- (2) 前回の委員会で「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について審議し、その際の意見を取り入れて文面を配付資料のとおり修正して総会に付議し、関係方面に要望することが了承された。修正したのは、①大学院研究科専攻長に対する管理職手当支給、②図書館職員の専門職制度拡大、③農場・演習林職員等の特殊勤務手当支給などに関する要望を新たに加えた点であるので、ご了承願いたい。
- (3) 総会でご了承を得た「国立大学教官等の定員削減に関する要望」については、6月16日会長、委員長が総務庁長官と面談し、①教官及び看護婦については削減の対象母数から除外されたい、②教育研究支援職員についても教官に準ずるご配慮を願いたい、と要望したが良い返事は得られなかった。なお、6月21

日には自民党、大蔵省、文部省等関係方面にも要望書を提出した。

2. 平成13年度以降の定員削減計画について

永山視学官から、平成13年度以降の定員削減について説明があり、各委員により、意見交換が行われた。

3. 設置形態検討特別委員会の審議について

委員長から、次のような説明があった。

文部省の調査検討会議の人事制度委員会に呼応して特別委員会人事システム専門委員会でも独法化に伴う人事システムなどについて検討するが、これにかかわり本委員会としてどのようなことを検討し、どのように審議を進めるべきかについてご意見を伺いたい。

本委員会の作業委員会に特別委員会の専門委員もオブザーバーとして参加願い進めることも考えられる。本委員会では人事システムだけでなく、独法化した場合の給与・昇進の基準、団体協約の在り方なども体系的に検討しなければならない。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

○ 本委員会の検討結果は、調査検討会議や特別委員会に参加している本委員会の委員によって両会議に伝えられることになる。本委員会としては人事システムについてきちんとした働きをしなければならないが、積極的な作業までするなら専門家を加え、精力的に作業しないとできない。特別委員会や調査検討会議にはいろいろな専門家が入って作業するので、両会議の審議に脱落点がないかどうかチェックすることが本委員会として重要なこと

であり、それで良いのではないか。

○ 国大協は、大小様々な大学の集まりであり、独法化に伴う利害得失も様々である。独法化について大規模大学の生存路線がある中で、地方小規模大学に固有の独法化についての困難性の声をどこまで両会議に反映できるか、そのようなシステム上の問題がある。

○ 特別委員会と常置委員会の関係については、これまで第1常置委員会が独法化について一本化して審議することになっていたのを、今後は各常置委員会で分担して審議していくということ以外は決まっていないが、細かな問題については本委員会で検討しないと進まない。例えば講座・学科目省令の廃止に伴う人事管理の単位の問題、学長選考、優秀な学者招聘のための弾力的な給与システム、教官等の給与体系・基準の作成、職員の採用試験や法人間の職員の人事異動システム、教員の任期制促進、教育システム、特に助手問題などがある。

○ 特別委員会では、法人の基本専門委員会で、法人についての権限付与の問題など基本的事項を審議し、それに基づいて他の専門委員会がマイナーな問題を詰めることになると思う。

○ 国立大学が独法化した場合には、大体现にある道路公団などの制度と同様になるのではないか。そこでは給与は公務員に準じそれより少し高い給与であり、採用試験は原則として人事院の公務員採用試験を共用している。公団により、若干の幅はあるが、給与など大体の標準は制度的にできているように思う。

○ 独法化したのに、公務員に準ずるというのでは不満という大学もあるかと思う。どの程度まで特例や裁量権が認められるべきかとい

う問題がある。

- 教員の任期制について、自分の大学は外国人教官を任期制で採用したが、任期を付けない大学に引き抜かれてしまった。教員の任期制は全大学が一斉に実施しないといけない。そうでないと受け皿が少なく、先細りになってしまう。また任期制によって転職することがプラスに評価されるようにならないといけない。自民党の提言でも、教員の任期制促進

が示されており、我々としてこれに応える必要がある。

以上のうち、委員長から、独法化に伴い本委員会では何を検討すべきか、7月3日の設置形態検討特別委員会の審議の進め方についての議論を聞いてから、またご相談したい旨述べ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会

日時 平成12年6月23日（金） 10：00～12：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丹保委員長

吉原、磯野、吉田、廣田、佐藤、木村、原、高橋、小早川、高橋(滋)、安藤各委員

落合、若松各専門委員

(文部省) 下間大学課課長補佐、苫米地総務課行政事務管理室長補佐、森友総務課管理第二係長

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、文部省大学課下間課長補佐、同大臣官房総務課苫米地行政事務管理室長補佐及び森友総務課管理第二係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 情報公開法について

委員長から、この問題は、本委員会のもとに設置した「情報公開法に関する検討小委員会」を中心に検討を重ね、本委員会了承のうえ、昨年5月に「国立大学における情報公開についての検討経過報告」をまとめ、報告したところである。しかし、その後、政府等における情報公開法に関連する諸規則の整備等の関係から、暫くの間、中断の状況にあったが、ここにきて新たな動きが出てきたこともあり、今までの経緯

等も踏まえ、改めてご審議願う必要があることから、本委員会を開催することになった旨、説明があったのち、本日出席の文部省大学課下間課長補佐から情報公開法について説明願いたい旨述べられた。

次いで、同補佐から、情報公開法の制定経緯及びその後の進捗状況等について述べられたのち、引き続き、配付資料をもとに次の事項に関し詳細な説明があった。

- 1) 情報公開法に向けての準備スケジュールについて
- 2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）について
- 3) 行政文書の管理方策に関するガイドラインについて（各省庁事務連絡会議申し合わせ）
- 4) 情報公開の対象となる行政文書（組織共

用文書)に関する考え方について

5) 国立学校等に共通する文書の保存期間について

以上の説明について、活発な意見交換があったのち、下間課長補佐から、次のような要請があった。

文部省としては同法が来年4月1日から実施されることに伴い、それに向けての諸準備を進める必要がある。

については、昨年5月に国大協から出された中間まとめの検討経過報告を踏まえ、さらに検討を加えていただき、この秋口頃(10月)を目処に、新たなまとめをお願いしたい。

次いで、委員長から、次のように述べられた。

本日の説明等も踏まえ、情報公開法に関する検討小委員会を中心に具体的方策を検討する必要がある。その際、必要に応じて、文部省の情報公開関係担当官にも出席していただくなどして対処していきたい。

なお、文部省のタイムスケジュールもあるようなので、関係委員とも相談のうえ、出来るだけ早い時期に同検討小委員会を開催することにした。

2. 著作権問題について

委員長から、国立大学における文献複写に関する著作権問題については、大学中央事務部での文献複写に関し一応の決着を見たが、まだ積み残しの部分として図書館関係がある。

については、そのあたりの動向・状況等も含め、一通り落合専門委員から説明願いたい旨述べられたのち、次いで同専門委員から、配付資料もとに次の事項に関し報告があった。

- 1) 国立大学における文献複写に関する著作権問題のこれまでの経緯について
- 2) 学術雑誌最新号の複写の問題または公正使用の問題について
- 3) 事務複写の契約締結状況について
- 4) コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について
- 5) コンピュータネットワークでのソフトウェアやデジタルコンテンツの不正使用について

以上の説明の後、若干の意見交換があり、委員長から、この問題は、まだまだ動きがあるようなので、その推移を見つつ、検討していく必要がある旨、述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日時 平成12年6月30日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭, 大澤, 椎貝, 森本, 佐藤, 藤本, 赤木, 山田(代理: 鳥井副学長), 池田, 田中, 内田各委員
岡田, 池田, 野角各専門委員

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、委員長就任の挨拶につづき、委員会設置の経緯について説明があった。

ついで、各委員及び専門委員の自己紹介があった。

〔議事〕

1. 大学評価のあり方について

委員長から次のように述べられた。

ご承知のとおり、この4月に「大学評価・学位授与機構」が創設され、これから大学評価事業が始まろうとしている。また、独法化に関わって、文部省は近くいわゆる“賢人会議”の下に4つのグループ(①法人の基本、②目標・計画、評価、③人事システム、④財務・会計)からなる「調査検討会議」を新たに設置して法人の制度設計の検討に入ろうとしている。そういう状況の中で、本委員会はどういう役割、スタンスをもって審議を進めていくべきか、自由にご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、主として次のような意見交換が行われた。

- 小規模大学であるが、学長に着任した時点で学長として県の仕事に多く関わっているのに驚いた。教官も同様に県の仕事に少なからず関わっている。大学の地域貢献、地域サービスということが、「大学評価・学位授与機構」

(以下「機構」という)で、大学の業績として適切に評価して貰えるか疑問だ。また、大学が地域の期待に応えていくことは大事なことだが、そこは精選が必要であり、同時に国立大学としての地域貢献のあり方について問題を整理する必要がある。

それから、地域という言葉は県と同義になっているが、いくつかの県の集合体の形で考えていかないと本当の意味で地域貢献といえないし、近隣大学が協力して広域的に考えればより効果が上がる。それを土台に大学自身がレベルの高い仕事を目指すことでないと、大学は外部評価に耐えられないのではないか。

- 「機構」による評価事業の柱は、全学テーマ別評価、分野別教育評価及び分野別研究評価の3つであるが、地域貢献については、「大学評価機関(仮称)」創設準備委員会の検討段階でも3つの柱に並ぶ重要なテーマとして位置づけられていた。地域貢献を各大学ごとに評価して貰うことは極めて重要であり、「機構」もそういう方向で考えてくれるのではないか。問題は、これをどういう物指しで評価するかである。
- 第8常置委員会がやることは、国立大学が本来的にどういう役割を果たすべきかということ捉え直し、それを評価に繋げていくことではないかと思う。それについては、ボラ

ンティアやNPOなどの発想にみられるスイング・グローバリー、アクト・グローバリーという考え方で、世界の体制はどういう枠組みをもっているかという観点に立って日本の国立大学をどうすべきかを議論したい。

- 国立大学とは何か、将来の国立大学はどうあるべきかということ議論しないまま、独法化に対応しようとするから、行政レベルの議論しかできないのではないかという批判がある。これは重い課題であるが、国大協のどこかで議論してほしい。そこがはっきりしていると、独法化問題に対して国大協は腰の坐った議論ができると思う。
- 「機構」による評価はマイナス評価であってはいけない。教育研究の改善に役立つための評価ということが大事である。だから、そこは国大協が「機構」をチェックしていかないといけない。また、大学は今、個性化が求められているが、個性化をどうやって評価するかは極めて難しいことではないか。
- 評価の基本理念は、二つあり、一つは大学の活性化ということ、もう一つはアカウンタビリティである。それがマイナス評価をもとに予算の削減の方に向かうと困る。したがって、「機構」の本来の機能をバックアップする上で何が重要かということがこの委員会の重要な審議事項の一つになると思う。
- 確かに、適切な評価が保障されるためにも「機構」自体を評価することが大事なことだと思う。
- 米国の高等教育が近年新たな構造変容がみられる。ITとも絡むが、要するに高等教育システムにマーケット（市場）の概念が入ってきているということである。アカウンタビリティというのは元来、マーケットがなければ

ばなかなか出てこないが、ITがマーケットにキーの力になっている。マーケットというのは情報開示だから、マーケットに対して情報開示をしなければならない。それで消費者が消費することになる。日本の高等教育も、米国の構造変容と位相はずれても、いずれ同じような状況を迎えるだろう。そこをみながら、国立大学とは何かということを考えていくな、大きく方向性を誤ることはならないと思う。

ここで、委員長の要請で、大学評価に関する特別委員会ワーキング・グループ座長だった田中鹿児島大学長から、「大学評価に関する特別委員会ワーキング・グループ最終報告」（平成12年3月30日）にもとづき、同委員会における議論の経過及び今後の検討課題について説明があり、引続き次のような意見交換が行われた。

- 国大協と「機構」との関係のあり方については、ワーキング・グループ最終報告に「大学評価機関のあり方について常に客観的・批判的な眼を向け、評価を受ける側の意見を反映させていくことが重要」と指摘しているが、両者は、緊張した関係を保ちつつも緊密な連携をとっていくことが必要だ。
- この委員会の当面の検討事項として、①評価に対応し得る各国立大学の組織づくりについて、②今年度の全学テーマ別評価実施後、当該大学にアンケート調査によるテーマの是非の検証、③平成13年度から実施予定の大学毎の毎年度レビューへの対応、の3つを提案したい。
- 提案に賛成したい。評価に対応する各大学の組織づくりに対して押しつけ的になってはならないが、いずれも焦眉の課題と思う。そ

- れにしても、各大学の毎年度レビューについては、これを何のために行うか趣旨が理解できない。
- 毎年度レビューというのは、たとえば、通産省所管の国立研究機関が独立行政法人化すれば、当該法人の中期目標について、主務省の通産省は毎年度レビューしてチェックすることになるが、それに準じる内容ではないか、つまり、これは独立行政法人化のためにあるのだろうと思う。
 - そうであるとする、本来「機構」が目的とする評価事業とは明らかにずれることにならないか。この評価事業というのは、各大学・各機関ごとの評価だと思っていたが、これだと、国立大学全体を評価するための資料のように考えられる。
 - 法人化後の中期目標のチェック機能を主務省ではなく、第三者機関としての「機構」にもたせるという位置づけなのだと思う。
 - パフォーマンス・インディケーター（総合達成度指標）を各大学に早くつくってもらうためにガイダンスをやる必要がある。先進的なオーストラリアなどの事例も参考にして国際的にも通用する評価システムを整備する必要がある。
 - 評価について、個別大学を含めて国立大学側がどう受け止めるかということについて総論的に議論する必要があるだろう。それから、自己点検評価と第三者評価との関係をどう受け止めるかとか、自己点検評価はどういうようにすべきかという哲学的な問題があるかと思う。もう一つは、具体的に個別の評価をどうやるかという問題である。創設準備委員会の専門委員会の中で、パフォーマンス・インディケーターについてかなり議論した結果、パ

- フォーマンス・インディケーターをすると大学や部局の個性が損なわれる危険性があり、むしろ、質の評価ということで、それぞれの大学の個性、それぞれの分野の個性を生かす形で改革をアシストするには定量的な評価よりは定性的な評価の方がより重要であり、パフォーマンス・インディケーターだけに特化するのには控えた方がよいという結論になった。ここは議論になるところなので、国大協として十分議論していく必要があると思う。
- 創設準備委員会の「報告」には、「評価結果の記述については、各評価項目ごとの評価の記述と各評価項目を通じた総合的な評価の記述をもって行う」と記され、記述式で結果を出すこととされているが、それに変わりないか。
 - 大学審議会答申では、評価結果を資源配分に利用することも考えられるとの提言があった。「機構」の中では、この提言も踏まえて、評価結果の記述がどうあるべきか、検討が行われているところである。
 - 国立大学が何故に存在する価値があるのかということが最もベースになるのだと思う。存在価値があるのだということを国立大学自ら発信していく必要がある。納税者、社会の評価に耐え得る個々の国立大学、国立大学のシステムがどうあるべきかということが基本になるのではないか。また、この委員会でやらなければならないことの一つに、「機構」がやった評価を評価する任務もあろう。
 - 提案があった、評価に関する国立大学の組織づくりということについて、国大協としてどういう関与の仕方をするのか。
 - 評価というのは、自分たちの大学が目指す目標、目的に照らしてどこまで達成できたかを第三者の目を通してみることにあり、これ

まで各大学でやられているような自己点検評価とはかなり違う。そこを各大学は自覚をもっていただきたい。その意味で、この委員会が発信源になって、たとえば、評価というのはいかなるものか、評価をきちんと受けるにはどういうことを整えるべきか、等々各大学が評価を受ける準備づくりに資する役割もあるのではないか。

- 日本の国立大学はフェアな宣伝がまるでないといわれる。誇大宣伝はいけませんが、逆に、黙っていれば周囲が認めてくれるのではないかというところがある。また、学長は、自ら積極的に情報収集しないと自分の大学がどこで何をやっているか分からない。国立大学は広報機能を強化し、教授クラスで優れた人材を積極的に採用することを考えないといけないと思う。
- 大学として第三者評価を受けるのは不安がある。これから足腰を強くする努力はするが、大学が適切な評価を受けられるようにする上で国大協がどういう役割を果たすか、国大協の役割は大きい。評価というのは、長期間を要するから、長い目でみていくことが必要である。
- 「機構」が行う評価は、当初はプラス評価でいってほしい。わが国の場合、とかくプラス・マイナスを平均値化した見方になりがちだが、そこはプラス志向でやって貰わないと、うまく育たないおそれがある。
- 「機構」が行う評価というのは、その大学、部局が掲げた目標、目的がどれだけ達成されたかということだから、目標、目的が明確であれば、基本的にはマイナス評価にはならないはずである。
- それぞれの大学が、自分の大学をどうい

大学にしようとするのか、アカデミック・プランはどうか、それぞれの設置形態の特性に相応しい形の目標、目的をどう立てるかということを考えるべきである。そういう中で、類似の大学間で一定の共通項がでてくるかもしれない。

- 心配なことの一つは、評価をクリアカットに受けようとする、ともすると、目標、目的が短期間のものになっていくおそれがある。それは、国立大学が持っている長期的スパンでの教育研究活動の意義を損ねかねない危険を、第三者評価機関でなく、大学自らやってしまいかねない。その意味で、アカデミック・プランにもとづいて目標、目的を裏付けていくという考え方でもって、国立大学に相応しい目標、目的等を長期的に見通しながら短期的なものも考えるのだという共通了解が必要と思う。
- 基本は、アカデミック・フリーダムを最大限に勝ち得て、その上での評価ということが前提であるが、教育研究のマーケット・システムができてくると、国以外から資金をどう集めるかが問題になる。市場から資金を集めるときには、基本的には評価のためのデータが必要である。これをタックス・ペイヤーにみえる形で出さなければいけない。それに定性的な評価を加えるというステップを踏む。我々は、単に評価機関だけを見るのではなく、市場を目の前にしたとき、基本的に評価はどうあるべきかということを考えないと、片手落ちの謗りを免れない。
- 国立大学でやっていることには目にみえないところで価値をもつものが少なくない。特に文学とか哲学といった分野は数値化したり目にみえる形にしがたい。大学評価というの

は、必ずしも市場性とか競争性だけではないのではないのか。

- 大学として備えなければならないクォリティに関する部分の資金は当然保障されるべきであって、市場からの資金調達はプラス・アルファのことを指している。

2. 今後の検討の進め方について

委員長から、委員会の今後の検討の進め方等について次のように諮られ、異議なく了承された。

「機構」が動き始め、また、評価と切り離せない独法化の問題では、文部省に「調査検討会議」が設置され、これに対応して国大協に「設置形態検討特別委員会」が設置されたので、こ

れらの動きをみつつ本委員会の検討を進めていかなければならないと考えている。次回は、予め、各委員・専門委員から、大学評価に関するご意見等、たとえば、第8常置委員会の役割、今後の検討課題、あるいは、大学評価のあり方、「機構」との関係のあり方、等々についてA4判1枚程度にまとめてご提出いただき、それらをお読みいただいた上討議していただくことにしたい。

なお、「機構」の木村機構長及び文部省の木谷企画課長から、次回以降の本委員会にオブザーバー参加の要望があったが、両機関から関係者の傍聴を認めることとしてよろしいか。

以上をもって本日の会議を終了した。

教員養成特別委員会

日時 平成12年6月1日(木) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

吉原、貴志、中嶋、仲井、矢谷(代理:上野三重大学副学長)、野村各委員
横須賀、浦野、山崎、的場、八尾坂、羽田各専門委員

事務局より、3月開催の理事会において、教員養成特別委員会の継続設置が承認され、今回が初めての委員会である。ついては、新委員長が選任されるまでの間、従来の慣例により、前委員長である岡本東京学芸大学長に座長をお願いすることにした旨諮り、了承され、岡本座長主宰のもとに開会した。

続いて座長より、本特別委員会の継続設置に関する経過説明があったのち、代理出席の上野三重大学副学長の紹介があり、議事に入った。

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の互選方法について諮り、

協議の結果、前委員長である岡本東京学芸大学長が委員長に選任された。

2. 専門委員の委嘱について

委員長から、前委員会に引き続き、次の6名に専門委員を委嘱したい旨諮られ、了承された。

- (1) 横須賀 薫(宮城教育大学教授)
- (2) 浦野 東洋一(東京大学教授)
- (3) 山崎 準二(静岡大学教授)
- (4) 的場 正美(名古屋大学教授)
- (5) 八尾坂 修(奈良教育大学教授)
- (6) 羽田 貴史(広島大学教授)

3. 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

委員長から、次のように報告があった。

この度、『大学における教員養成—今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）』の報告書が刊行されたので、本日お配りする。

これは、木下繁彌前大阪教育大学長が本委員会の委員長の時に開始され、平成11年3月に、第一次報告書を刊行し、それを基に、さらにその後における補充の追加調査等を行い、その調査結果等を踏まえて、まとめたものが本報告書である。内容については、本報告書を作成するにあたって中心的な役割をしていただいた横須賀専門委員から、おって説明願うこととして、このアンケート調査に際し、各国立大学長並びに各教育系学部長の多大な協力に対し感謝申し上げるとともに本報告書を各学長等へ近日中にお送りする予定にしている。

次いで、横須賀専門委員から、同報告書の内容等について、詳細な説明があった。

4. 今後の委員会の審議事項等について

委員長から、次のように述べられ、了承された。

本委員会の今後の審議事項等については、去る3月8日の理事会に提出した継続設置の申請に際し、審議課題として①「21世紀へ向けた教育改革と国立大学における教員養成教育の在り方」、②「学校教員等の資質の向上と国立大学の大学院修士課程の在り方」、③「教員養成に係わる大学教員の指導力向上の方策と課題」の3点

について、お示しした。本日は、これをベースに、これら諸課題に対する今後の具体的方策等について、ご審議願いたい。

次いで、各委員から、今日の教員養成系大学を取りまく現状の諸課題並びに新たな動きとしての独立行政法人化との関連も見据えつつ、今後さらに実態調査等を含めた調査研究活動の必要性が提起され、これに係る具体的方針等については作業委員会を中心に、さらに検討を加えることとした。

5. その他

- (1) 「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」に対する意見の提出について

委員長から、次のとおり説明があった。

昨年12月17日に文部大臣から教育課程審議会に諮問のあった「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」の審議のために、書面による意見聴取の依頼が国大協宛にあった。これを受けて本特別委員会で意見の取りまとめを行い、去る3月13日に会長名をもって同審議会に提出した。

- (2) 「『情報』及び『福祉』の『教科に関する科目』に関する意見の提出について

委員長から、次のとおり説明があった。

本年5月11日に教育職員養成審議会から、国大協宛に「『情報』及び『福祉』の『教科に関する科目』」について、意見聴取の依頼があった。これを受けて本特別委員会で意見の取りまとめを行い、去る5月18日に会長名をもって同審議会に提出した。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第14回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成12年5月9日(火) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本, 兵藤, 板橋, 渡邊, 伊藤各委員

中野専門委員

(髙ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長, 飯田出版部出版第一課主幹, 黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 次のように述べられた。

今日は、「あゆみ」の原稿の審議と, 前回準備委員会で提案のあった座談会が実現することとなったので, これらの問題を中心に審議願いたい。

〔議 事〕

1. 国立大学協会50年のあゆみについて

初めに髙ぎょうせいより, 「あゆみ」の原稿に関して, 次のような説明があった。

前回準備委員会後, 各委員・専門委員や事務局からの問題点の指摘や修正・加筆の意見を踏まえ, 極力, 修正を施したものを準備委員会各位に送付した。

なお, 4月27日開催の三者打合せ会(中野専門委員, ぎょうせい, 国大協事務局で構成)で, 修正箇所が識別できるよう下線で示すこととなったので, 準備委員会各位にはそのように処理した原稿を送付した。また, 座談会出席予定の元・前国大協会長には下線を付していない原稿を参考資料として送付した。

以上のような説明の後, 種々意見が述べられ, 概ね次のようなこととなった。

- (1) 「年表」の総会の記述に関しては, ある一定の基準で書かれていることが必要なの

で, 現在, 悉皆でデータベース化し, 差し替える作業をしている。近く髙ぎょうせいに渡せる予定である。

- (2) 「年表」はまだ色々と問題点が残っている。その意味では, 「あゆみ」の原稿は「年表」と照らし合わせつつ読む必要があるので, 次回準備委員会までに「あゆみ」の修正原稿と同時に, 「年表」の修正原稿も各委員・専門委員宛に送付し, 点検いただく必要がある。

- (3) 個人の意識や関心の持ち方で相違が生ずることは避けられないが, 各委員・専門委員に具体的に修正箇所の指摘について, 来週末までに国大協事務局宛に送付し, 兵藤委員が朱筆を入れている修正原稿と併せて髙ぎょうせいに渡し, 修正版を作成いただく。

- (4) 「あゆみ」の記述の終期は, 平成12年6月総会までとし, 併せて「年表」に関しても重要な事柄は記載する。

- (5) 第5章の「概況」の小見出しは現在2本だが, 他の章とのバランスの観点から, 5本程度に整える。

その他, 「あゆみ」の記述に関して, 具体的には①節・項等の見出しの修正, ②原則的に時系列で記述する, ③記述内容の不明確な箇所の指摘(例えば2年課程の教員養成課程分校設置の

記述は正確さを欠く等),④国大協三十周年と五十周年の式典の記述はバランスをとる,等の意見があった。

最後に,記念誌の編纂作業スケジュールが協議され,当初の予定(4月脱稿,5月組版,6月初校出稿,7月校閲戻し)より遅れているので,各委員等に「あゆみ」の記述で気付いた箇所を5月19日までに国大協事務局に送付し,銚ぎょうせいには初校ゲラを6月末までに出せるよう努力してもらうこととなった。

2. 座談会について

委員長より,次のように述べられた。

板橋委員等のご協力を得て,来る5月17日(水)の午前2時間,ホテルニューオオタニ「曙の間」において座談会を開催できる運びとなった。出席者は,元・前会長としては森,有馬,吉川,井村,阿部の5名,準備委員会からは私と兵藤委員が出ることとなった。

本日の準備委員会の開催に先立ち,国大協主催の学長懇談会の後,兵藤委員と私と事務局で座談会の持ち方について話し合った。その席では,近20年の大きな柱(入試の問題,大綱化による教養学部改編の問題,教育研究環境の整備の問題,独立行政法人化の問題)を立て,お話いただくことを考えた。当然,「あゆみ」にこれらの記述があるわけであるが,その記述を補うような形で,各先生が国大協会報の巻頭エッセーで書いているような事柄についてお話いただくことを考えた。しかし,その後いろいろ考えた末,2時間しかないので,大きく分けると会長在任当時に苦心された事柄を振り返る部分と,今後の国立大学あるいは国大協の行き方を語ってもらう部分,つまり“過去の問題と将来の課題”の二つについて,前半1時間,後半1

時間で語っていただくようにしたいと考えた。しかし,前半1時間で先程の4つの柱を語っていただくのには余りにも時間が少ない。そこで,本日は座談会の持ち方,座談会タイトル,注意すべきこと等に関し,各委員・専門委員の考えをお伺いできればと思う。

続いて,委員長の話を受けて,次のような意見が出された。

○ 森先生と話した時,先生の会長在任当時は受験機会の複数化と大学入試センター試験に大きなエネルギーを注ぐべきでないと,巻頭エッセーに書置きしたと話されていた。そのように考えると,各先生には,在任当時の一番特長的な事柄をお話いただくのがよいと思う。

また,森先生は「あゆみ」に載らないような事柄もある程度話した方がよいのかと言われたので,この機会を逃すと今後記録として残らないので,お話いただいた上,固有名詞が記録として残るのが適当でないと判断したら,校正の段階で削除したらどうかと申し上げておいた。

○ 只今の話を聞くと,十分な時間はないが,前半の1時間でそれぞれ会長在任当時の印象的な事柄について,例えば森先生には入試問題,有馬先生には施設整備・教養部改組の問題,吉川先生には国大協白書や特例入試,また井村先生と阿部先生には独立行政法人化の問題等,ある程度時間を限定して,多少は司会者のリードでお話を聞き,後半1時間で,特定のテーマ,例えば独立行政化問題に関連して国立大学や国大協の在り方について,全員でお話いただくと,座談会としてまとまると思う。

○ 座談会の時間が短いので,昼食時も録音テ

ープを回し、使用できる部分があれば組み入れたらどうか。

3. その他

銚ぎょうせいより、『国立大学協会五十年史』の装丁及び題字の件について諮られ、協議の結果、装丁は銚ぎょうせいが複数案を提案する、題字は『国大協三十年史』の例に倣い、蓮實会

長にお願いすることとなった。

なお、次回準備委員会は、あゆみ、年表、座談会等の初校ゲラを各委員・専門委員に送付し、ご覧いただいた後に開催することとし、開催日に関しては銚ぎょうせいと相談の上、国大協事務局が調整することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日時 平成12年5月18日(木) 13:30~15:25

場所 虎ノ門パストラル「桔梗」

出席者 (文部省) 佐藤, 佐々木, 工藤, 早野, 清水各委員

加茂川, 大島, 合田, 布村, 高塩, 清木各課長, 小池企画官

(国大協) 蓮實, 中嶋, 長尾, 梶井, 鈴木, 阿部各委員

板橋, 渡橋, 大澤, 伊藤各専門委員

蓮實議長主宰のもとに開会。

初めに蓮實議長から開会の挨拶があり、次いで佐藤事務次官から次のような挨拶があった。

文教関係でいくつかの動きがある。その一つは、総理の私的諮問機関として「教育改革国民会議」がこの3月から始動し、今後3つの分科会を設けて議論を行っていきこうとしている。もう一つは、先の国会で制定された「ものづくり基盤技術整備振興基本法」に基づいて、通産省主導のもとに文部省も関与して、ものづくりの基本計画の作成が動いており、また、文部省と労働省の間では、ものづくりについての教育や訓練をどう進めるかということで動いている。

ところで、法人化についての状況であるが、与党の動きとしては、自由民主党(以下「自民党」という)文教部会・文教制度調査会に設置された高等教育研究グループ(麻生太郎主査)が、我が国の高等教育政策を全体としてどうしていくかという視点に立ちつつ国立大学の在り

方についての提言をまとめ(3月30日)、それが党内調整を経て政務調査会の了承(5月11日)を得るところとなった。文部省として、この「提言」を重く受け止めて、これについて賢人会議のご意見を伺った上、改めて国立大学の独立行政法人化(以下「独法化」という)についての文部省の考え方をまとめ、5月26日の臨時学長会議でご説明することとしている。その上で、賢人会議の下に検討会議を設置し、そこで法人化に向けた具体的な制度設計について検討を行っていききたいと考えている。

党の「提言」は、「検討の方向」の考え方に大筋としては変更がなかったとみているが、私なりに気になることが3点ある。その一つは、再編・統合ということについて積極的に言及していること、2つ目は、学長選考について、現行の全学選挙方式について批判し、評議会が選考することの実をあげるべきだとされていること、3つ目は、制度設計を早く進め平成13年度

中に終わるよという注文がついたことである。勿論、平成15年度までに結論を得るとい閣議決定は変っていないが、具体的に年度を切って催促されたということ頭を置きながら、今後のいろいろな作業を進めていく必要があると思う。いずれにしても、まだ基本的な考え方が示されただけであり、ディテールについてはこれから検討が始まるということである。

以上のような挨拶があったのち、協議に入った。

〔協議〕

◎ 国立学校特別会計及び関連の諸問題について

初めに、佐々木高等教育局長から次のような説明があった。

(1) 学校教育法等の一部改正について

運営諮問会議の設置と、評議会、教授会の審議事項の見直し；平成12年4月1日から、国立大学の組織運営体制の整備を図る観点に立って、各大学に学外の有識者で構成される運営諮問会議を設置し、また、評議会や教授会の審議事項の見直しなどを行っていただいた。これらは、各大学が社会の声に耳を傾けながら、効果的、効率的な大学運営を行うこと、その大学運営は世界的な教育研究水準を遂行するに相応しいかどうか、そこに果たす運営諮問会議、評議会及び教授会それぞれの役割分担を考えていただきたいという趣旨だが、たとえば、運営諮問会議の実態として、それが相応しいものとなっているかどうか、また、それが実質的に機能する運営を工夫していく必要があるように思う。

専門大学院の設置；昨年9月に高度専門職業人の養成に特化した修士課程の設置を図り大学院設置基準を改正した。本年4月から2大学で

学生受入れが始まったが、教育研究の実質化の観点に立って国際的に活躍できる人材の育成面から専門大学院の整備について、文部省としても引き続き積極的に取り組んでいきたい。

大学評価・学位授与機構の創設；平成12年4月1日から機関が設置され、現在、機構において評価に向けての準備が進められている。評価については、研究評価に比べて教育評価の面はこれからということが多く、それぞれの大学の教育研究目標に照らしてどの程度の到達度であるのか、さらに改善工夫すべき点はないか、それぞれの大学に則して個別に具体的な評価を行っていきたい。

(2) 定員削減等の問題について

国家公務員の定員削減については、現在第9次の定員削減計画を実施しているところであり、国立学校特別会計全体では4,006人の削減を行うこととしている。これが平成13年度までであるが、他方、昨年4月、新たな定員削減を平成13年からの10年間で、平成12年度の定員をベースに少なくとも10%の削減を行うとともに独立行政法人化等により国家公務員数を合計で25%削減することが閣議決定された。総務庁からまだこの具体的内容は示されていないが、いずれ一定の目標が示されるものと考えている。文部省としては、国立大学の特性に配慮して削減の縮減に理解を求めていくが、限りなく純減に近い削減になることは避けられないのではないかとみている。したがって、今回の定員削減については、事務職員に止まらず教官についても相応の削減をお願いすることになるかと考えている。しかも、仮に純減ということになれば、今後新たな学問分野などで増員をしようとするれば、場合によっては、増員に見合う減員を上乗せした削減を考えていくことも必要になってく

ると思う。

なお、先般、いわゆる総定員法が改正され、中央省庁等の再編と合わせて平成13年1月から新しい総定員法が施行される。この総定員法においては、これまで総定員とは別枠とされた新設医科大学等の国立大学設置法で規定されていた定員分及び沖縄特別措置法に規定されていた定員分も含める措置がとられた。これは、単に定員が一本化されただけであって、現行の国立学校の定員に直接影響を与えるものではない。

(3) 平成13年度国立学校特別会計予算の取扱 いについて

我が国の財政は平成12年度末に国債残高が36兆円、国、地方自治体を合わせた長期債務残高が645兆円に上るといふ、極めて危機的な状況になっており、平成13年度予算についても厳しい対応が求められることは確実である。したがって、既存の組織、事業全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減合理化、自己収入の確保に格段の努力を払うとともに、社会的要請や学問的必要性、緊急性に配慮しながら、要求自体を適切で厳選したものにしていく必要がある。各大学からの要求に対しては、大学改革の趣旨に沿った先導的、あるいは特色ある構想等について積極的な対応をしていきたいが、いずれにしても、構想の熟度、社会的要請、財政負担等について十分な検討が必要であると考えている。

また、事務組織について、従来から見直ししていただいているが、引続き抜本的な見直しと事務職員の削減について努力していただきたい。さらに、大学院の整備を行う場合、学部段階の規模のあり方について十分検討いただくようお願いしたい。

(4) 独法化問題について

独法化問題については、与党の提言を重く受け止めて、文部省として適切な対応をしていきたい。他方、中央省庁等改革推進本部(以下「本部」という)との関係については、文部省として、特例措置の必要性、あるいは特例措置の一部について法律で規定することの必要性について説明してきたが、本部事務局としては、ある程度大学側と合意ができ、法律案として整理がついた段階で協議したいとし、まだ本部としての意見を得るに至っていない。

今回の自民党案においては、通則法の基本的枠組みを踏まえつつ大学の特性上必要となる措置を通則法との間で一定の調整を行う調整法あるいは特例法という形で法律上明確に規定すべきであるとされた。その内容として、①教授会、評議会、運営諮問会議といった大学の管理・運営の基本となる組織のこと、②教育研究の目標、計画について、大学の教育研究の特性を踏まえた大学の自主性が尊重されるような何らかの手続きを必要とすること、③評価について、第三者評価機関による専門的、客観性の高い評価がなされるべきであること、④学長人事について、大学の意向が反映されるような手続きを必要とすること、⑤独立行政法人という名称について、大学に相応しい、たとえば、「国立大学法人」といった名称とすること、の5点が挙げられている。

文部省としては、法人像の検討を平成13年度中には行い、整理していきたいと考えているが、その際には、法令で規定すべきものと、運用で措置すべきものとの整理を、これらの提言を参考にしながらかつて処理していくことが必要と思っている。

引続いて、工藤学術国際局長から次のような説明があった。

(1) 次期科学技術基本計画策定に向けた状況について

平成7年、議員立法で「科学技術基本法」が制定され、これに基づき、平成8年7月に現行の科学技術基本計画を閣議決定した。これは、平成8年度から12年度までの5年間の計画であり、この終了後の次期5年間（平成13年度から17年度）の科学技術基本計画については、平成12年3月24日、総理から科学技術会議に諮問があり、これを受けてこの4月から総合計画部会において審議が始まり、本年12月を目途に答申をまとめる予定である。その後、平成13年1月には、省庁再編に伴い科学技術会議は廃止され、代って総合科学技術会議が新たに発足し、この新体制のもとで4月から新基本計画の初年度がスタートすることになる。なお、平成8年度から12年度までの基本計画では、政府全体の科学技術関係経費の総額を17兆円とされていたが、実績は17兆2千億円（内、大学関係7.3兆円）になった（補正予算も含む）。

(2) 産学連携について

今国会で産業技術力強化法案が成立した。この施行に伴う産学連携のための施策を進めていきたい。具体的には、

共同研究・受託研究の円滑な実施等；国立大学の受託研究費等の受入れ・使用の円滑化を図り、①受託研究・共同研究の複数年度契約を可能にした、②産学連携等研究費の「目細」を廃止した、また、③受託研究に係る間接経費の相当額を当該国立大学等に還元するようにした（平成12年度から）。

特許取得の推進；大学の研究者が特許を取得する場合の費用の負担を軽減する。また、特許

収入の相当額を当該国立大学等に還元するようにした（平成12年度から）。

技術移転の推進；人的交流の促進、TLO（技術移転機関）に対する支援強化を図り、①国立大学教官等の民間企業役員兼業（技術移転型一研究成果の事業化を目的とする役員等への兼業、企業統治型一企業統治機能の強化を目的とする社外監査役への兼業）を可能とする、②国立大学教官等のTLO役員兼業を認める（平成12年度から）とともに、TLOの国立大学等施設の無償使用を認めることとした。

推進体制の整備；産学連携をバックアップするための拠点になる国立大学の共同研究センター、サポート体制の整備・拡充を図っていくこと。

以上の説明があったほか、米国やヨーロッパの先進大学で始まったインターネットによる国境を越えた質の高い教育サービスへの対応を考える必要、留学生の受入れについて、その量の拡大に止まらず、留学生に満足して貰える、個々の留学生の世話の面も含めた環境整備を図る必要、等について問題指摘と協力要請があった。

ついで、早野文教施設部長から次のような説明があった。

施設の整備については、現在施設を含めて効率的利活用ということとともに重点的整備ということを基本方針としているが、量、質両面でさらに一歩進めるためには、施設の点検・評価がぜひ必要である。この認識のもとに大学評価・学位授与機構の木村機構長を座長に協力者会議をもって昨年からの約1年間かけて「施設に関する点検・評価の具体的方策」について検討いただき、この4月にその「中間報告」が取りまとめられた。その中で、特に、利用形態（管理運営

システム)ということが、施設にとって今後大きな要素になってくることが指摘されている。ただ、これについては全学的に取り組んでいただかないと難しいので、学長を中心とした形で全学的に点検・評価を行っていただきたい。その上で13年度概算要求に向けた事項の要求をしていただきたい。なお、施設の新しい利用形態として、ある大学の研究科の例だが、研究室、実験室を3年間の期限で面積に応じて貸与(賃料を徴収)することとして学内規定をつくった。このような事例なども参考にして、新しい施設の利用形態についてお考えいただきたい。

以上の説明があったのち、次のような質疑応答及び意見交換があった。

(留学生関係について)

- 国際交流の重要性がいわれている中で、12年度特別会計予算では留学生経費は前年度よりも減っているのではないか。
- 特別会計の遣り繰りが苦しく、以前は特別会計で要求していたものを一般会計で要求することとしたため、見かけ上そうになっているが、一般会計と特別会計の額を合わせれば前年度に比べて増えている。
- 短期留学生プログラムは対象が学部留学生のため、その経費がついていない大学院生の場合には大学側の持ち出しになってしまう。大学院留学生の短期についても経費の措置をお願いしたい。
- 留学生問題に関し、諸外国から高い評価を受けているのは、短期留学生の受け入れと大学院における英語教育である。今後、短期留学生をさらに増やす考えがあるか、またそのための方策はあるか。
- 留学生問題については、短期留学生を含め

量的拡大を引続き図りたい。一方、私費留学生等の奨学金の支給額を増やしていきたい。受け入れる各大学のニーズも、来られる各留学生の希望も違いがあり、限られた財源の中での調整ということで難しい問題だが、お知恵を借りてよりよい方策を考えていきたい。

(施設関係について)

- 既存の施設の管理運営体制について、学長のリーダーシップのもとに変えていってよいということか。
- 会計的法令に絡むものについては制約がある。しかし利用形態の問題については、むしろ教官のハードルの方が高いように思われる。それを学長のリーダーシップでクリアできれば、施設のいろいろな利用形態が可能になってくるのではないかと思う。
- 施設の点検・評価の必要性は認めるが、毎年度の文教施設整備費が1千億円程度では狭隘・老朽化の進む施設の整備はとてもできないのではないか。
- 厳しい財政状況にある中での施設の整備については、改修にしても新しく建物を建てるにしても絞らざるを得ない。その意味で、点検・評価を行い、重点的投資をしていくという形をとらないと、前に進まないと思う。

(看護婦の定員について)

- 「平成13年度国立学校特別会計予算の取扱いについて」(「資料1」)の中に、「自己収入の確保に格段の努力を図ること」とあるが、国立大学の自己収入で最も多いのは附属病院収入である。この看護婦の数を私立大学病院並みに増やし、入院ベットをフル稼働させれば、収入が現在より20%から30%程度は上がり、また学生の教育にもプラスになるのではないか。

- 国立大学附属病院収入を上げるためにその看護婦等の数を増やすことは、文部省としても大事なことと思うし、そのための条件整備を図る必要があると考えている。定員状況が厳しい中であって、看護婦については毎年増員を図っているが、引続き努力していかなければならないと思っている。

(専門大学院について)

- 専門大学院（高度専門職業人養成に特化した実践的な大学院修士課程）の設置について、大学審議会答申には6つの分野が例示されていたが、それ以外にも専門大学院として相応しい分野があれば認められるのか。
- 答申において専門大学院の分野として掲げられている分野（経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生）に共通していることは、国際的なルールづくりに関わっていく必要がある、同時にその人材は国際的に活躍していく必要がある。そういった分野を念頭に置いているものであり、それらに類すると考えられる分野については、同様な形で専門大学院を設置することは可能であろうと思う。

(独立行政法人化問題について)

- 平成13年度からの定員削減について、これまでは、独法化を表明した大学はその対象とはならないということがいわれてきたが、それはそうではなく、実際に独立行政法人に移行するまでは定員削減を受けるといふ。そうすると、仮に独法化することになったとして、一斉に移行しない場合は、移行が遅れる大学は遅れるだけ削減を多く被ることになるのか。
- 国の行政機関に止まっているかぎり定員削減の対象外とすることはできないであろうと

考えている。したがって、独法化を決定したとしても、実際に独立行政法人に移行するまでは定員削減の対象に含まれると考えられる。独立行政法人に移行するのが全大学一斉か、それとも準備が整ったところから順次移行するかによって、大学間で定員削減の程度に差が生じる可能性はあり得る。

- 今回、自民党案としてまとまった「提言」（「これからの国立大学の在り方について」）（「参考資料4」）は、個人としては、国立大学の意を相当程度汲んだ内容になっていると評価している。今後、これが本部などとの擦り合わせを経て法律案として固まっていく過程で、どの程度修正があり得るものかどうか。
- 「提言」は、自民党政務調査会で了承された報告であるから、自民党の政策として正式に決定されたものである。ここに至るプロセスにおいて、党行政改革推進本部（以下「党行革本部」という）幹部会にもこれが諮られ、大筋において了承されている。今後、文部省において具体の法人像を詰めていき、その上で関連の法律案を作成することになるが、その段階では、与党としての自民党の了解が必要になる。そうなるには、文部省を経て政務調査会、さらには総務会の了解を得るといふステップを踏んでいく必要がある、その間に党行革本部の了解も得るといふ手続きもある。その段階で、さまざまな議論が行われることが予想されるが、文部省としては、「提言」が党の政策として決定されたという重さを踏まえて対応していきたいと思っている。
- 国立大学を法人化するというのであれば、それを決める時期は早い方がよいと思う。今年度中に結論を出してはどうか。
- 独法化するにあたっては、検討を要する課

題がある。学長人事，教職員人事，評価，会計基準等々の問題，さらにはどのような形で移行するかといった問題があり，これらを検討することになれば相当時間がかかると思っている。自民党案では平成13年度中には法人の全体像を示せということだが，文部省としては，それを受ける形で，13年度中にはこれらの問題を検討し全体としての像を描きたいと考えている。それは，独法化を前提とした独立行政法人制度の傘のもとで大学の特性に相応しい法人像について具体的に検討を開始することだから，その意味では，意思表示としては一歩進んだ形になるのではないか。

- 独法化した場合の教職員の身分が公務員型か非公務員型かということについて，自民党案では触れられていないが，これについて文部省の考えはどうか。
- 身分の問題についてはさまざまな考え方があつた。自民党の文教関係議員の中にも本部の委員の中にも非公務員型を主張される方がいる。そういうこともあつて，「提言」には身分のことは触れられてないが，非公務員型とした場合の争議権の問題，既に独法化が決まっている機関の多くが公務員型であるということ等を踏まえて，公務員型を当然の前提に文書がつくられていると思つている。
- 5月9日付文教部会・文教制度調査会名の「提言」には，「行政改革推進本部幹部会においても了承された」と記されていたが，今回5月11日付政務調査会名の「提言」にそれが記されていないのは，どのような理由か。
- 5月9日付の「提言」は，4月末に文教部会・文教制度調査会合同会議で了承された文書について，その後行革本部幹部会の意見を踏まえて所要の修正を行い，それが再度同幹

部会に諮つて大筋了承されたことにより記されたものである。5月11日付政務調査会名の文書でその部分が削除されたのは，政務調査会とは別系統の行革本部のことに触れるのは適当でないという判断で当該部分が削除されたということである。政務調査会における報告では，行革本部で大筋了承されていることは口頭で報告されており，実質的に変更があるものではない。

- 新聞で，行革本部関係者の発言として，行革本部は「提言」については了承したが，法案化については一切了承していないと言つているという報道があつた。今後法案化に向けて詰めていく過程で困難があるのではないか。
- 行革本部幹部会として，「提言」について一字一句了承されたものではないが，大筋で了承されたということは，結局，自民党としての政策決定であるから，その意味で，法案化にあたって，逆に「提言」が大きな力になるものと受け止めている。
- 9月20日の「検討の方向」には，幾つかの重要な問題について今後検討するとされていたが，文部省が今回の「提言」を前提にして，これから法人化の具体的な制度設計に着手しようということは，「検討の方向」に示された特例措置の見通しがついたと判断されたということか。
- 「検討の方向」で課題とした検討を要する中身は多岐にわたると思う。まず，特例措置が必要なかどうかという意味での検討もあろうし，特例措置が必要でありその具体的な中身をどうするかという意味での検討ということもある。そこで，できるだけ早期に賢人会議の下に調査検討会議を立ち上げて，それ

らの具体的中身を詰めていきたいと思っている。中には法律で措置しなければならないものもあろうし、また、運用によって対処できるものもあるかもしれない。検討終了後には、それらの振り分けを行っていくことになる。

- 自民党の「提言」が出て、これについて賢人会議に意見を聞いた上、文部省としての考え方を提示されることになるのであろうが、それを法律化していく段階で、国立大学協会の同意ということが絶対的な条件と考えているのかどうか。
- 国立大学の独法化の方向が出ているので、文部省としては、独立行政法人制度が国立大学に合致するものであるかどうかの検討を踏まえた上で、独法化の方向を打ち出すことになるなら、その方向で具体の法人像をつくりあげていく必要がある。その際に、国立大学協会に全面的にご協力いただけることが望ましいが、学長方の個別の意見の中には、独法化への強い反対論や警戒論もあって、果たして国立大学協会としてまとまった形で意思決定が成し得るかどうか懸念がある。文部省として、今後検討を進めるにあたっては、国立大学の関係者、公立・私立大学、経済界、マスコミ等幅広い協力を得て、具体の法人像をつくり上げていきたい。その法人像が確定していく過程の節々で国立大学協会とご相談し、ある程度の納得を得ながら事柄が進められればと思っている。
- 9月20日の「検討の方向」は大学側に受け入れられず、そのこともあって本部でもあまり評価されなかったと聞かすが、今回はそういうことにはならないとみてよいか。
- 本部自体は内閣の一員であるから、政府と

して法案を提出する段階ではこれを了解するという手続が必要である。その意味で、具体的に法案作成段階に至れば本部としての正式の意思表示がなされるものと思っている。

- 文部省が法案に関し本部と折衝していくときに、或る程度大学側との合意の上での案をもって臨みたい旨の説明があったが、大学側との合意ということは、国大協との合意ということではないのか。
- 文部省として法案の形で意思決定して本部に協議しているわけではない。従来本部が言っているのは、文部省としての意思決定でない以上相談に応じられないということであって、文部省として意思決定して持ち込むという話になれば、それは、すべての大学が賛成でないにしても、おおむね大学の理解が得られたという前提に立って法案がつくられるわけだから、本部として適切な対応をすることになると考えている。
- 「提言」に調整法または特例法に規定するに相応しい事項として5点(基本組織、目標・計画、評価、学長人事、名称)が示されているが、今後検討の上で、これが増えたり、あるいは、運用でできるなら減るということは有り得ると考えているか。
- 調整法(または特例法)の対象として挙げられている5点の中には、場合によっては運用でできるものもあるかもしれないが、今後の検討の次第によっては、この5点以外にも法律事項として考えなければならないものも出てくる可能性はあると思っている。
- 「提言」の前文のところに、国として大学にどの程度関与するかということが我が国の高等教育に対する公的投資が欧米諸国と比較して書かれているが、これに関して文部省と

⑥ しては具体的にどのような施策をとるつもりか、またその場合、大学に何を期待しているか。

- 高等教育への投資について数値で計画を示せば最善だが、現下の財政状況の中で新たな計画を立てられるのか難しい問題である。

今回、このような「提言」がなされたということ踏まえ、党文教部会等ともよく相談して、これをどのような形で具体化していくか検討いたしたい。

以上をもって本日の協議会を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成12年5月～6月

- | | | |
|---------|-------|------------------------------|
| 5月1日(月) | 10:30 | 学長懇談会 |
| | 17:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会打合せ会 |
| 5月9日(火) | 10:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 10日(水) | 10:00 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| 11日(木) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 12日(金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 16日(火) | 15:00 | 第2常置委員会入試情報に関する検討小委員会 |
| | 17:00 | 第2常置委員会 |
| 18日(木) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 19日(金) | 10:30 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| 25日(木) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| 6月1日(木) | 10:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会打合せ会 |
| | 11:00 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| 5日(月) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 13日(火) | 10:00 | 国立大学協会第106回総会〔第1日目〕 |
| 14日(水) | 10:00 | 国立大学協会第106回総会〔第2日目〕 |
| 16日(金) | 11:00 | 第73回事務連絡会議 |
| 20日(火) | 15:30 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| 22日(木) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 23日(金) | 10:00 | 第7常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会 |
| 30日(金) | 13:30 | 第8常置委員会 |

第106回総会国立大学協会事業報告

(第105回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (35回)

(1) 第105回総会

11.11.17 (水)~18 (木)

(2) 理 事 会

12. 3. 8 (水)

12. 5.19 (金)

(3) 常務理事会

11.11.18 (木)

(4) 第72回事務連絡会議

11.11.19 (金)

(5) 学長懇談会

12. 5. 1 (月)

(6) 常置委員会 (16回)

1) 第1常置委員会 [理念, 体制・組織, 管理運営]

(主要審議事項) ①高等教育・学術研究の将来像について

②当面の課題について (財政問題)

(委員会開催状況)

11.12.27 (月) 本委員会

12. 3.29 (水) 本委員会

12. 4.13 (木) 拡大小委員会

12. 5.10 (水) 拡大小委員会

12. 5.19 (金) 拡大小委員会

12. 5.25 (木) 本委員会

2) 第2常置委員会 [入学者選抜]

(主要審議事項) ①大学入試センター試験のあり方について

- ②国立大学の平成14年度入学者選抜の基本方針
- ③平成13年度国立大学入学者選抜における留意事項
- ④入試情報開示に関する問題
- ⑤大学審議会「大学入試の改善について（中間まとめ）」に対する意見について

(委員会開催状況)

- 12. 4.11 (火) 本委員会
- 12. 5.16 (火) 大学入試情報開示に関する検討小委員会
- 12. 5.16 (火) 本委員会

3) 第3常置委員会〔教養教育，学部専門教育，学生生活〕

- (主要審議事項) ①男女共同参画に関するWG報告書案について
②継続課題について

(委員会開催状況)

- 12. 4.14 (金) 作業委員会
- 12. 5.12 (金) 本委員会

4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕

- (主要審議事項) ①国立大学教官等の待遇改善の要望について
②男女共同参画に関するWG報告書案について

(委員会開催状況)

- 12. 5.11 (木) 本委員会
- 12. 6. 5 (月) 作業委員会

5) 第5常置委員会〔学術交流，国際協力〕

- (主要審議事項) ①UMAP国際理事会について
②UMAPリーダーズ・プログラムについて
③ドイツの大学との学生交流について

(委員会開催状況)

- 12. 2.14 (月) 本委員会・短期学生交流計画小委員会

6) 第6常置委員会〔財政〕

- (主要審議事項) ①独立行政法人化問題について
②当面する国立大学の財政問題について

(委員会開催状況)

- 12. 4.18 (火) 本委員会

7) 第7常置委員会〔研究，大学院，生涯学習，学術情報〕

- (主要審議事項) ①公務員倫理法について

(委員会開催状況)

12. 1. 6 (木) 本委員会
- 8) 第8常置委員会〔評 価〕
(主要審議事項)
(委員会開催状況)
- (7) 特別委員会 (5回)
- 1) 医学教育特別委員会
(主要審議事項) ①現在の医学教育をめぐる諸問題について
(委員会開催状況)
12. 4. 27 (木) 本委員会
- 2) 教員養成特別委員会
(主要審議事項) ①国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について
(委員会開催状況)
11. 12. 24 (金) 作業委員会
12. 3. 2 (木) 本委員会
12. 6. 1 (木) 本委員会・作業委員会
- 3) 大学評価に関する特別委員会
(主要審議事項) ①「大学評価・学位授与機構」(仮称)の設置法案について
(委員会開催状況)
12. 1. 24 (月) 本委員会
- (8) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
(主要審議事項) ①国立大学協会創立50周年記念行事について
②国立大学協会五十年史について
(委員会開催状況)
12. 1. 14 (金) 本委員会
12. 3. 30 (木) 本委員会
12. 4. 7 (金) 本委員会
12. 5. 9 (火) 本委員会
- (9) その他の諸会合
11. 12. 17 (金) 文部省と国大協との懇談会
11. 12. 22 (水) 全国高等学校長協会との懇談会
12. 3. 17 (金) UMA P日本国内委員会
12. 4. 21 (金) 就職問題懇談会

12. 5.18 (木) 特別会計制度協議会

2. 要望その他の諸活動

- 11.11.18 国立大学協会会長談話配付一記者会見
- 11.11.18 教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見提出
- 11.11.22 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（中間報告）に対する意見提出
- 11.12. 2 国立大学の学生納付金について要望
- 11.12. 8 中曽根文部大臣と懇談（会長他）
- 11.12.10 放送大学での科目の開講について要望
- 12. 1.24 「国家公務員倫理法の運用にあたっての留意点の整理について」意見提出
- 12. 3. 7 文部省との懇談（会長他一事務次官，高等教育局長）
- 12. 3.13 教育課程審議会「児童生徒の学習の評価の在り方について」意見提出
- 12. 3.16 小淵首相と会談（会長他）
- 12. 4.26 文部省との懇談（会長他一高等教育局長）
- 12. 5.18 教育職員養成審議会『「情報」及び「福祉」の「教科に関する科目」』に関する意見提出
- 12. 5.25 大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）について意見提出
- 12. 5.26 記者会見（国立大学長会議における文部大臣説明について）

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書等は下表のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
H.11.11.18	連合獣医学研究科間連絡会議	連合獣医学研究科の代議委員会委員に対する俸給の特別調整額支給について	第4常置委員会
H.11.11.30	国立大学農学系学部長会議	国立大学農学系学部附属施設の整備・充実について	第4常置委員会 第6常置委員会
H.11.12.10	第23回国立大学53工学系学 部長会議・総会 第49回国立大学工学部 長会議・総会	1. 大学院博士後期課程学生のための 経済基盤の整備充実について 2. 教育支援推進員制度の確立につ いて 3. 学部別授業料制度の実施に対する 反対について	第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会
H.12. 1.10	第98回8大学工学部 長会議	俸給の特別調整額の支給対象について	第4常置委員会

H.12. 3.23	夜間教育実施大学学部長・ 第二部主事会議	1. 夜間主コース専用施設及び設備の 充実について 2. 夜間主コース担当教職員に対する 処遇について 3. 夜間主コース・第二部の教育支援 体制の充実について	第4常置委員会
H.12. 5. 9	全国大学高専教職員組合中 央執行委員会	図書館職員の昇格改善に関する要望	第4常置委員会
H.12. 6. 1	全国大学演習林協議会	1. 教育・研究林としての基盤整備に ついて 2. 大学演習林職員の充実について 3. 自然災害に伴う被害林の復旧整備 費の新設について	第4常置委員会
H.12. 6. 1	全国大学附属農場協議会	1. 農場教職員の組織充実, 処遇およ び諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増 額について 3. 公私立大学附属農場に対する補助 金の申請について	第4常置委員会

4. 刊 行 物

平成12年2月 『会報』第167号

平成12年3月 『大学における教員養成—今後の教員養成と教育系学部の在り方について—調
査結果と考察—』

平成12年6月 『会報』第168号

平成12年6月 『国立大学における男女共同参画を推進するために』（報告書）

要 望 書

国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書

平成12年 6 月16日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

政府においては、平成13年以降10年間にわたる国家公務員定員削減計画を立案中の由、仄聞いたしております。

国立大学協会は、昭和43年度以降実施されているこの政府の計画が、国民の望む小さい政府と厳しい財政事情の再建を目指す止むを得ない措置であることを十分に理解しつつも、国立大学教職員については、その職務の特殊性にかんがみ、定員削減の対象から除外する等の措置を図られるよう一貫して強く要望してまいりました。関係当局が、今日まで国立大学の重要な使命について理解され、国立大学の教官等については定員削減の対象から除外し、また削減率を減少していただきましたことに対し、深く感謝する次第であります。

国立大学は、我が国の学術研究の中心として、国民や社会の様々な要請に応じて人材を育成し、また常に進展し流動する世界の学術研究の中にあつて、その創造と発展に寄与し、我が国の経済社会の発展と国民生活や文化の向上等にも大きく寄与してきております。

国立大学における教官定員は、学部・大学院の入学定員等に対して必要な数がそれぞれの教育研究分野の必要に応じて専門分化した講座・学科目・部門等に配置されております。この講座・学科目・部門等は学問分野を分担するものとして構造的、体系的に配列されており、その各講座等は教授以下の全教官、支援職員が一体となって斯学の教育研究に当たっており、単純な縮減・合理化にはなじまないものであります。

さらに、近年の大学を巡る環境の大きな変化及び社会の関心の一つに教育研究支援体制の問題があります。

我が国の学術、科学技術の発展のためには、国立大学の教育研究の発展が必要であり、そのためには教官はもとより、教務、技術、図書、医療、海事等に従事する教育研究支援職員の協力は必要不可欠であります。

そもそも、教育研究支援とは、教室系技術職員等による教育研究に対する直接的な支援

から、事務職員等による図書業務、教務事務、管理的事務までの広範な内容を含んでおります。それは単に教育研究を補助するというものではなく、大学が大学であるための必須の基盤であり、技術職員等による研究実験用設備・機器の開発、実験・演習に対する支援やより高度化・複雑化した研究施設・実験設備の管理、実験装置使用法の指導、実験上の安全管理など教育研究に対する直接的な支援業務以外に、主として事務官が扱う教務事務、図書・情報サービス、教育研究資料の整理・保管、学外研究機関との連絡、研究費申請事務や研究費管理なども教育研究支援業務に含まれます。極言すれば、大学におけるほとんどすべての組織は、直接あるいは間接に教育研究を支援するためのものであります。

技術職員が定員削減により補充できないことは、何より研究者の活動を阻害し、教育上においても実験実習の実施を困難にし、ひいては、学生の理系離れの遠因ともなり国家の大きな損失ともなります。独創的な研究は、しばしば独自の実験器具・装置の開発・作製を必要としますが、こうした技術職員の消滅、特に若手技術職員の消滅は、教育研究組織の老齢化をもたらし、大学における特殊な技術の次世代への継承を不可能ならしめ技術の断絶を招くものであり、ハイテク技術の開発に支障をきたすなど日本の技術の将来に影響を及ぼしかねないものであります。これらの支援職員について定員削減が実施され続けられれば、極めて憂慮すべき事態となります。また、看護婦定員についても現場での必要数を大幅に下回っており、現在の看護体制は極めて深刻な状況にあります。

現在、国立大学は学問の進展や社会の変化に対応し、戦後最大の大学改革を進めており、大学院の充実、学部、学科の改組をはじめとした教育研究体制の見直し、カリキュラムや教育方法の改善充実、生涯学習機能の強化等に積極的に取り組んでいるところであります。また、行政改革会議最終報告等の指摘に沿って、運営諮問会議の設置等管理運営体制の見直し、情報公開、第三者評価等にも前向きに取り組んでおります。

一方、従来の厳しい定員抑制のもとで、学問・研究の発展に対応した分野増や社会の強い要請による対応についても、大講座化の導入やスクラップ・アンド・ビルドによる改組・転換等の措置により対処してまいりました。さらに、事務の簡素化・合理化、職員の能力向上、勤務能率の向上等にも努力してまいりなど定員削減の実施には最大限の協力をしてまいりました。特に、大学入試、留学生、研究協力、国際交流の業務の大幅な増大に対処するため、各学部、学科等の人員を本部等に集中させるとともに業務を一元化して合理的に処理するための体制を整備する等の措置を講じてきております。

しかし、30有余年にわたる定員削減により、このような努力ももはやその限界に達していると言わざるを得ません。今後さらに定員を削減することになれば、社会からの期待に応え、今後の我が国の発展を支える学術研究や人材養成の継続的实施は極めて困難になる

と私どもは判断しております。

以上、国立大学協会は、関係当局に対し、国立大学の意義・役割及び国立大学教職員の職務の特殊性等を御勘案・御理解いただきたく、下記の諸点について強く要望いたします。

記

1. 教官及び看護婦については、削減の対象母数から除外されたい。
2. 教育・研究の遂行に欠くことのできない教育研究支援職員のみならず、事務系職員についても教育研究支援職員として明確に位置付けて教官に準ずる御配慮を願いたい。

〔要望先：総務庁長官，総務庁行政管理局長，
自由民主党幹事長，政務調査会長，
文教部会長，文部大臣，文部事務次官〕

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成12年7月5日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、特に、大学特有の専門職である技術職員については、平成10年度から組織上の位置付けを行い、行政職俸給表（一）7級定数の標準化及び同6級定数の大幅増が措置され、処遇の改善が図られたこと、また、平成11年度からは各大学を横断的に実施する研修制度が設けられ、資質の向上に向けた環境の整備がされるなど、関係各位のご努力に深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学においても、その取り巻く環境が大きく変わりつつあり、大学改革が喫緊の課題となっております。これらの課題に応えるうえで、今よりもまして大学自身はその教育・研究体制並びに運営体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を行うとともに外部評価も実施するなど、大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。また、平成7年に公布、施行された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点につき、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の急速な進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大

学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の給与の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、平成11年度に改正された昇給停止制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 学長・部局長（事務局長等を含む。以下「部局長等」という。）について指定職の完全適用並びに指定号俸の引上げを図ること。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置するとともに、指定号俸の引上げを図る。

また、教育、研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが、まだ十分な状況とはいえないため、さらに拡大を図る。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

大学院の研究科等においては、教育研究の一層の高度化・個性化・活性化を図る必要性から、専攻毎に大学内の措置により専攻長又は専攻主任を置き、教育研究体制の充実等に努めているため、学部における学科長と同様に、当該職の位置づけを明確化するとともに、管理職手当の支給について措置する。

また、近年大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、全学的な事項を審議・検討する委員会の委員等の学内教育行政の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

なお、部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくない。この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

夜間主コースを設置する大学・学部（夜間大学院を含む。）の教官は、実態としては昼・夜間両コースを担当せねばならず、その勤務形態は特殊なものであり、負担が過重となっている。

また、夜間主コースは、本来、主として社会人学生を対象とするものであるが、現実としては、教育上多様な対応を要する学生が多数入学し、教官の負担を増加させている。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇改善を図ること。

教育・研究支援職員等の職務は、科学技術の急速な進展と国際化により一層複雑・高度化し、その役割は更に重要性を増している。また、科学技術基本法においても、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であり、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保の必要性を指摘していることから、今後とも技術職員等の職務の専門性に見合う処遇が行われるよう措置する。

また、農場・演習林に勤務する職員に対して、勤務の特殊性に鑑み、農薬散布作業手当（仮称）の新設及び山上等作業手当について適用範囲の拡大を図る。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を

生じている。このことは、大学の中堅職員等が職務遂行意欲を欠く原因ともなり、ひいては大学運営に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職制度（図書館職員を含む。）を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院において、看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要なものとなっている。

また、看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され、待遇の改善が図られてきているが、まだ十分とはいえない。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、初任給を含む給与水準の引き上げを引き続き図る。

また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

（要望先：人事院総裁，文部大臣，
大蔵省主計局給与課長等）

資 料

第106回総会の確認事項

平成12年6月14日

国立大学協会は、第106回総会において、次の4点を全会一致で確認した。

1. 5月26日の文部大臣の「説明」以後も、国立大学協会は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。すなわち、すでに法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。
2. 教育、研究の質のさらなる向上によって、国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の持続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を国立大学協会内部に新たに設置し、この委員会を中心に、文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行う。
3. 上記の二点を踏まえ、かつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、国立大学協会として、文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く反映させるための努力を行う必要がある。
4. 一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的な展望のもとに議論されねばならず、それには、国際的動向をもふまえた恒常的な政策決定の機構が必要である。国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

第8常置委員会の設置についての暫定措置について

平成12年3月8日
理事会承認

平成13年6月の総会開催の日（学長委員の改選日）まで、第8常置委員会について次のとおり暫定措置を講ずる。

1. 発足当初の委員（学長）は、各常置委員会から下表のとおり選出された者をもってあてる。

委員会名	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	計
人数	2	2	2	1	2	1	2	12

2. 発足当初の委員（学長）の任期は、平成12年4月1日より平成13年6月の総会日までとする。
3. 発足当初の委員（学長）は、現に所属する常置委員会委員と第8常置委員会委員を兼ねるものとする。
4. 第8常置委員会の発足時の委員長は、会則第24条第1項但し書の規定に基づき会長が指名する。
5. この暫定措置は、平成12年4月1日から適用する。

常置委員会の設置および担当事項についての一部改正

平成12年6月13日
第106回総会

会則第22条の規定により、国立大学協会に次の常置委員会を置きそれぞれ掲記の事項を担当する。

- 第1常置委員会（理念、体制・組織、管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育、学部教育、学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流・国際協力）
- 第6常置委員会（財政）
- 第7常置委員会（研究、大学院、生涯学習、学術情報）
- 第8常置委員会（評価）

附 則

この改正は、平成12年6月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(改正理由)

1. 平成12年4月から“大学評価・学位授与機構”が発足することに伴い、国立大学協会においても“評価”に関する問題について継続的に対応する必要があるため、平成11年11月開催の第105回総会において、第8常置委員会の設置についてその具体的方針が諮られ、承認されたものである。
2. 平成12年3月8日開催の理事会において、第5常置委員会の担当事項に「国際協力」を加えることが提案され、承認されたものである。

国立大学の代表者である常置委員会の委員の 総会選出要領の一部改正

平成12年6月13日
第106回総会

第4項の各常置委員会委員定数表を次のように改める。

各常置委員会委員定数表

常置委員会	委員定数
第1	12
第2	12
第3	12
第4	12
第5	12
第6	12
第7	12
第8	12
計	96

附 則

1. この改正は、平成12年6月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
2. 第8常置委員会以外の常置委員会の委員数は、平成13年6月の総会の日まで、なお従前の例による。

(改正理由)

平成12年4月から、大学評価・学位授与機構が発足し、大学評価が開始されるので、国立大学協会においても、評価に関する問題点について継続的に対応しうるので、平成12年4月から第8常置委員会を設置することになったので、各常置委員会委員の委員定数を改めるため、改正するものである。

教員委員（常置委員会）の地区別定数についての一部改正

平成12年6月13日
第106回総会

常置委員会の教員委員の定数は、総員24名とし、各地区の定数は、原則として各地区の大学数により按分し、次のとおり定める。

北海道地区	3名
関東甲信越地区	7名
中部地区	3名
近畿地区	4名
中国四国地区	3名
九州地区	4名

附 則

この改正は、平成12年6月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

（改正理由）

第8常置委員会の新設に伴い、教員委員を増員し、各地区の大学数に応じ、地区別配分人数を改めるため改正するものである。

教育職員養成審議会『「情報」及び「福祉」の「教科に関する科目」』に関する意見について

平成12年 5月18日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

はじめに

高等学校において新しく教科として設定される「情報」及び「福祉」は今後の日本社会にとって、きわめて重要な課題となるものであることは誰でも認識しているところである。

したがって、それを担当する教員について独立した免許状を設定することも有意義のことと考えられ、貴審議会における審議に期待するところ大である。以下「教科に関する科目(案)」について、気付いた点及び要望したい事項をいくつか挙げることによって、意見聴取に応えることとしたい。

1. 「情報」について

- (1) 現行の教員免許においても「情報」関連の教科内容が設定されている。中学校技術に「情報基礎(実習を含む)」があり、中、高の数学に「コンピュータ」がある。さらに中、高理科の物、化、生、地の各「実験」に「(コンピュータ活用を含む)」と但し書きが付いている。さらに高校家庭の一部に「情報処理」が含まれている。高校の農業、工業、商業、水産、商船などの免許において指定はされていなくとも事実上コンピュータ関連や情報処理関連の内容が取り入れられているものと思われる。こうした状況において、新設「情報」免許における「教科に関する科目」は、中、高の関連においてどのように構想されているのか、また、高校の他教科の免許内容との関連はどのように考えられているのか、整理した上での構想が示される必要があると思われる。特に提案にある「コンピュータ(実習を含む)」は数学の「コンピュータ」と同一名称となるのでぜひ関連、異同に付いてのコメントが必要となると思われる。
- (2) さらに「教職に関する科目」の「教育の方法及び技術」には「情報機器及び教材の活用を含む」こととされているので、この内容との関連もコメントされる必要があると思われる。
- (3) 提案にある「情報社会論」、「情報システム論」、「マルチメディア論」は共に「論」が付されているが、教育内容としてはこれまでに無い呼称であり、印象として狭い範囲を扱うものと受け取られる危険があるのではないかと、再考の必要がある。例えば、情報社会論は「情報化と社会」のようなさらに包括的な名称を採用することが考えられる。情報システム論は「情報システム設計・管理」、マルチメディア論は「マルチメディア」とする方がよりよいのではないかと。
- (4) 提案にある「職業指導」がなぜ取り入れることとなるのか理解できない。現行では中学校の「職業」、中、高の「職業指導」、高校の「農業」他の職業科目において設定されている。これは伝統的なものである。現在こうした免許がどのように機能しているのか、またその科目として

「職業指導」がどのように有効であるのか、詳らかにしないが、教育学部においてこの科目の専門研究者を設定しているケースも希になっているように理解される。従来の教科においてはともかく、新設され、しかも21世紀をにらんでの教科、教員免許においてぜひ必要な内容なのか、再検討する必要がある。

2. 「福祉」について

- (1) この教科及び教員免許はまったく新しいものであるため、試行され、実施の中で再検討され、修正されていくものと思われる。検討の材料となる例の一つは「社会福祉士の国家試験受験資格」であろう。現在この資格を設定している大学には公、私立大学が多く、国立大学は少ないが、教育学部の改編、改組の動向の中で増えていくものと思われる。この資格取得のために設定される授業科目、実習等と対比すると提案の科目はおおむね妥当であり、前記受験資格と両立することは、教職専門科目、教育実習の履修が必要となるので学生の負担が大きいという問題はあっても可能である点、評価できる。
- (2) 高校の教科「福祉」には一般教養の面と専門家の養成の両面があると思われる。前者に対応する教育の担当者ならば提案の科目で十分であるが、後者の専門家養成を、例えば「介護福祉士の国家試験受験資格」の取得を目処とするとすれば、その教育担当者の免許の内容としては必ずしも十分とは言えないのではないかと。特に「老人福祉論、児童福祉論及び障害者福祉論」が一括して示されているのは誤解を生じるおそれがある。この一つ一つを独立した科目として設定する必要があると思われる。また、この教科の設定が老人福祉、特に老人介護を目標に設定されたものと考えれば、担当者の教養の範囲にさらに医学的、看護的要素を濃くしておくべきではないかと思われる。
- (3) 授業科目の名称では「社会福祉論（社会福祉制度を含む）」となっているが、今後の社会の在り方と関わって考えれば、「社会保障論」及び「社会保障制度論」というさらに大きな視点でとらえておく必要があると思われ、その観点で検討願いたい。さらに「ボランティア」に関わる科目も必修として設定されてもよいのではないかと考えられる。
- (4) 「職業指導」については「情報」の項の(4)と同じである。

以上

大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ） に対する意見

平成12年5月25日
国立大学協会
第2常置委員会

大学審議会が提案された数々の内容に関して、国立大学協会第2常置委員会としても同意すべき点は少なくないが、なお、慎重にご審議いただきたい点があり、以下にそれらを列挙する。

全体について

1. 大学によって異なる入試と入試改革の必要性について

「選抜」から「相互選択」へ、入学者選抜の転換を図りたいとする方向性は評価できる。しかし、すでにわが国の大学は相当程度多様化しており、入試改革の必要性も大学によって異なるといわざるを得ない。依然として競争選抜を念頭に入試を考えなければならない大学もあれば、学生の多様化に対応して大学入学の最低資格をいかにして確保するかという点で頭を悩ませている大学もある。したがって、入試改革の提案もまた、それがどのような大学を念頭においているかによって、受け止め方もそれぞれに異なることから、その点を十分踏まえてなされる必要があろう。

2. 大学及び高校教育改革と連動した入試改革を望む

大学関係者にとって、今日差し迫った問題のひとつは高校以下の準備教育と大学教育とをいかに連携させ、接続させるかである。そのため、入試改革は何より現在進行中の大学教育改革と整合的な内容でなければならない。また高校教育においても、教育内容の個性化、ゆとりの創出など、多くの新しい課題が突き付けられ、それに比例してスケジュールはますますタイトなものとなっている。そのため、大学入試日程の前倒しなどは、改革策の如何にかかわらず、強い反発を招くのがつねであった。したがって、大学入試センター試験（以下「センター試験」という）の複数回実施などは、大学関係者の要望と異なるばかりか、高校の教育スケジュールに対しても大幅な変更を強いるものであり、このようなセンター試験改革が、はたして今日最優先されるべきものであるかどうか、疑わしいといわざるを得ない。

3. センター試験の制度的整備を望む

センター試験は選抜試験ではなく高校教育の到達度評価（高校教育の基礎的な達成の程度を測る）、選抜資料の一部とするという理念のもとにスタートした。しかし、実態としては、おおかたの大学において大学入学者選抜の（選抜）試験として利用されている。この矛盾は単に大学側の解釈の違い、理解不足といったことに帰せられることなく、高校教育の到達度評価を大学入試セン

ターとして行うという根本的な事由にもどって検討すべきことでもある。また、具体的にいえば、かねてより要望されている生物と物理の選択を可能にする、またセンター試験の成績の事前開示を実現するなど、センター試験制度の整備の観点から解決が図られなければならないことも多く存在する。

4. センター試験を資格試験的に利用することの非現実性

センター試験をその制度的な理念にしたがって、高校教育の到達度評価であるとするなら、センター試験を1次の選抜試験として用いる資格試験的な利用はこれと矛盾する。また、センター試験の得点に関して、各大学、学部がその資格基準を事前に明示する手続きについても、試験問題も、志願者数の程度もわからずにそれを実施することは現実的とはいえない。唯一可能なのは、資格基準をできるだけ低く設定し、それを公表することであるが、それでは入学者選抜の判定は個別試験の結果のみに依存し、センター試験を実施する意味はほとんど無くなる。一点刻みとの批判もあるが、センター試験と個別試験の結果を組み合わせ、総合して評価するという方式はむしろ大学関係者の評価を得ている。工夫、改善の余地はあるにしても資格試験的利用よりも、より現実的な有用性を尊重したい。

5. センター試験の技術的課題の解決を先行すべし

提案されている、センター試験成績の複数年利用にせよ複数回実施にせよ、試験問題の等化、成績の標準化など、共通試験として解決すべき技術的課題がまず優先されなければならない。これらの解決なしに、「良いほうの成績を採用する」、「資格試験的な利用をする」といった個別的な対応を先行させることは混乱を助長し、これまでに培われてきた共通試験への信頼性を失いかねない。また、「公平性の見直し」についても、それは受験生、社会の受け止めかたに依存するところであり、それなしには意味があるとはいえない。

6. やり直しの基本は年齢主義の打破ではなかったか

「やり直しのきく入試」という主張は元来、年齢主義の打破にその根拠を置いていた。社会の生涯学習化のもとで、いかなるライフステージにおいても大学教育にアクセスでき、それを享受できることを「やり直しのきく」教育システムと表現してきたはずである。しかし、中間まとめでの「やり直し」の議論はひたすら受験機会の複数化、それも新卒者の「やり直し」に終始しているかに見える。受験機会の複数化についていえば、国立大学においても、分離分割の徹底、推薦入学、AO入試の導入など、受験機会の複数化は十分にその実をあげているといえる。その意味で、提案されている「やり直し」がそれほど強い社会の要請とは考えにくい。

具体的改善方策についての意見

1. 能力の多面的な判定

① 総合的な試験の導入

諸外国では、高校成績、アチーブメントテストなど、基本となる学力評価を前提としたうえで、補助的な評価の役割を総合試験に期待しているのが一般的である。わが国では、評価の基本となる選抜資料、試験の内容が曖昧なまま、総合試験の利用が推奨されているきらいがあり、これはより慎重に検討すべきことがらである。また、総合的な試験を課すことによって、新規の教育課程に盛り込まれている「総合学習の時間」の内容をも規定してしまうおそれがある。

② リスニングテストの導入

リスニングテスト導入の趣旨には同意すべき点が多い。だが、多くの専門家が共通して指摘しているように、実施にはさまざまな障害が予想され、センター試験全体の実施を困難にする恐れもある。現状では、強引にセンター試験にリスニングテストを含めるよりも、各大学、学部が必要に応じて個別試験へリスニングテストを導入することがより現実的であり、実施の効果も高いと考えられる。

2. やり直しのきく入試システムの構築

① 年度内複数回の実施

中間まとめにも述べられているように、センター試験の複数回実施を現実化するには現状では、センター試験の段階別評価、あるいは資格試験的な利用が不可欠の条件となる。しかし、その問題点についてはすでに記したところである。別の観点から、複数回実施への疑問を述べるとすれば、センター試験は適性検査はなくアチーブメントテストであるということも十分考慮しなければならない。適性検査では個人の値はそう容易に変動することは考えられず、複数回の実施は結果の信頼性向上に寄与するが、アチーブメントテストの場合はこのような条件のもとにはない。よほど短期間での複数回実施でなければ、信頼性を増すことにはならず、また他方では、短期間での複数回実施は試験制度的にみてあまり意味がないともいえる。

② センター試験成績の複数年利用

複数回実施と同様、センター試験の資格試験化を前提とできるなら別だが、そうでなければ、センター試験の成績標準化、年度間の難易差調整など技術的課題の解決が先でなければならない。その解決を待たずに実施に踏み切るとは不公平のそしりを免れない。また成績の複数年利用によって、難関といわれる大学・学部においては再受験組の浪人が増え、競争は加熱する可能性も高い。

3. その他

① 事務職員等の積極的な活用や入試専門組織の整備

中間まとめでは「入試業務への教員の関与を選抜の本質的な部分へ集中し、その他の部分につい

ては事務系職員，大学院生等の積極的な活用を図る」と述べられている。しかし，すでに現在においても過剰といえるほどの業務を事務系職員に託しており，人員の増員が見込めぬ以上これ以上の負担をかけることは到底困難といわねばならない。また大学院生等を利用するという提案についても，その責任をどのように求めることができるのか，発生した事故の対応，処理などを考えれば，安易に部外者の要員を募ることは控えなくてはならない。

② 成績の開示

入試成績の事後開示についてはすでに国大協としての考えを示している。残されているのはセンター試験の事前開示であり，複数回実施問題とは別に，その改善の可能性を示す必要性がある。

国立大学における男女共同参画を推進するために 報 告 書

平成12年5月19日

国立大学協会

男女共同参画に関するワーキング・グループ

前 文

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的に積極的な取組みが展開されているが、日本においても、「男女共同参画社会を築くことは、我が国の重要な政策課題」となった（総理府『平成11年度男女共同参画白書』（注1）。特に1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領を受けて、「男女共同参画審議会」が設置され、1996年7月に「男女共同参画ビジョン—新たな価値の創造—」が内閣総理大臣に答申された。さらに、それを受けて、同年12月には、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」によって、男女共同参画社会の形成の促進に関する2000年までの国内行動計画として「男女共同参画2000年プラン」が策定された。

法的整備の面では、男女雇用機会均等法（1986年施行）、育児・介護休業法（1992年施行）、そして1997年には男女雇用機会均等法を強化する改正法が成立し、1999年4月1日から施行された。1999年6月には、男女共同参画社会基本法が成立、施行され、その前文は「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。……国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する」ことをうたっている。

大学は、次世代の教育、知の生産と伝達、社会的文化的価値の創造という重要な役割を担う機関であると共に、多くの多様な人材を雇用・育成する組織である。男女共同参画社会実現への努力の中で、大学が担うべき役割と責任は大きい。国立大学協会は、「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会（JAICOWS）（Japanese Association for the Improvement of Conditions of Women Scientists）」から本協会へ要望書（平成11年5月7日付）が寄せられたのを契機に、男女平等への国際的および国内的動きの中にあって、日本の国立大学は男女共同参画の面でどのような現状にあるかを把握し、男女共同参画促進のために何をすべきかを提言することを目的として、平成11年11月に「男女共同参画に関するワーキング・グループ」を設置し、議論を重ねた結果、本報告書を作成した。

本報告書は、まず第I部で、国立大学における男女共同参画の現状について統計的分析を行い、特に女性の社会進出の面で先進的位置にあるアメリカおよびヨーロッパの高等教育との比較を行う

〔事務局より〕報告書の全文を掲載いたしましたが、図表及び資料の部分は頁数が多いため割愛いたしました。本文中の図表等の記述は原文のまま記載いたしましたので、ご了承ください。

ことによって、日本の大学が男女共同参画の面で著しく立ち遅れている実情を指摘する。第II部では、このような状況を改善し、大学自体における男女共同参画を推進するために、国立大学は具体的に何をなすべきかを提言する。

1. 国立大学における男女共同参画の現状

1. 統計的分析

(1)四年制大学の教員（教授，助教授，講師）における女性比率は，全体として10.1%と低い，中でも，国立大学における女性教員比率は6.6%と，公・私立大学に比べ一段と低い。国立大学では，学部学生間の女性比率は33.4%となっているが，修士課程では23.0%，博士課程では21.6%に低下し，教員になると6.6%という低い割合となる（図J-1：平成10年度/1998年）。

高等教育の拡大の中で，女子学生数は大きく増加したが，教員雇用という面では，国立大学は女性にとって著しく狭い門であり続けている（図J-2：1973～1999年）。

(2)国立大学教員数を性別，年齢別に見ると，男性教員の圧倒的多数，女性教員の極端な少なさ，そして，男性の場合は，年齢上昇と共に，助手，講師，助教授，教授と昇進するパターンを示しているが，女性の場合は，すべての年齢層で，低いレベルで平坦になっている（図J-3：平成10年10月1日現在/1998年）。

(3)国立大学の平成10年度的女性教員比率6.6%を職階別に見ると，職階が上になるほど低下している。講師で11.8%，助教授でも7.9%と低いが，教授においては4.1%，学長は1名で1.0%，副学長0名となっている。女性教員比率のこのような低さは，1970年代以来ほとんど改善されていない（図J-4：1973～1998年）。

(4)各国立大学を女性教員比率の高い順に並べ，さらに，博士課程学生，修士課程学生的女性比率と比較して一覧表にしたものが表J-5である。女性教員比率が高いのは，女子大学2校に続き，語学系，教育系，看護福祉学を持つ医学系大学である。逆に，女性教員比率が低いのは，工学系，農学系，旧帝国大学に多い。

(5)国立大学の教員，博士課程学生，修士課程学生，学部学生における女性比率を専門分野別に見ると，女性教員比率は，どの分野でも，女子学生比率に比べ低いが，特に，工学系1.3%，農学・水産系1.6%，理学系2.6%，商船系2.9%，医・歯学系3.9%という低い水準にある（図J-6：平成10年度/1998）。

2. 国際比較

(1)アメリカでは，1970年以降，高等教育における女性の割合はめざましく上昇し，学部学生の間では1979年に，修士課程では1980年に，女性が過半数を超えた。女性比率はその後にも上昇し続け，1995/96年には，修士課程では55.9%，博士課程でも39.9%に到達した。女性教員比率も着実に上昇し，39.6%となった（注2）（図US-1：1969/70～1995/96年）。

(2)アメリカにおけるフルタイム教員の女性比率を職階別にみると，1985～1995年の10年間に，す

すべての職階で女性比率は着実に上昇した。レクチャー等の下の職階から上に行くにしたがって女性比率は低下するとは言え、教授でも17.8%に達している(図US-2:1985~1995年)。

(3)アメリカにおけるフルタイム教員の女性比率を大学のタイプ別にみると、1992年には、「研究大学」(Research Universities)のカテゴリーにおいても、公立大学で23.3%、私立大学では30.9%に達した。「修士課程提供大学」(Comprehensive Colleges and Universities)の間では、女性比率は公立大学で33.9%、私立大学で35.2%、「リベラルアーツ大学」(Liberal Arts Colleges)(主に私立)では38.9%にまで上昇している。女性比率は、1987年から1992年の5年間に著しく増加した(図US-3:1992年および1987年)。

(4)アメリカにおける女性教員比率(フルタイムおよびパートタイム教員の計)は、専門分野によりかなりの差がある。女性比率がいまだに低い分野として、工学系(6.2%)、農学系(9.9%)、物理学系(13.8%)が残っている(図US-4:1993年)。

(5)アメリカにおける修士、博士学生の女性比率を専門分野別に、1970年と1995年を比較すると、かつては男性の領域とされていた分野(例えば、法学、ビジネス)に、女性がめざましく進出したことがわかる。工学および工学関連テクノロジー系の博士課程だけが、まだ12.5%、9.1%と低い割合に留まっている(図US-5:1995/96年および1969/70年)。

(6)ヨーロッパその他の国における女性教員比率を見ると、女性比率がかなり高い国(特に准教授および助教授レベルでの女性比率が非常に高い)から、比較的低いレベルにある国まで差異があるが、日本に比べると、女性の進出は全般的にはるかに進んでいる(表EU-1)。

日本の大学教員総数における女性教員数と女性比率は非常に低いが、特に国立大学においては、女性教員数と女性比率の少なさが顕著である。アメリカおよび女性の社会進出の面で先進的である国の大学と比較して見ると、日本の大学が男女共同参画の推進の面で著しく立ち遅れていることは明らかである。女性教員を積極的に増やし、女性比率を上げる努力をしていくことが、大学に対して提起された緊急な課題であることが示されている。

II. 国立大学における男女共同参画を推進するための提言

1. 大学における男女共同参画推進のための姿勢と方針の明確な表明

日本の大学における女性の進出の著しい遅れにもかかわらず、そのような実態の把握と問題化およびその改善のための努力の面で、これまで十分であったとは言えない。大学全体としての取組が必要である。

大学の教官選考規定の中に、男女共同参画推進のために大学として果たすべき責任と方針を明文化すると共に、学長声明その他を通して学内外への周知を図り、その実現に向けた具体的方策の策定を促進する。

2. カリキュラムおよび研究におけるジェンダー学の拡大充実

アメリカの大学では、女性学、ジェンダー学が、1970年頃から登場し、短期間のうちに全国の大

学に急速に広がり、カリキュラム改革および伝統的知の見直しの最も重要な推進力の一つとなってきた。女性学の普及は、女性の教職員の増加、大学改革の推進に貢献した。また、若い男女学生がジェンダー問題を学んだことは、平等社会建設の力となり、ジェンダー学が果たしてきた役割は大きい。

日本の大学におけるジェンダー研究関連講座の開設は増えたとはいえ、まだ非常に少ない。平成4年度から8年度の間(1992～1996年)、私立大学ではかなりの増加を見たが、国立大学では開講大学数は全く増加なしの37校に留まり、科目数は101、受講生数は8,555人(女性4,360人、男性2,649人)であった(国立婦人教育会館調査資料：資料B-(1)、(2))。アメリカの各大学が多数のジェンダー関連コースを提供しているのに比べると、日本のジェンダー研究関連講座はまだ極端に少なく、著しく縁辺化されていると言わざるをえない(ハーバード大学とスタンフォード大学におけるジェンダー研究関連コース・リスト参照：資料B-(3))。

(1)教育機関としての大学の役割に鑑み、国立大学のカリキュラムの中にジェンダー研究関連講座を積極的に増設すると共に、将来的には、ジェンダー研究学科の設置も検討する等、ジェンダーを大学における教育と研究の縁辺から中心へと取り入れるべきである。

(2)学問はこれまで男性によってほとんど独占され、女性の視点からの「知」の認識が不十分であったので、ジェンダーの視点を取り入れて「知」の見直しを行い、新しい「知」の生産に資するよう、ジェンダー研究を積極的に奨励するべきである。

(3)大学における教育的、知的活動にジェンダーの視点を取り入れることは、大学の教職員、学生のジェンダー問題への理解を高め、女性研究者の増加、働きやすい環境作りにも貢献するものである。ジェンダー学の充実は、まさに大学自体の男女共同参画を推進する力となる。ひいては男女平等社会の建設に積極的に貢献する大学としての社会的役割にも資するものである。

3. 大学における女性の雇用および教育関連の実情把握のための調査資料の整備

各大学が、毎年、教職員、学生数を男女別に調査することによって、男女の数的アンバランスの現状を正確に把握することは、改善のための努力の第一歩である。

(1)教員等に関する統計調査は、職階別(教授、助教授、講師、助手、非常勤講師)および分野別に、男女別教員数と男女比率を示す必要がある。学生に関しては、学部、修士課程、博士課程別に、および分野別に、男女別学生数と男女比率を明らかにする。それにより、女性の教員および学生が特に少ない分野、両者のギャップが特に大きい分野を認定し、改善のための特別の注意を払うべきである。さらに、年次比較によって毎年の改善の状況を把握することが重要である。

(2)全国立大学の集計統計をとり、公私立大学との比較をすること、さらに、特に男女参画の面で先進的な諸国との国際比較をすることにより、日本の大学における男女平等推進の方向の策定の参考とする。

(3)各大学内に、男女共同参画推進担当機関(例えば、男女共同参画推進委員会、男女平等委員会等)を設置し、統計的資料の整備、女性の教員・学生の少ない分野への進出を妨げている問題の多

面的分析，調査結果の学内外への広報を行うと共に，積極的に改善策を策定し，実施状況を点検する。

4. 女性教員増加のための，教員公募システムの確立とポジティブ・アクションの採用

女性教員の増加は，第1に，雇用の平等原則に則るものであり，第2に，大学が必要とする優秀な人材確保の面でも，また多様な知の創造と伝達の面からも推進されなければならない。第3に，特に女性の少ない分野における女性教員の増加は，女子学生にとっての役割モデルとして重要である。さらに，大学は重要な雇用組織として，他の雇用組織に対しても，男女平等という社会的価値の推進者としての役割を果たすべきである。

女性教員の増加のために，教員公募システムの確立，ポジティブ・アクションの採用，およびその達成度の評価を，具体的かつ実効的に，実践するべきである。

(1) 教員の公募システムの確立と情報の広範な流布

公募情報の広範な流布，公募情報へのアクセスの保障，および実質的公募システムの確立は，雇用機会平等の前提である。女性を排除したネットワークや人脈内に限定された募集情報の流通であってはならない。公募情報の周知は，大学が必要とする優秀な人材を広い候補者プールから採用するためにも重要である。

①現在，文部省「学術情報センター」によってインターネットでの公募情報提供活動が行われているが，いろいろな研究者層に到達するように，多数の流通経路が存在することが必要である。

②各大学はホームページに教官の公募情報を掲載する。

③学会誌，学会，その他の機会を積極的に利用する。

(2) ポジティブ・アクションの採用

過去において，教員の採用，昇進に際して，女性研究者は後回しにされることが多くあったが，今でも，このような差別的人事がなくなったとは言いがたい。過去20年間にわたる統計資料が示すように，国立大学における女性教員比率の上昇は著しく緩慢であったと言わざるを得ない。このような状況に鑑みると，採用および昇進人事に当たって，男女構成のバランスを考慮したポジティブ・アクションを取り入れ，女性教員の採用，昇進を積極的に推進することが望ましい（ポジティブ・アクションについては（注3），資料C参照）。

(3) 達成目標とタイムテーブルの設定，達成の評価

ポジティブ・アクション実施のために，具体的な達成目標とタイムテーブルを設定することが必要である。将来の研究者の養成機関である博士課程における女性比率は，現在23.6%（国立大学においては21.6%，公立大学23.0%，私立大学29.6%：図J-1）であり，将来さらに上昇すると予測されるので，2010年までに国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると思われる。

各大学はそれぞれ，学内にポジティブ・アクション担当組織を置き，中期的，長期的目標および

具体的取組策の策定の任に当たると共に、年度ごとの達成状況を明らかにする報告書を作成し、学内外に広報する。

(4) 女性教員数・比率の組織評価項目への組み入れ

各大学の組織全体または学内の単位組織の評価（自己評価、外部評価）に当たっては、女性教員比率、過去からの変化、目標達成度、努力の程度等を評価項目として入れるべきである。

5. 理工系、その他特に女性の少ない分野への女性の参画の推進

サイエンス・エンジニアリング・テクノロジーの分野は、女性の社会進出の面で先進的な国においても、女性研究者の比率が最も低い分野として残っている。欧米諸国や欧州連合、ユネスコ等の国際機関において、この分野への女性の進出を妨げているさまざまな要因の分析と、女性研究者の増加のための種々の方策が提言されている（注4）。

(1)日本の国立大学では、女性教員比率は、工学系1.3%、理学系2.6%、農学・水産系1.6%という低い水準にある（図J-6）。これらの領域、その他女性教員が特に少ない分野（商船系、医・歯学系等）では、女性候補者を積極的に探し出し、適切なポジティブ・アクションを採用することにより、女性教員増加のための一層の努力を行うことが必要である。

(2)研究の質の審査において、これまで判断の客観性が当然に保障されているとみなされてきた理学や工学分野であっても、性バイアスが入り込み、女性研究者の研究は低い評価を受けやすいことが指摘されている（注5）。採用および昇進のための業績審査において性によるバイアスがないか、常に点検するべきである。

(3)女性が非常に少ない分野には、学部および大学院への女子学生の進学を積極的に奨励する対策を取ることが必要である。

6. 非常勤講師の処遇および研究環境の改善

女性研究者の多くが、本務校をもたない非常勤講師である。平成10年度には、国立大学における女性本務者5,052人に対し、女性兼務者は5,005人となっており、そのうち「教員からの兼務者」が1,618人、「教員以外からの兼務者」は3,387人である。後者の多くが、本務校をもたない非常勤講師であると推定される。女性の「本務者」に対する「教員外兼務者」の比率は、1：0.67というように高い。男性についての該当する比率は、1：0.27であるから、女性研究者の間において非常勤講師の割合は極端に高い（表J-7）。

非常勤講師は、専任の職へのステップとなる場合もあるが、常勤者の代替の低賃金労働力として長年にわたって非常勤講師に据え置かれている例も多い。一般労働市場における不安定就労問題ははやくから取り上げられてきたのに対し、大学における非常勤講師問題はこれまで真剣に取り上げられることが少なかったが、近年、問題点の指摘と改善要求の声が高まっている。

(1)非常勤講師の処遇の改善が必要であることは言うまでもないが、特定校に数年にわたって非常勤講師として勤務し、事実上常勤化している場合、常勤の教員として採用することに一層の努力を

向けるべきである。

(2)非常勤講師が専任になる機会の拡大を支援するために、研究環境の改善、教員との交流等を通じたネットワークへの参加、研究上有益な情報へのアクセスの拡大のための配慮をする。

(3)非常勤講師が常勤の教員との共同プロジェクトに参加できるよう積極的に配慮する。

7. 研究における男女共同参画の推進、女性研究者の研究環境の改善

(1)大学内あるいは複数の大学の連携によって行われる共同プロジェクトの実施に当たっては、女性研究者の参加を積極的に促進し、ポジティブ・アクションを採用して、バランスのとれた性別構成への配慮をするべきである。

(2)研究費の配分、国内外留学の機会と費用配分の面で女性研究者が不利にならないような配慮が必要である。

(3)女性研究者の研究環境の整備改善等の方策や意志決定の場に、女性の参加を推進するため、各大学内の関連組織・ポスト（大学評議員、部局長等）における女性の割合を増加させる。

(4)助手においては、女性比率が国立大学では1998年で13.3%となっており(図J-4参照)、教授、助教授等に比べ比較的高い。しかし、男性の場合は助手が専任講師または助教授へのステップとなっている場合が多いのに対し、女性の場合は、助手に長年据え置かれたり、事務・雑用担当とされ、キャリア形成上有意義な期間となっていない場合も多い。若手女性研究者の成長が阻害されることのないよう、勤務内容、プロジェクトへの参加の機会と役割分担、研修の機会、研究発表の機会等の面で配慮が必要である。

(5)諸手当の支給、宿舍入居、その他の処遇の面で、女性教職員に対し不利な扱いをしていないか点検し、差別的な慣行については撤廃しなければならない。

8. 不服申立制度の導入

雇用形態、評価、処遇等、雇用に関連する性的差別を受けた場合の不服申立制度（オンブズパーソン制度）を確立することが適切である。不服を受理し、調査、問題解決に当たる学内機関の設置を検討すべきである。

9. セクシュアル・ハラスメントの防止と問題への対処

(1)職場におけるセクシュアル・ハラスメントの訴えは近年急増しており、大学もその例外ではない。大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、雇用上の平等に反し、労働権に対する侵害であると共に、教育を受ける権利、学問する権利の侵害であり、さらに人間としての尊厳・人格を傷つける深刻な人権侵害である。また、大学の社会的責任に著しく違反するものである。大学は、セクシュアル・ハラスメントのこのような著しい有害性を明確に認識し、啓発活動や研修の実施等による未然の防止策と、事件が発生した場合の迅速にして公正な解決を図るための体制整備を行い、セクシュアル・ハラスメントの生じない教育・研究環境を維持するための全学的取組みを推進する必

要がある。

(2)セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査を定期的実施することにより、実情を把握する必要がある。大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、しばしば、教育・研究指導や論文審査を行う立場にある教員が学生に対し行う、あるいは業績評価、採用や昇進、研究プロジェクトの進行等に大きな影響力を持つ上司である男性教員が後進の女性教員に対し行うというように、非対等の力関係に置かれている男女の間に生じることが多く、弱者の立場に置かれた被害者は、報復や不利益を受けることを恐れて、明確な拒否の意志表示が困難な状況に追い込まれ、またそれゆえ問題の表面化が妨げられる傾向にあることに配慮するべきである(注6)。

(3)セクシュアル・ハラスメントに関して、1999年4月1日から、改正雇用機会均等法第21条、人事院規則10-10、「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の実施があり、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を策定する大学が増えている。ガイドラインは、セクシュアル・ハラスメントの定義、相談、紛争処理と救済の組織と手続き、公正さの保障、プライバシーの保障、二次被害の防止、予防措置、啓発活動、研修、その他必要事項について、きめ細かく規定し、実効的な運用を図る必要がある(資料D)。

10. 育児環境の整備、介護との両立支援について

国立大学の保育施設設置状況についての電話調査(お茶の水女子大学が1999年12月から2000年3月にかけて実施)によると、保育施設を設置している国立大学は20校である(そのうち認可保育施設があるのは7大学)。これらの保育施設では0歳児から受け入れており、対象(大学教職員に限定か、学生、その他一般にまで開放か)、規模(定員13名から100人以上まで)、運営の仕方(社会福祉法人による認可保育所、保護者中心の運営委員会による運営等)、運営における大学の関与等の面でさまざまである(資料E)。

育児は父母の共同責任であるが、女性がより重い育児負担を負っている場合が多いのが実情であり、研究者としてのキャリア形成期がちょうど出産・育児期と重なることが多いため、不利な立場に置かれていることが多い。

(1)大学は、教職員の保育施設設置のニーズを調査し、ニーズに合った形の保育施設を大学内に設置することが望ましいが、地域との連携を図る等の方策も検討するべきである。

(2)大学院在学中に出産・育児を経験する学生、育児をしながら再入学する社会人も将来的に増加していくと思われるので、支援体制を整備するべきである。

(3)子供を連れて日本で勉学する留学生、研究滞在する海外研究者のニーズへの配慮も必要である。

育児休業、介護休業、その他職業生活と家庭生活との両立のための労働時間の短縮等、一時的な勤務形態の弾力化の必要性についても調査検討すべきである。ただし、それが研究者に不利な処遇をもたらすようなものとなってはならない。

11. 研究遂行における通称（ないしは旧姓）の使用について

日本では婚姻および離婚によって戸籍上の姓の変更が生じうるが、男性研究者が姓を継続するのに対し、女性研究者は姓を変更することが多い。

名古屋工業大学による「婚姻に伴い姓を変えた職員（教員）の調査結果」（平成10年10月調査，調査対象：国立大学・国立短期大学）によると，旧姓使用を認めている大学（部分的に認めている大学も含む）は45校に達し，認めていない大学15校を大きく上回っている。しかし，基準を定めている大学は5校と少なく，事実上問題が生じたときに対処しているのが実情であることを示している（資料F）。

姓の変更が研究キャリアの面で不利とならないように，研究者本人が通称継続を希望する場合は，大学として通称使用を認めるよう基準を明文化することが望ましい。

12. その他

科学研究における男女共同参画を推進するために，科学研究に関する諸制度および研究環境の整備等を積極的に支援する。

(1) 科学研究者に関する諸制度，研究環境の整備等の方策や意志決定の場に，女性の参加を促進するため，下記の諸機関における女性の割合を増加することを目的に，達成目標とタイムテーブルを明示したポジティブ・アクションを採用することが望ましい。

- ① 日本学術会議会員（現在，会員210名中，女性は2名，0.95%にすぎない。国際的に見ると，極端に低い。）（資料G）
- ② 各種審議会（現在19.8%となっており，20%の目標をほぼ達成しているが，引き続きの上昇を促進する。）
- ③ 各学会における役員
- ④ その他の関連組織

(2) 科学研究費補助金などの審査員に女性を増やすことが望ましい。スウェーデンでの研究は，研究助成金の配分について，女性研究者の研究業績，研究プランは，低く評価される傾向にあることを示している（注4，注5参照）。科学研究費補助金などの審査員に女性を増やすことによって，研究助成金の配分の公正化を図ることが望ましい。

(3) 非常勤講師が研究代表者となって文部省科学研究費補助金などに申請できる資格を認める等，国の研究支援制度の整備について関係機関で議論，検討することが望まれる。

（注1） 総理府（『平成11年度男女共同参画白書』）「男女共同参画白書の刊行に当たって」より。

（注2） ここでの女性教員比率は，二年制カレッジを含む全高等教育における教員についての数字である。二年制カレッジにおける教員を除くと，1995/96年の女性教員比率は約35%と若干低下するが，大幅な低下とはならない。

(注3) ポジティブ・アクションは、「積極的改善措置」を指す。「積極的改善措置」は、男女共同参画社会基本法および改正男女雇用機会均等法第9条によって、「男女共同参画社会の形成を促進する策」として奨励されている。男女共同参画社会基本法第2条二は、「積極的改善措置」について、社会参画の「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義し、第8条は、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」には、「積極的改善措置を含む。以下同じ。」と明記している。

改正男女雇用機会均等法第9条は、「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は、……男女の均等な機会および待遇を実質的に確保することを目的とした措置、すなわち、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で雇用の場に生じている男性労働者との間の事実上の格差を是正することを目的として行う措置については法に違反しない旨明記している。「女性の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）を行うことが必要である」としている。（資料C参照）

なお、アメリカやオーストラリアでは、アファーマティブ・アクションという表現が用いられている。アメリカにおけるアファーマティブ・アクションは、大統領令11246号として発令され（1965&67年）、連邦政府と年5万ドル以上の契約があり、50人以上を雇用する事業主に対し、人種や性構成の改善のための目標と実施の日程を示すアファーマティブ・アクション計画書を提出することを義務付けている。その具体的内容は、組織の特徴、時代の社会的価値観その他諸々の要素を反映しており、画一的、固定的なものではない。大学は連邦政府とさまざまな契約（研究契約等）があるため、アファーマティブ・アクション計画書の提出が義務付けられている。

(注4) European Union General Directorate of Research は、EU 諸国におけるサイエンス分野における女性が少ないことを問題として取り上げ、現状把握、問題点分析、改善のための方策をさぐるために、European Commission 内に設置された the European Technology Assessment Network (ETAN) に調査を委託した。ETAN に、EU メンバーのうちの10ヶ国からの諸分野の科学者が集まって Expert Working Group on Women and Science が組織され、同グループは、1999年11月に、報告書 *Science policies in the European Union : Promoting excellence through mainstreaming gender equality* を提出した。なお、ここでのサイエンスは、自然科学、エンジニアリング、テクノロジー、コンピューティング、社会科学を含む広いものである。

同報告書は、女性の採用と昇進を推進するため、公的組織におけるジェンダー・バランスを明文化；ピア・レビュー制度に性差別や縁故主義が入らないような改革；公的記録へのアクセスを保障する明文化；科学にかかわる重要な決定機関における女性比率を2002年までに30％に、2005年までに40％にまで引き上げることの目標化；男性と結び付けられてステレオタイプ化されている科学と科学者のイメージの教育を通じた変更とそのためのサイエンス教育における改革；科学における女性が置かれている状況を改善するためのさまざまな革新的試みに対する支援・助成、等を提言している。

(注5) スウェーデンの研究者、Christine Wenneras and Agnes Wold は、スウェーデンにおけるバイオメディカル領域の主要な助成団体の一つである Swedish Medical Research Council が授与している

20のポストドクトラル・フェローシップの決定におけるピア・レビューを分析し、このシステムに性バイアスとえこひいきが入り込んでいることを示した。ピア・レビューは評価の公正さを保障するシステムとして広く採用されているが、実際には、レビュアーによる研究メリットの判定はジェンダーと関連しており、男性研究者の生産性と能力を高く評価し、女性を低く評価すること、女性研究者は男性と同じ評価を得るためには、男性より2.5倍高い生産性が必要であることを示した。著者は、評価の秘密という政策を放棄し、公的助成機関における評価は公的記録であるとして情報へのアクセスの開放が望ましいこと、偏見と仲間意識という人間の弱さに抵抗するシステムが組み込まれたピア・レビュー・システムの開発が必要であると提言している。

この論文 "Nepotism and sexism in peer-review" が *Nature* (Vol.387, 22 May, 1997) に発表されると、大きな反響を呼び、「女性と科学」あるいは「科学における女性」をめぐって、*Nature* 誌に一連の研究論文や論点が掲載された。また、ヨーロッパ全体の問題として、さらにユネスコでも取り上げられ、世界的な関心を喚起し、サイエンスからの女性の排除は公正原則に反するのみならず、人的資源の損失でもあることが強調され、サイエンスへの女性の進出を促進するさまざまな取り組みが論じられている。

(注6) セクシュアル・ハラスメントは、女性が男性に対し行う場合、同性間で生じる場合もあるが、男性が女性に対し行う場合が圧倒的に多い。また、教職員から学生に対し、あるいは上位の教職員から下位の教職員に対し行われる場合以外にも、同僚間、学生間にも発生しうるし、留学生に対し行われる人種差別と結び付いたものも起こりうる。

そ の 他

(平成12年6月2日～平成12年8月1日)

■特別委員会の設置

○ 設置形態検討特別委員会

課 題：教育，研究の質のさらなる向上によって，国民の利益と増進と，地域社会，人類社会の持続可能な発展に貢献することを目指し，その実現にふさわしい国立大学の設置形態の検討を行う。

設置期間：2年間（平成12年7月1日～平成14年6月30日）

委員名簿：委員 長 尾 真（京都大学長）
副委員長 中 嶋 嶺 雄（東京外国語大学長）
委 員 丹 保 憲 仁（北海道大学長）
〃 海 妻 矩 彦（岩手大学長）
〃 阿 部 博 之（東北大学長）
〃 北 原 保 雄（筑波大学長）
〃 鈴 木 章 夫（東京医科歯科大学長）
〃 梶 井 功（東京農工大学長）
〃 内 藤 喜 之（東京工業大学長）
〃 佐 藤 保（お茶の水女子大学長）
〃 石 弘 光（一橋大学長）
〃 松 尾 稔（名古屋大学長）
〃 西 塚 泰 美（神戸大学長）
〃 杉 岡 洋 一（九州大学長）
〃 江 口 吾 朗（熊本大学長）
〃 田 中 弘 允（鹿児島大学長）
専門委員 宮 脇 淳（北海道大学教授）
〃 馬 渡 尚 憲（東北大学教授）
〃 小早川 光 郎（東京大学教授）
〃 森 田 朗（東京大学教授）
〃 宮 島 洋（東京大学教授）
〃 若 杉 隆 平（横浜国立大学教授）
〃 奥 野 信 宏（名古屋大学教授）
〃 丸 山 正 樹（京都大学教授）

- 〃 西川 伸一（京都大学教授）
- 〃 本間 正明（大阪大学教授）
- 〃 浦部 法穂（神戸大学教授）
- 〃 内田 博文（九州大学教授）

■小委員会の設置

○ 第2常置委員会 入試改革に関する検討小委員会

課 題：国立大学の今日の入試課題を明らかにし、改革の考え方、方向を示す。また、大学審議会の提案に対して、具体的な提案（代案）を示せるものについてはその検討を行う。

設置期間：2年間（平成12年6月15日～平成14年6月14日）

- 委員名簿：委員長 杉岡 洋一（九州大学長）
- 委員 吉田 政幸（図書館情報大学長）
- 〃 板垣 浩（横浜国立大学長）
- 〃 森本 尚武（信州大学長）
- 〃 長谷部 清（北海道大学教授）
- 〃 荒井 克弘（東北大学教授）
- 〃 村上 隆（名古屋大学教授）
- 〃 前田 稔（九州大学教授）
- 〃 柳井 晴夫（大学入試センター教授）

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[発令日]
宮城教育大学	横須賀 薫	江崎 陽一郎	平成12年8月1日
鹿屋体育大学	芝山 秀太郎	江田 昌佑	平成12年8月1日

○ 委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
教員養成特別委員会	横須賀 薫（宮城教育大学長）	平成12年8月1日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
教員養成特別委員会	水原 克敏（東北大学教授）	平成12年8月1日

○ 専門委員の交代

(委員会)

(新任)

(前任)

〔発令日〕

第1常置委員会

北村幸久
(東北大学事務局長)

伊藤博之
(東北大学事務局長)

平成12年8月29日

○ 委員会の解散

第3常置委員会
男女共同参画に関する
ワーキンググループ

〔平成12年6月14日付をもって解散〕

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学术交流，国際協力）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
 - 第8常置委員会（評 価）
- 常置委員会小委員会
 - 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
 - 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
 - 設置形態検討特別委員会
〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

* 第106回総会において、教育・研究の質の更なる向上によって国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の持続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために「設置形態検討特別委員会」を設置し、この委員会を中心に文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行うことが確認されました。

また、文部省は独立行政法人制度の下で、大学等の特性に配慮しつつ国立大学等を独立行政法人化する場合の法令面や運用面での対応など制度の具体的な内容について必要な調査検討を行うため「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を設置しましたが、この「調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国大協の意向を強く反映させるための努力を行うことも確認されました。

これを受けて、特別委員会は総会で確認された前述の使命を遂行すべく、早速、活動を開始いたしました。

* 第106回総会で報告された『国立大学における男女共同参画を推進するために』の報告書の全文を掲載いたしました。図表及び資料については頁数が多いため、会報への掲載を割愛いたしました。図表等をご覧になりたい場合は、既に各大学に送付した同報告書をご参照いただくか、国大協事務局にお問合せください。

* 本号の「巻頭エッセー」には、丹保北海道大学長にお願いして「国立大学法人化の論議のただ中で」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有り難うございました。厚く御礼申し上げます。
(伊藤)

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成12年8月25日 印刷
平成12年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第169号

(第50巻第3号 通巻第169号)

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3811)4760

03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社